

門真市一般廃棄物処理基本計画
(素案)

令和元(2019)年12月

門 真 市

ごあいさつ (市長)

目 次

第1部	総論	1
第1章	計画策定の趣旨	1
第2章	計画の性格と位置付け	2
第3章	門真市の概要	4
第4章	計画目標年度	6
第2部	ごみ処理基本計画	7
第1章	ごみ処理システムの現状	7
第2章	ごみ排出量及び処理量の現状	14
第3章	ごみ処理費用の現状	39
第4章	ごみ減量化の現状	41
第5章	計画改定に向けた課題	48
第6章	基本理念	52
第7章	ごみ排出量及び処理量の見込み	53
第8章	課題解決に向けた方策	57
第9章	ごみの適正な処理等に関する基本的事項	65
第10章	計画推進のために	67
第3部	生活排水処理基本計画	68
第1章	生活排水処理の現状	68
第2章	生活排水処理における基本的課題	73
第3章	生活排水処理計画	74
第4章	生活排水処理等の体制	75
第5章	計画目標年度	75
第6章	処理方式別人口及び排出量の見込み	75
第7章	収集・運搬計画	77
第8章	処理・処分計画	77
第9章	浄化槽対策計画	77
第10章	生活雑排水対策計画	77
第4部	災害廃棄物処理基本計画	78
第1章	計画策定の趣旨	78
第2章	計画の位置付け	78
第3章	災害廃棄物処理の基本方針	79
第4章	災害廃棄物処理に係る基礎的事項	80

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

前回の門真市一般廃棄物処理基本計画は平成22年3月に改定し、それ以降、この計画に基づき、門真市（以下「本市」という。）ではごみの減量やリサイクル、適正処理に取り組んできました。

一方、国内では、循環型社会構築に向けた法制度等の基盤が着実に整備されるとともに、国連サミットで2015年9月に採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の推進に代表されるように、地球温暖化防止の観点から、低炭素社会の実現をめざす動きがますます活発となってきています。

本市でも令和●年●月に「門真市第6次総合計画」を策定したところであり（※現在計画中）、同計画に定められる一般廃棄物部門の施策を実現する役割を持つとともに、循環型社会の構築、地球温暖化防止に貢献する計画の策定が求められています。

このような状況の中で、公衆衛生の確保、循環型社会の構築、低炭素社会の実現にも配慮して、門真市一般廃棄物処理基本計画の策定を行うものです。

【SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）】

平成27年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

アジェンダには、持続可能な世界を実現するための2030年までの国際的な共通目標として、17のゴール（目標）と169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が盛り込まれました。

わが国においても平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げました。

門真市一般廃棄物処理基本計画は、「目標3」、「目標11」、「目標12」、「目標13」、「目標14」、「目標15」、「目標17」に関連性のある計画となります。



図1 SDGsの17の目標

第2章 計画の性格と位置付け

- I. 本計画は、上位計画である「門真市第6次総合計画」（令和元年●月策定）の一般廃棄物部門の基本的施策を定めた計画であるとともに、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法との整合性を保ちつつ、今後のリサイクル・ごみ処理に関して、ごみゼロ社会をめざし、一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進といった排出管理から、ごみやし尿等の収集・運搬、処理、処分までの一般廃棄物処理行政全般に係る基本方向を定めたものです。
- II. 本計画は、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物処理施設整備計画の策定時の基本指針であるとともに、国・府や近隣市と広域的事業を実施する場合の指針となるものです。
- III. 本計画は、「門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」と相互に補完しあいながら、今後、一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正な処理を実現していくものです。さらに、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、家電リサイクル法等との整合性を図っています。
- IV. 本計画に基づき、市民・事業者・門真市の三者協働によるごみ減量化・リサイクルの展開、ごみゼロ社会をめざした一般廃棄物処理システムの構築、さらに、本市だけでは実現できない社会経済システムの改革に向けた種々の提案を外に向けて発信していく指針となるものです。

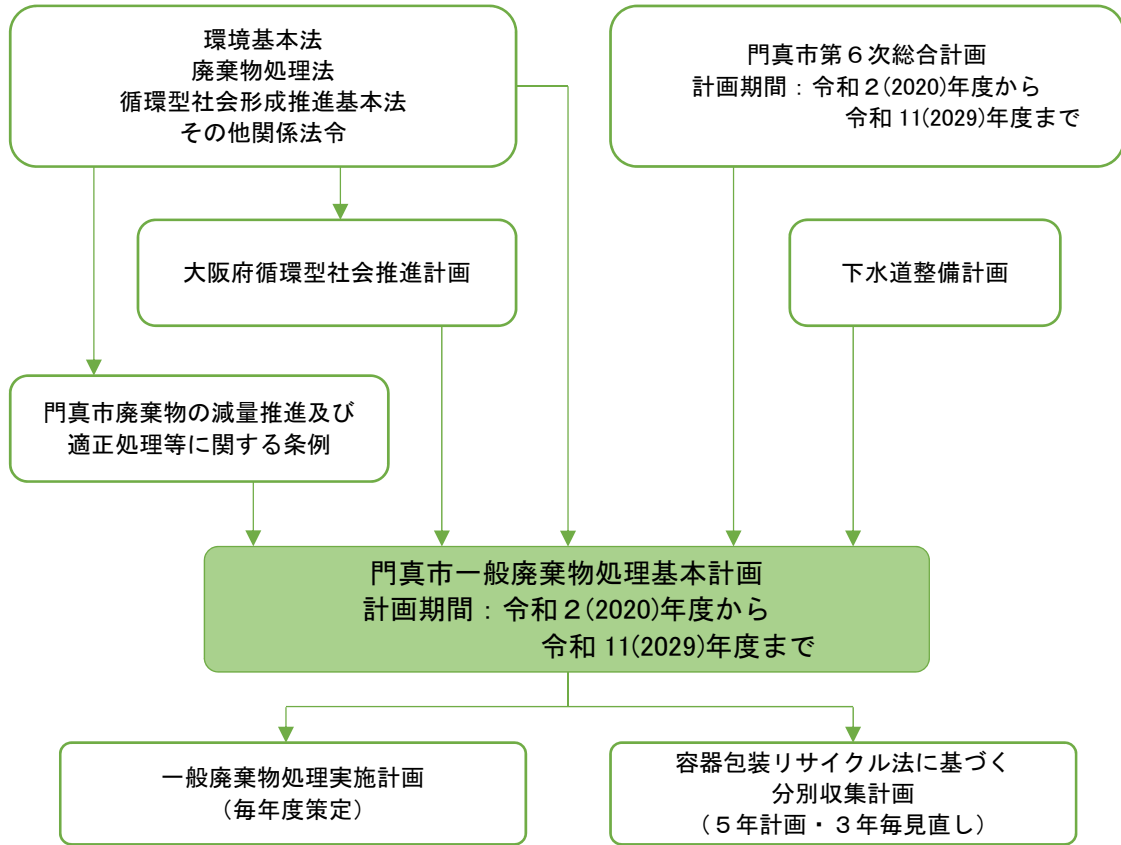


図 2 計画の位置付け

【参考】門真市第6次総合計画概要（一般廃棄物処理関連部分の抜粋）

○基本構想		現在計画策定中
<p>策定年月：令和●年●月</p> <p>計画期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）までの10年間</p> <p>将来像：『人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真』</p> <p>目 標：①出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現 ②地域の中で生き活きと、健康で幸せに暮らせるまちの実現 ③安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現 ④誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現</p> <p>目標人口：約105,000人（2030年）、約94,000人（2040年）</p>		
○基本計画		現在計画策定中
計画期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）までの10年間		
行政分野	基本施策	
⑥環境分野	1 地球環境保全 2 生活環境保全 3 快適に暮らせる生活基盤の整備	
⑧地域振興分野	3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり	
⑪危機管理分野	1 危機管理と災害時対策	
⑫行政管理分野	4 公共施設の適正管理	

注) 本計画に関連のある項目のみ抜粋

第3章 門真市の概要

第1節 地理的、地形的特性

本市は大阪府の北東部、大阪市の中心部から10km以内に位置し、東西4.9km、南北4.3km、面積は12.30km²、標高は低く平坦地で、周囲は大阪市、守口市、寝屋川市、大東市と隣接しています。

公共交通は京阪電気鉄道をはじめ、大阪モノレールや大阪メトロ長堀鶴見緑地線、近鉄バス、京阪バス、コミュニティバスが通っており、幹線道路は国道163号、大阪中央環状線及び第二京阪道路が通っています。大阪モノレール、阪神高速淀川左岸線の延伸も決定しており、今後、更に交通利便性が向上します。

府内でも有数の交通環境に恵まれた都市であり、国道163号より北側の密集市街地をはじめ、ほぼ全域で市街地が形成されていますが、かつては水路が市域を縦横にめぐる水運に恵まれた穀倉地帯であり、現在も南部の市街化調整区域などには農空間が残されています。

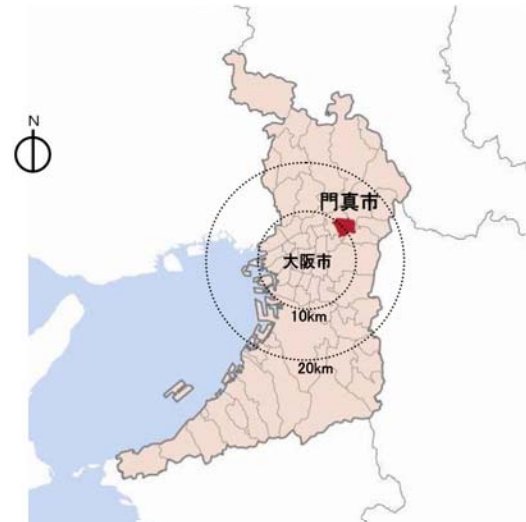


図3 門真市の位置



図4 市内の交通網

第2節 気候的特性

本市の気象は、東の生駒山系からのびる東部丘陵地帯と淀川流域を中心に京都までのびた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、比較的温暖です。

平成29～30年の月別平均気温及び月別降水量は下図のとおりです。

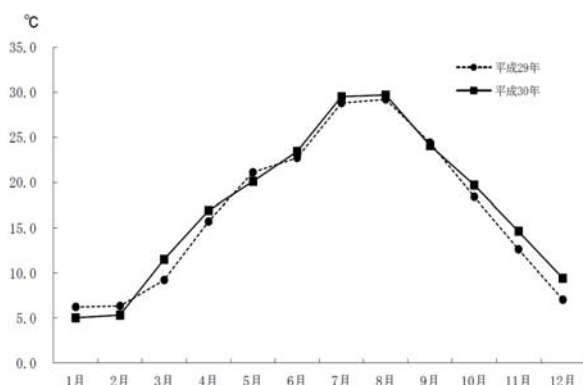


図 5 月別平均気温

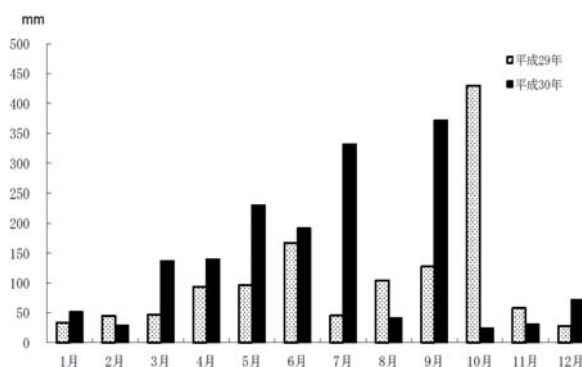


図 6 月別降水量

出典) 門真市統計書 (平成30 (2018) 年版)

第3節 人口

本市の人口は減少傾向にあり、平成30 (2018) 年度の総人口は122,299人であり、平成21 (2009) 年度と比べ、この10年間で約7%減となっています。平成27 (2015) 年3月に改定された「第5次門真市総合計画」においては平成31 (2019) 年度末の推計人口を125,000人と設定していますが、平成30 (2018) 年時点で若干割り込んでいる状況です。

世帯数は増加傾向にあり、平成30 (2018) 年度の世帯数は約62,000世帯であり、平成21 (2009) 年度と比べ、この10年間で約2%増となっています。しかし世帯人員は少子化を背景として減少傾向にあり、平成30 (2018) 年度の平均世帯人員数は1.97人となっています。

本市は近年高齢化率が急激に上昇する傾向にあることから、バランスの良い年齢構成とすることが課題です。そのために、高齢者が生きがいを持って健康に暮らせるとともに、子育て世代の人々が安心して産み育てることができる環境をつくり、将来を担う子どもたちがいつまでも門真に住み続けたいと思う元気で発展するまちをつくることをめざしています。

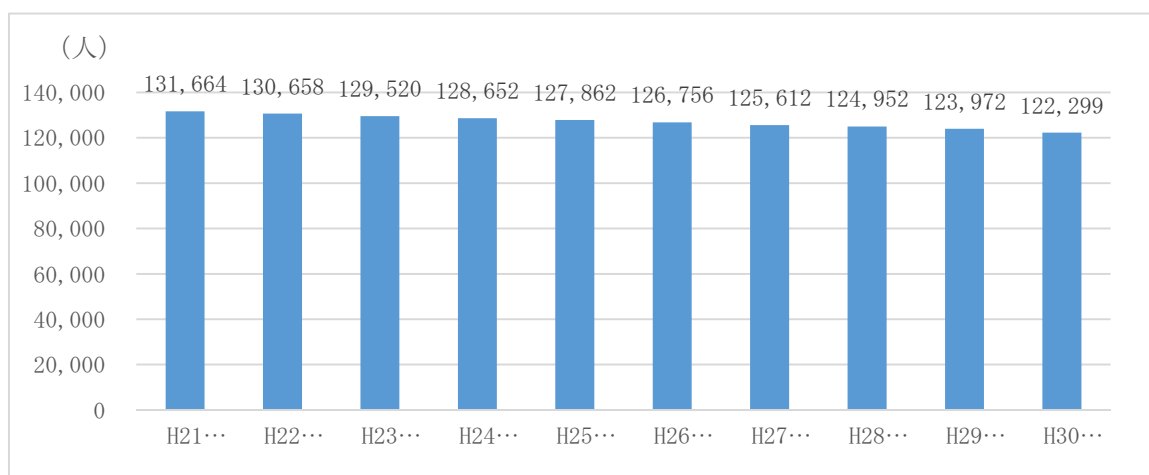


図 7 人口推移

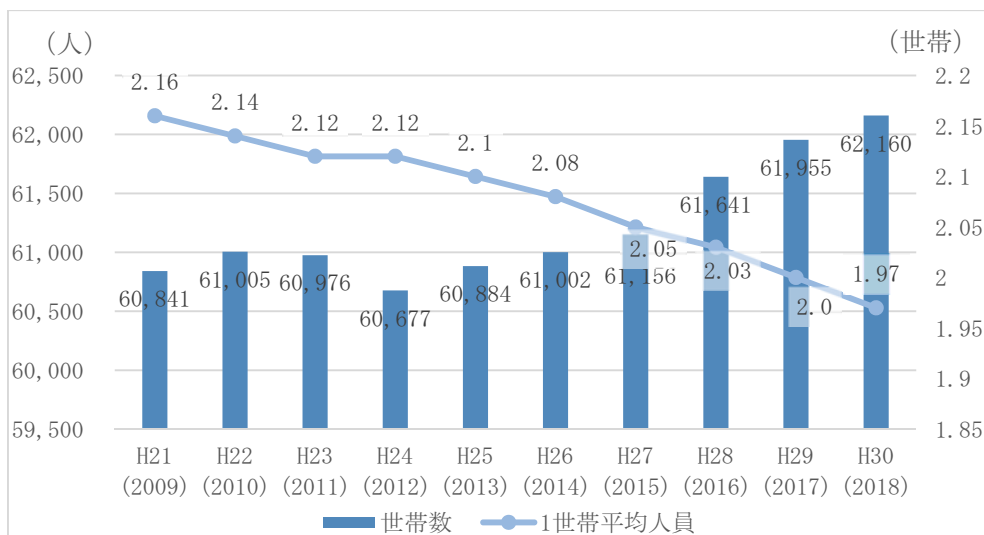


図 8 世帯数と1世帯平均人員の推移

第4節 産業

本市の事業所数は、平成28（2016）年度時点で5,462事業所であり、平成21（2009）年度より約900事業所減っています。従事者数は平成28（2016）年度時点で65,823人であり、平成21（2009）年度より約14,000人減っています。

平成28（2016）年度時点の事業所の産業割合について、上位5つの業種は、卸売業・小売業が20.4%、宿泊業・飲食サービス業16.4%、製造業13.6%、医療・福祉9.2%、生活関連サービス業・娯楽業8.7%となっています。

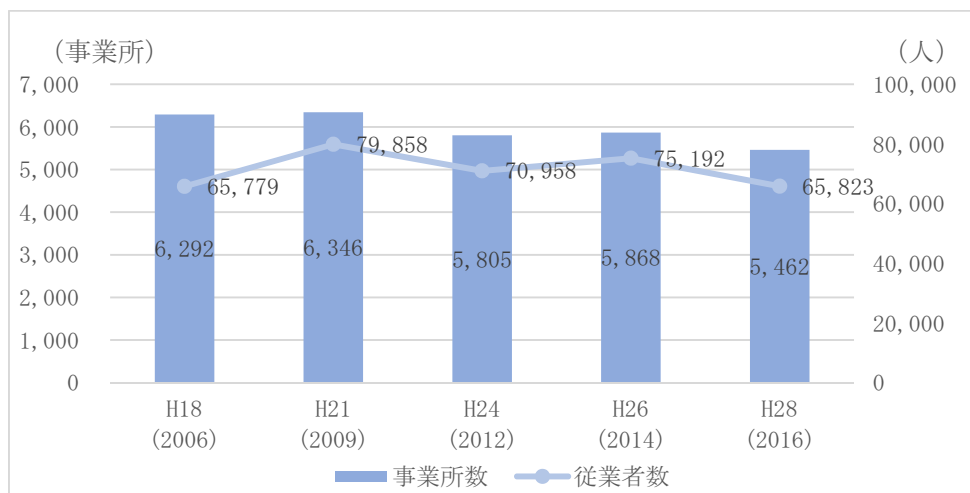


図 9 事業所数・就業者数の推移

出典：平成18年は事業所・企業統計調査、平成21年及び平成26年は経済センサス - 基礎調査、平成24年及び平成28年は経済センサス - 活動調査をもとに作成しているが、各調査は調査対象等が異なるため、単純比較はできない。

第4章 計画目標年度

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、10年後の令和11（2029）年度を最終目標年度とします。また、中間目標年度を5年後の令和6（2024）年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合など、必要に応じて計画を見直します。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理システムの現状

第1節 ごみ処理システムの概要

本市では、家庭系ごみについては、「普通ごみ（可燃ごみ）」、「小型ごみ（不燃ごみ）」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の収集・処理をしています。

会社・商店等事業活動に伴って排出される事業系ごみについては、全て事業者責任による処理としており、市の処理施設に搬入する場合は、有料での自己搬入または収集運搬許可業者による搬入に限定しています。

本市から発生する可燃ごみは、「門真市クリーンセンター」の焼却施設で焼却処理しており、不燃ごみ及び粗大ごみは「粗大ごみ処理施設」で破碎処理しています。資源ごみは「門真市立リサイクルプラザ」で選別・圧縮・梱包等の処理をした後、資源化しています。

焼却残さは、「大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）」で埋め立て処理をしています。

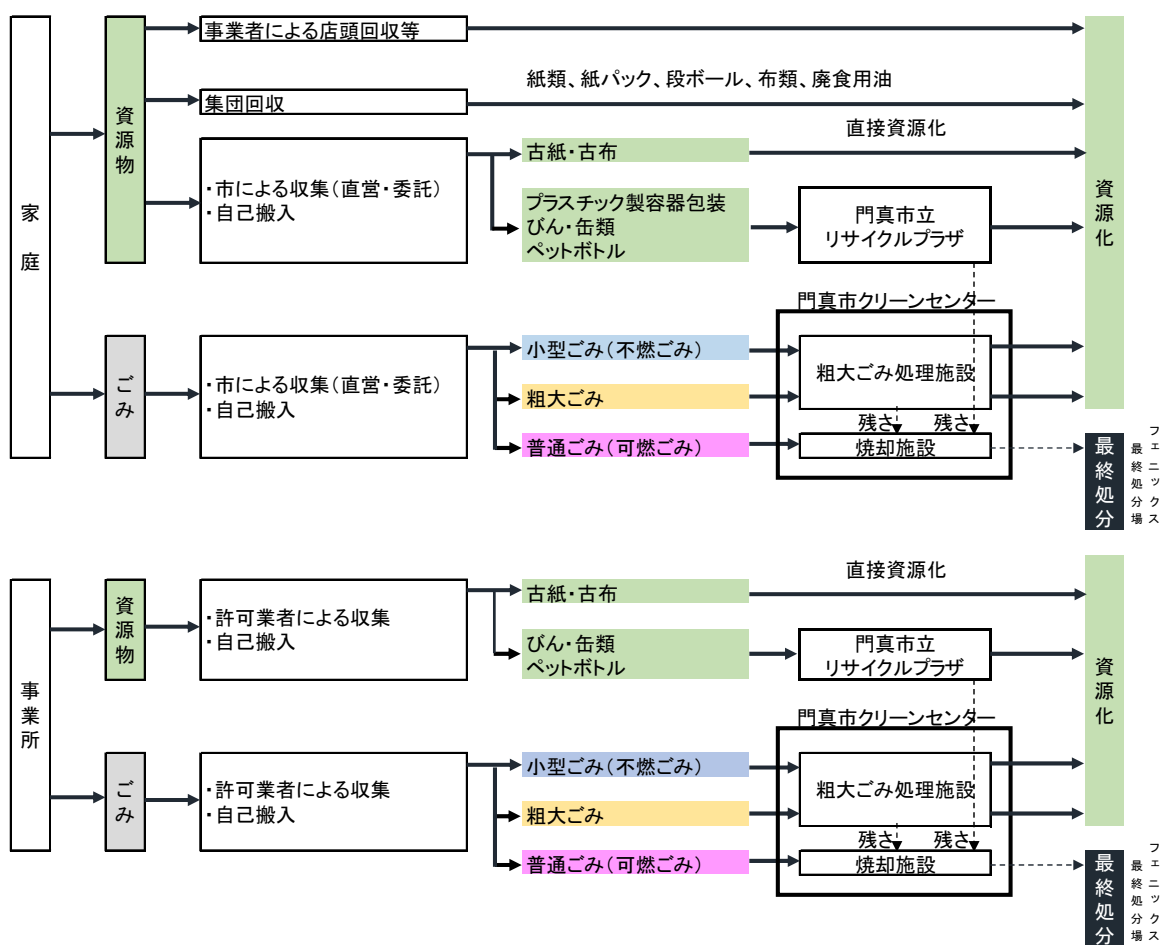


図 10 ごみの流れ

(単位：t)

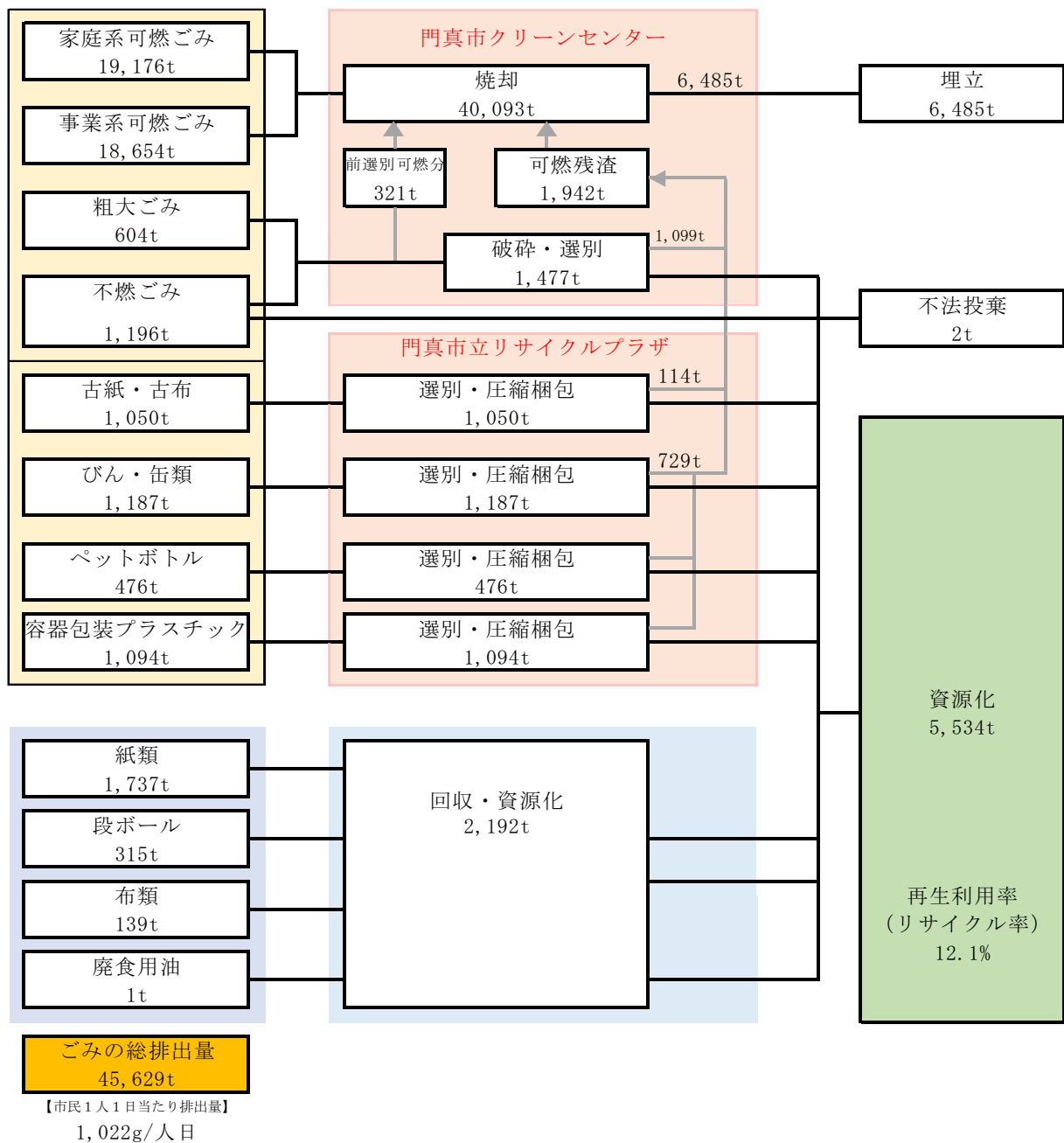


図 11 ごみ処理フロー (平成30 (2018) 年度実績)

第2節 ごみ処理施設の概要

本市のごみ焼却施設は第4号炉と第5号炉の2炉があり、第4号炉は平成12（2000）～14（2002）年度にかけて、ダイオキシン類対策工事を実施しています。

また、不燃物処理・資源化施設が老朽化していたことから、平成14（2002）年3月に新たな不燃物処理・資源化施設として、リサイクルプラザを整備しました。

表1 門真市クリーンセンターの概要

名 称	門真市クリーンセンター
所 在 地	門真市深田町19番5号
敷地面積	約20,800m ² （都市計画決定面積）
建物面積	4,736m ²
焼却処理施設	第4号炉 炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉 処理能力 144 t / 24 h 竣 工 平成元年3月 改造工事 平成12～14年度 （ダイオキシン改造後 処理能力120 t / 24 h）
	第5号炉 炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉 処理能力 156 t / 24 h 竣 工 平成8年3月
	飛灰処理 処理方式 重金属固定剤添加混練法 竣 工 平成8年3月
	排水処理施設 処理方式 凝集沈殿・キレート吸着法 処理水量 37.8m ³ /24h 竣 工 平成8年3月
破碎処理施設	粗大ごみ処理施設 処理方式 衝撃剪断併用縦軸回転式破砕機 処理能力 30 t / 5 h 竣 工 平成元年3月
	裁断機 処理能力 1 t / 1 h 竣 工 平成4年3月
リサイクルプラザ	建物面積 2,664m ² 建物構造等 地上5階地下1階 竣 工 平成14年3月 【プラント部門】 処理能力 40 t / 5 h 設備内容 びん・缶処理設備 15.9 t / 5h ペットボトル処理設備 1.3 t / 5h プラスチックボトル処理設備 1.8 t / 5h その他プラスチック製容器包装処理設備 8.8 t / 5h 小型複合処理設備 2.4 t / 5h 古紙・古布処理設備 9.8 t / 5h
	【プラザ部門】 ア 事業活動 ・リサイクルに係る情報の収集、提供及び啓発 ・リサイクルに係る講座、研修会等の開催 ・不用品の再生並びに再生品の展示及び提供 ・プラザの施設、器具、備品の提供 ・その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業 イ 施設内容 エントランスホール／事務室／イベント広場／展示ホール／ リサイクル工房／資料室／マルチホール・会議室

第3節 家庭系ごみ分別収集区分

本市では、家庭系ごみについては、可燃ごみ（普通ごみ）、不燃ごみ（小型ごみ）、粗大ごみ、資源ごみ（古紙・古布、びん・缶類、プラスチック製容器包装、ペットボトル）の、7種9分別収集となっています。また、可燃ごみと粗大ごみについては、引越しや後片付け等で多量に出る場合は臨時ごみとして処理を行っています。

表 2 家庭ごみの分別収集区分

項目		分別名称	内容	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	①普通ごみ	生ごみ、紙くず、草・葉、 最大辺径が30cm以下のプラスチック製品、 プラスチック蓋木箱、保冷用発泡スチロール、 ぬいぐるみ、紙おむつ、履物・鞆、猫砂、 使い捨てカイロ、自転車チューブ、資源化できない 紙・布等	
	資源ごみ	②プラスチック製 容器包装	レジ袋、プラスチック製カップ・ボトル、 包装用フィルム、緩衝材発泡スチロール、 その他プラスチック類のリサイクルマーク掲載のもの 等	
		③びん・缶類	(1)びん類	空きびん
			(2)缶類	一斗缶未満の空き缶、簡易ガスボンベ・スプレー缶
		④古紙・古布	(1)古紙	新聞紙・雑誌・チラシ・ノート・ダンボール・包装 紙・紙袋・牛乳パック等の紙類
	(2)古布		古着・タオル等の布製品	
		⑤ペットボトル	リサイクルマークのついたペットボトル (ラベルはプラスチック製容器包装)	
	不燃ごみ	⑥小型ごみ	金属類、陶磁器類、蛍光灯・電球、刃物、 乾電池・ライター類・水銀使用廃棄物、 耐熱ガラス、クリスタル、 枝（太さ5cm以下長さ1m以下）	
粗大ごみ	⑦粗大ごみ	最大辺径が30cm超の耐久消費財等		
臨時ごみ（可燃ごみ・粗大ごみ）			引越し、後片付け等で多量に出るごみ等	

※平成31（2019）年4月現在

第4節 収集・運搬の現状

本市のごみ収集区分と収集体制を以下に示します。

表3 ごみの収集区分と収集体制（平成31（2019）年4月1日現在）

項目	分別名称	収集回数	収集方法	収集方式	収集体制	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	普通ごみ	週2回	45L以下の無色透明・白色半透明袋	戸別・ ステーション方式	直営 (一部委託)
	資源ごみ	プラスチック製容器包装	週1回	45L以下の無色透明・白色半透明袋		
		びん・缶類	週1回	45L以下の無色透明・白色半透明袋		
		古紙・古布	月1回 (3束/回まで)	・古紙：紐結束 ・ダンボール：50cm以下に折り畳み十字結束 ・古布：45L以下の無色透明・白色半透明袋		
		ペットボトル	月2回	45L以下の無色透明・白色半透明袋 ・キャップ：小袋		
	不燃ごみ	小型ごみ	月1回 (傘4本/回、 枝2束/回)	45L以下の無色透明・白色半透明袋 ・割れ物等の危険物：紙に包んで「キケン」表示 ・乾電池・ライター類・水銀使用廃棄物：別袋 ・枝：結束		
	粗大ごみ	粗大ごみ	事前予約制	指定なし		
臨時ごみ		事前予約制	申し込みの都度			
事業系ごみ		随時			許可業者	
一般持ち込みごみ	家庭系ごみ	自己搬入				
	事業系ごみ	自己搬入				
その他	処理の申込があったもの	自己搬入				
	不明のもの	通報の都度			直営	

第5節 ごみ処理等の体制

環境水道部（環境関係）の令和2（2020）年4月の組織構成を以下に示します。

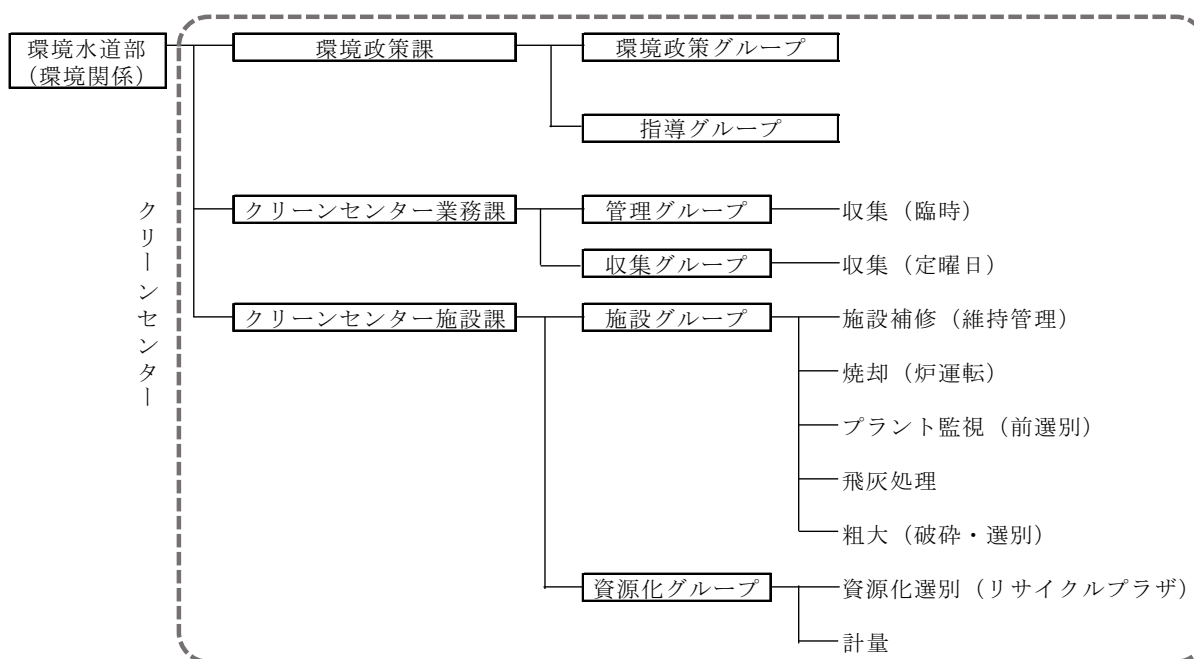


図 12 環境水道部（環境関係）の組織構成

第6節 収集車両台数・職員数の現状

ごみ収集のための車両台数及び職員数を以下に示します。

表 4 収集車両台数及び職員数（平成31（2019）年4月1日時点）

車種等		普通ごみ収集用 (分別ごみ併用)	臨時	計	
車両台数	クカー車	2 t	2	0	2
	パッカー車	2 t	8	1	9
	ダンプ車	0.35t	4	1	5
		1 t	1	0	1
		2 t	1	1	2
計		16	3	19	
収集職員数		収集グループ35名／管理グループ6名			

第7節 適正処理が困難なものへの対応

感染性一般廃棄物については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省環境再生・資源循環局平成30(2018)年3月策定）に基づき、以下の処理ルールに従い取り扱っています。

表 5 感染性廃棄物の取り扱い

項目	1. 門真市が処理できる廃棄物	2. 門真市が処理できない廃棄物 (特別管理産業廃棄物)
種類	・感染性廃棄物の判断フロー（図13）で非感染性廃棄物に該当する一般廃棄物	・感染性廃棄物 ・産業廃棄物
収集方法	・回収ボックスに入れて院外に排出 ・一般廃棄物収集運搬許可業者に医療機関が収集を依頼	— (市による収集は行わない)
処理方法	・門真市クリーンセンターで処分	・特別管理産業廃棄物処理業者に委託

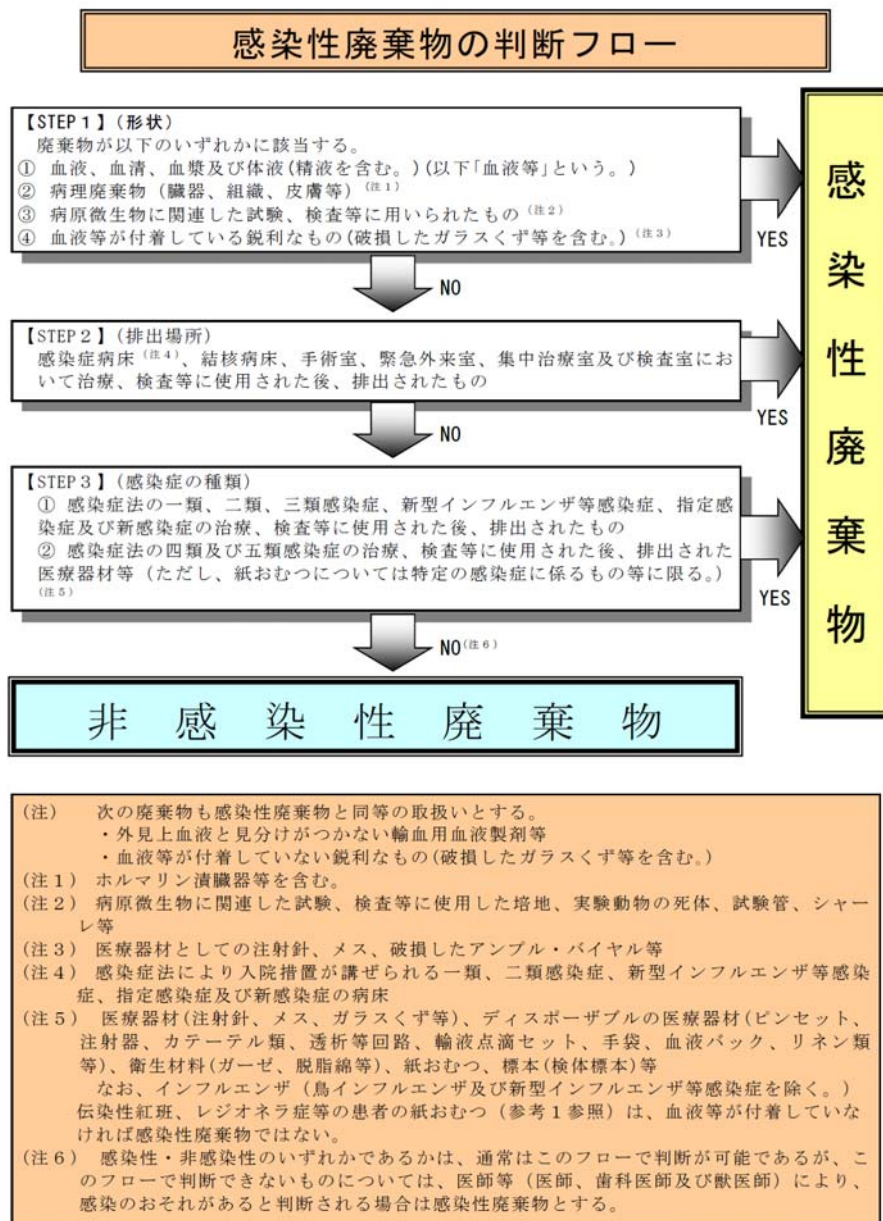


図 13 感染性廃棄物の判断フロー

出典：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省環境再生・資源循環局平成30年3月策定）

第2章 ごみ排出量及び処理量の現状

第1節 ごみ総排出量

本市の平成30（2018）年度のごみ総排出量は45,629 tであり、平成21（2009）年度と比べ、この10年間で約6,400 t（約12%）減少しています。

種別ごとにみると、平成30（2018）年度の家庭系ごみは24,097 t、事業系ごみは19,340 t、集団回収2,192 tとなっており、平成21（2009）年度と比べ、この10年間で家庭系ごみは約2,200 t（約8%）、事業系ごみは約3,000 t（約13%）、集団回収は約1,300 t（約37%）減少しています。

平成30（2018）年度のごみ総排出量における各種別の割合は、家庭系ごみが52.8%、事業系ごみが42.4%、集団回収が4.8%となっており、平成21（2009）年度時（家庭系ごみ50.5%、事業系ごみ42.9%、集団回収6.6%）と比べ、家庭系ごみの占める割合が若干増加しています。

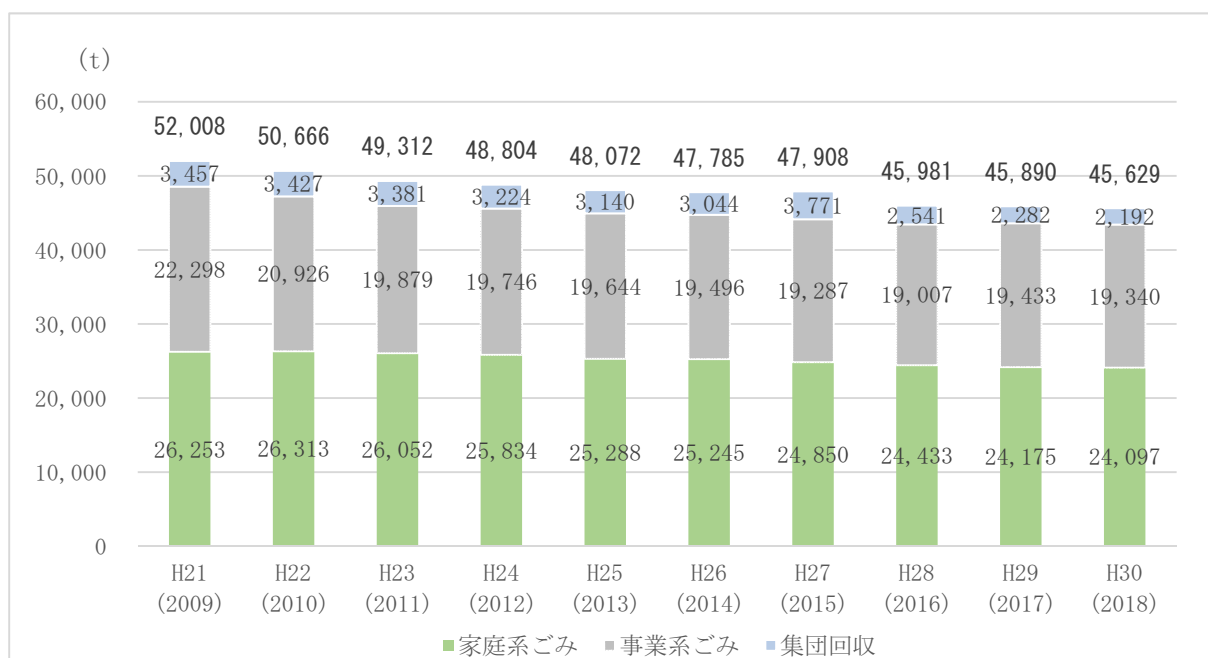


図 14 ごみ総排出量の推移

第2節 区分別排出量の推移

(1) 家庭系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは平成23（2011）年度以降減少傾向にあり、近年は19,000 t 程度になっています。不燃ごみは増減を繰り返しながら600～800 t 前後を推移しています。資源ごみも増減を繰り返しながら、近年では3,700 t 前後を推移しています。粗大ごみは平成26（2014）年度以降減少傾向にあり、近年は500 t 程度になっています。

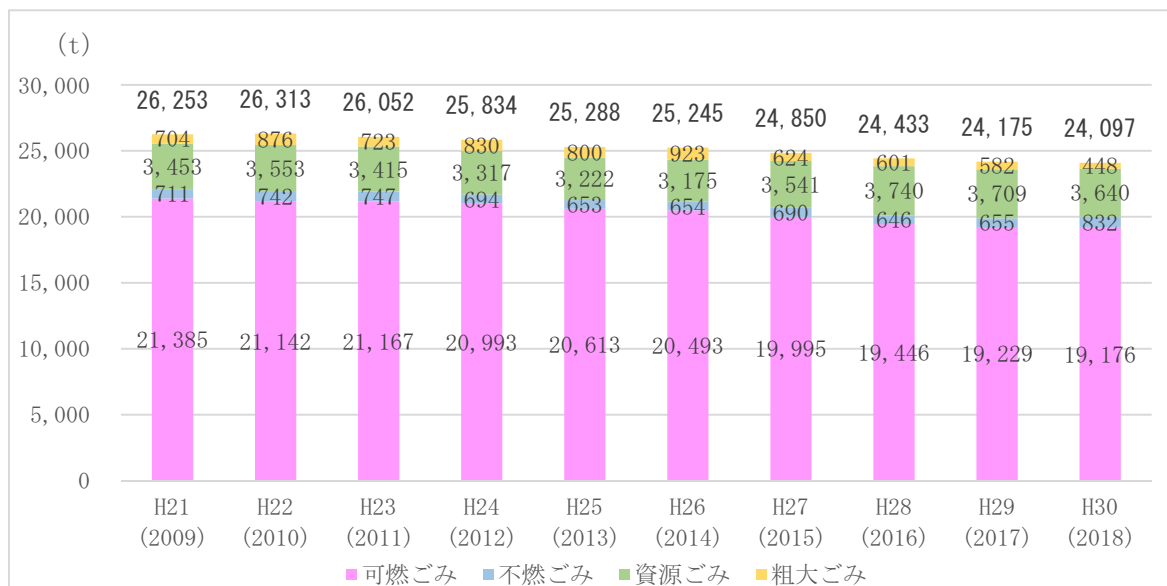


図 15 家庭系ごみ区分別排出量

(2) 事業系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは平成21（2009）年度以降減少傾向にあり、近年は18,500 t 程度を推移しています。不燃ごみは平成25年（2013）年度まで減少傾向にあり、それ以降は360 t 前後を推移しています。資源ごみと粗大ごみは、いずれも増減を繰り返しながら、近年では200 t 前後を推移しています。

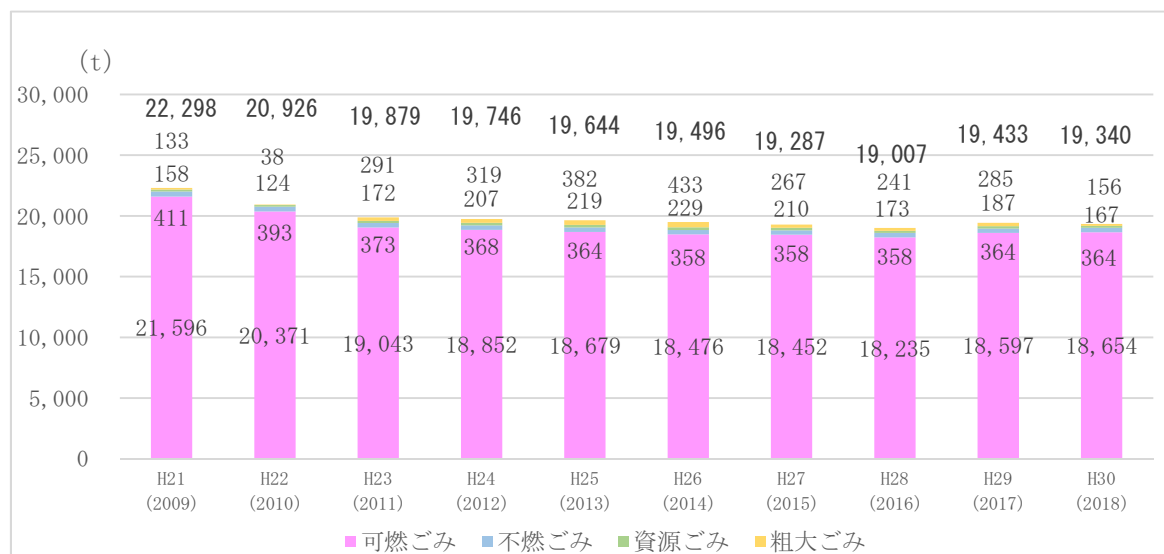


図 16 事業系ごみ区分別排出量

(3) 資源ごみの内訳

家庭系資源ごみは、古紙・古布が平成26（2014）年度以降やや増加しています。その他は大幅な増減はなく、ほぼ横ばいに推移しています。

事業系資源ごみは、びん・缶類の占める割合が高いですが、近年減少傾向にあります。その他は大幅な増減はなく、ほぼ横ばいに推移しています。

なお、「廃棄書類・古紙回収」については、平成29年度以前も発生していましたが、平成30年度より計上するようになりました。

集団回収は増減を繰り返しながら推移していますが、近年ではやや減少傾向にあります。

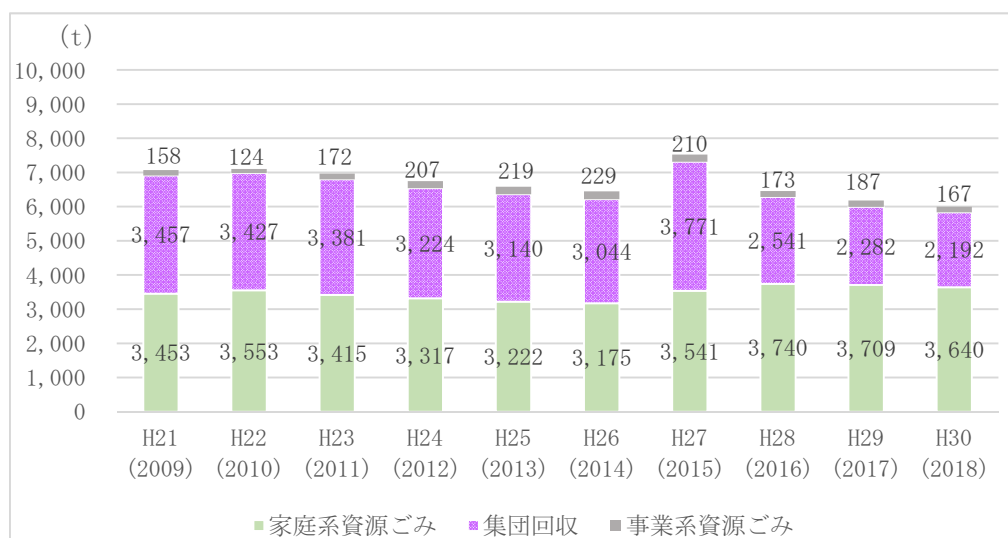


図 17 資源ごみの推移

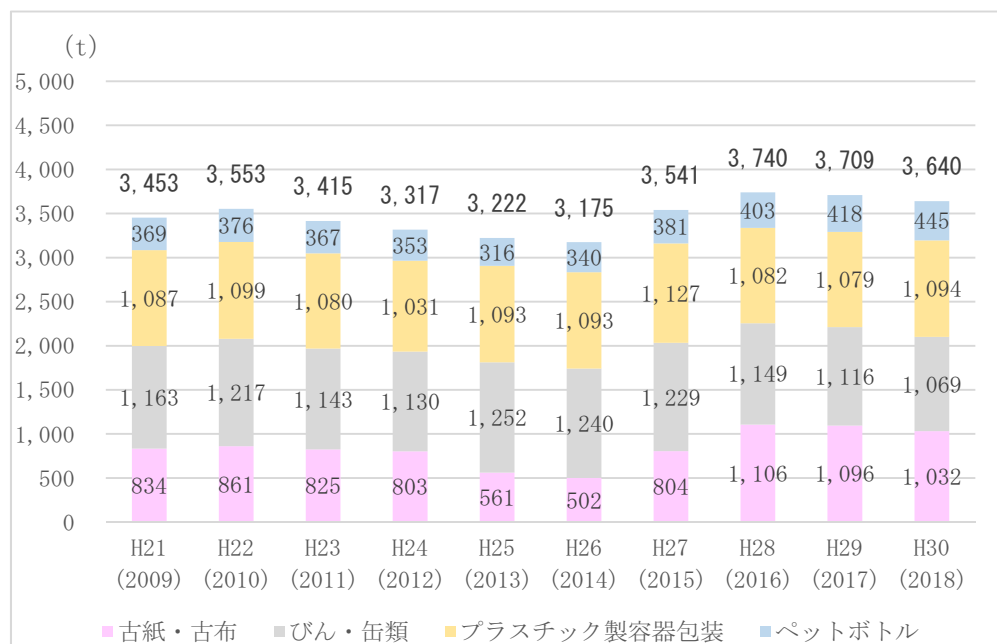


図 18 家庭系資源ごみ（内訳）の推移

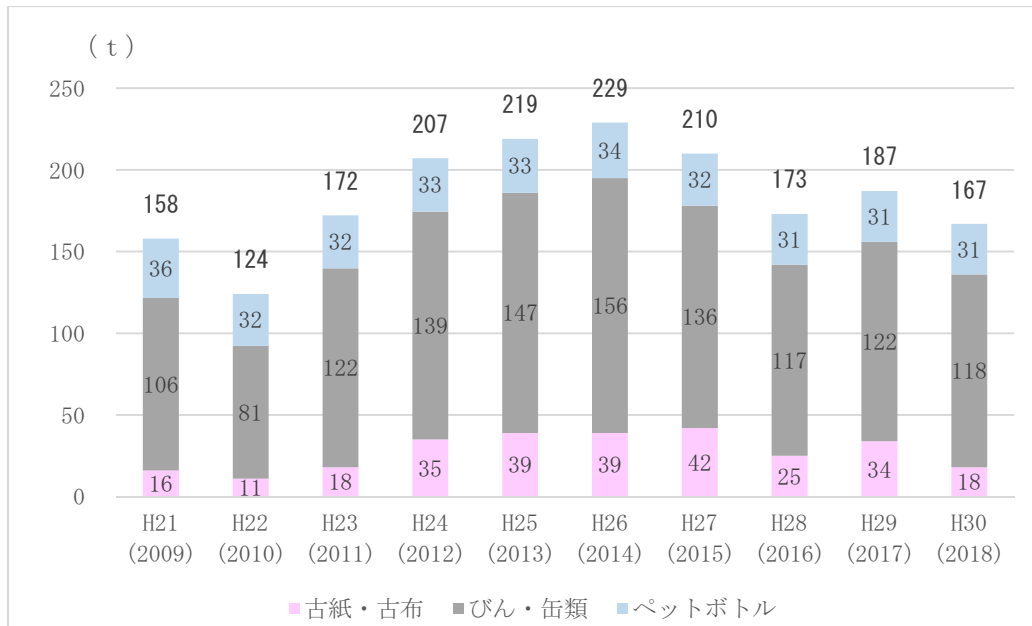


図 19 事業系資源ごみ (内訳) の推移

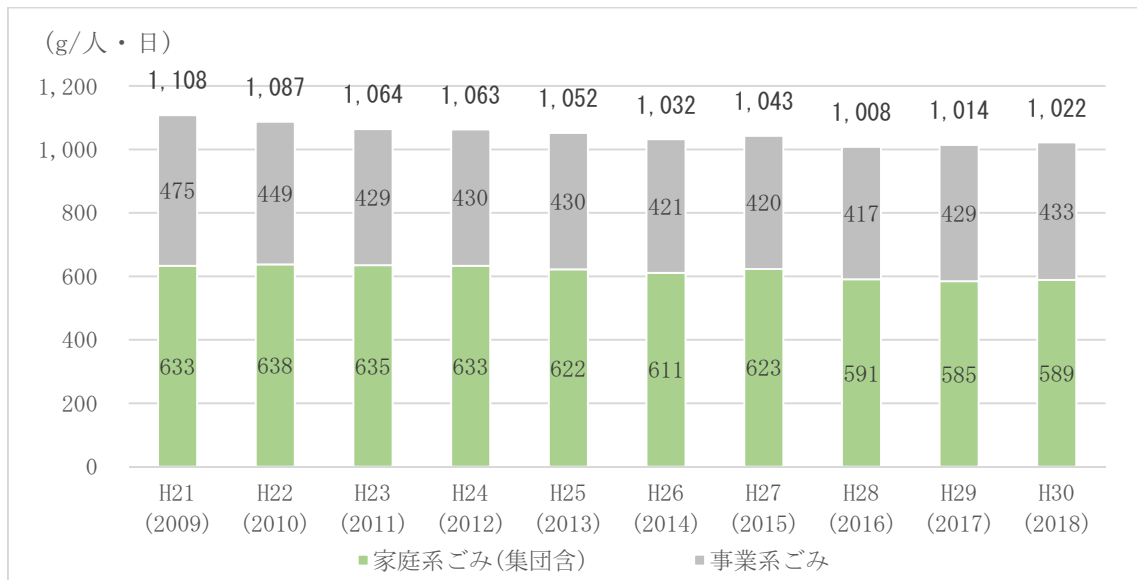
第3節 市民1人1日あたりごみ排出量

(1) 総排出量

平成30 (2018) 年度の市民1人1日あたりのごみ総排出量は1,022g/人・日であり、平成21 (2009) 年度と比べ、この10年間で約8%減少しています。

そのうち家庭系ごみは、前年度より増加している年度もありますが、全体として減少傾向にあり、平成21 (2009) 年度と比べ、この10年間で約7%減少しています。

事業系ごみも家庭系ごみ同様、前年度より増加している年度もありますが、全体として減少傾向にあり、平成21 (2009) 年度と比べ、この10年間で約10%減少しています。



- ・家庭系1人1日あたりごみ排出量(g/人日)=(収集ごみ+集団回収量)×1,000,000÷総人口÷年間日数
- ・事業系1人1日あたりごみ排出量(g/人日)=収集ごみ×1,000,000÷総人口÷年間日数

図 20 市民1人1日あたりの総排出量の推移

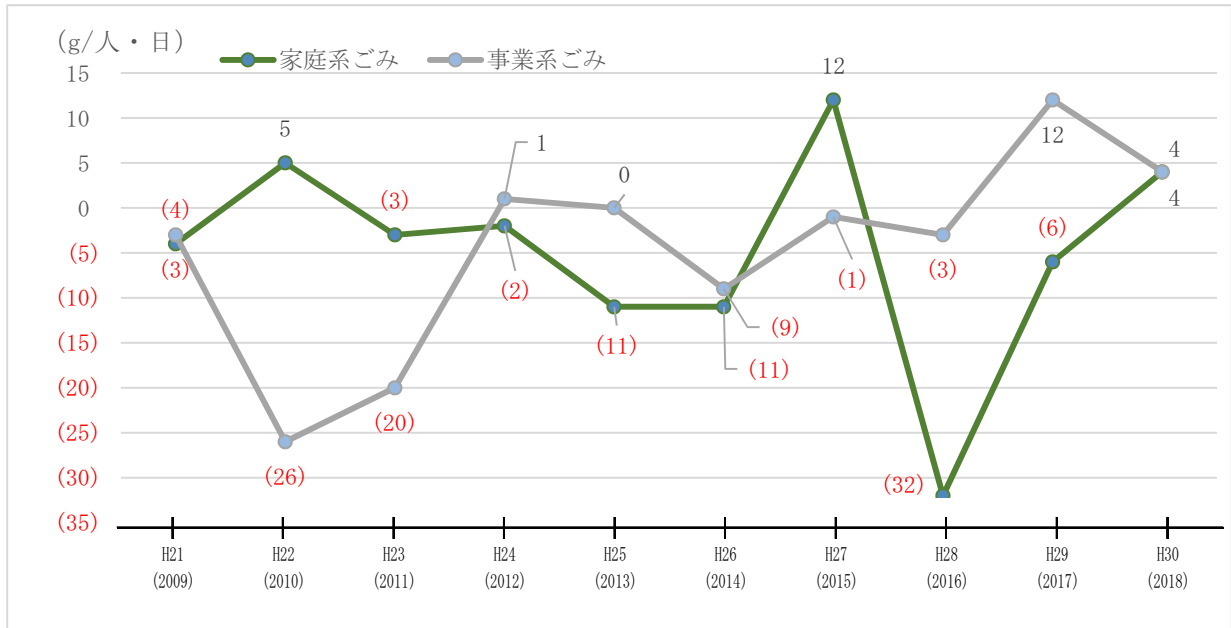


図 21 市民 1 人 1 日あたりの排出量の推移 前年度比増減量

(2) 家庭系ごみ排出量

平成30（2018）年度の市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）は459g/人・日であり、緩やかに減少傾向にあります。

家庭系ごみの内訳を「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」で整理すると、可燃ごみはやや減少傾向にあり、この10年間で約30 g/人・日減少しています。

不燃ごみ、粗大ごみについては、増減を繰り返しほぼ横ばいで推移しています。

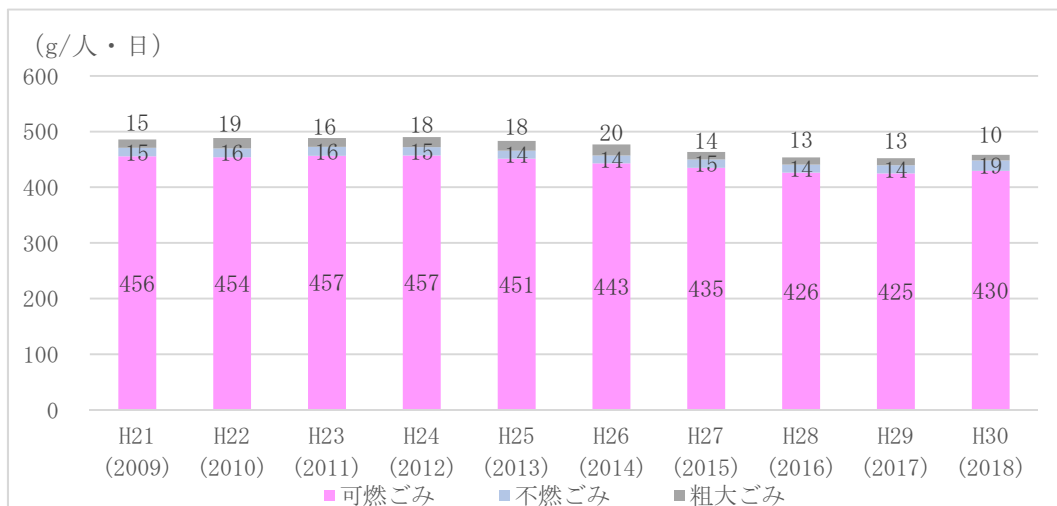


図 22 市民 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

(3) 家庭系資源ごみ排出量・集団回収量

平成30（2018）年度の家庭系資源ごみ排出量は82 g/人・日であり、平成21年（2008）年度以降約80g/人・日前後ではほぼ横ばいです。

平成30（2018）年度の集団回収量は49g/人・日であり、平成27（2015）年度を除いて減少傾向にあります。

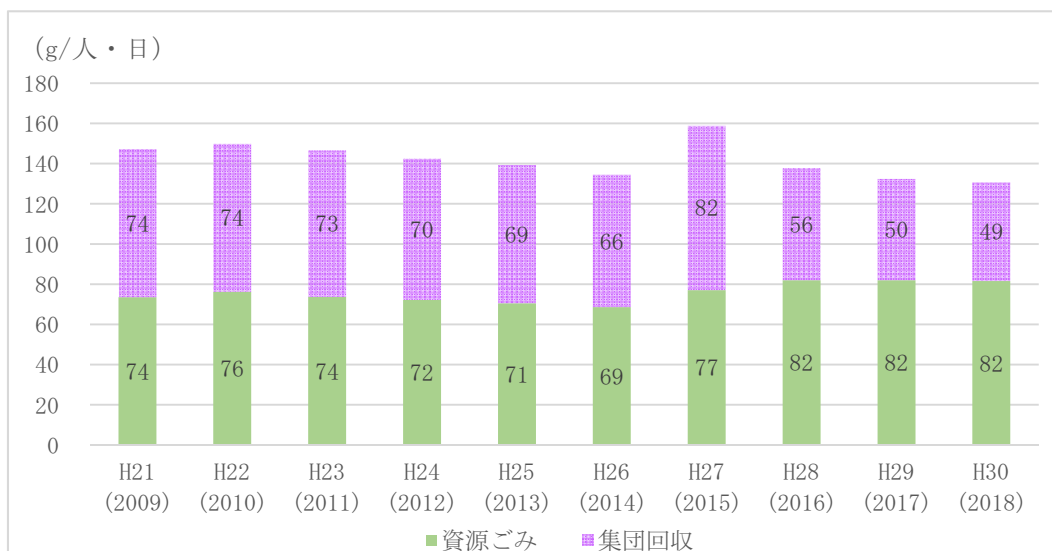


図 23 市民1人1日あたり家庭系資源ごみ・集団回収量

(4) 事業系ごみ排出量

平成30（2018）年度の市民1人1日あたりの事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）は430g/人・日であり、過去10年間でやや減少傾向にあります。

事業系ごみの内訳を「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」で整理すると、可燃ごみは近年400 t 前後を推移し、この10年間で約40g/人・日減少しています。不燃ごみ、粗大ごみについては、増減を繰り返しほぼ横ばいで推移しています。

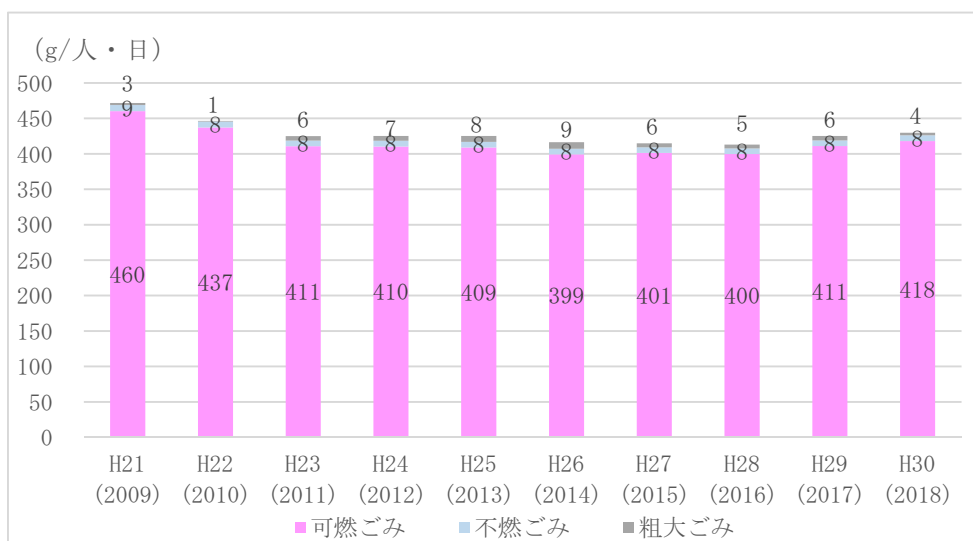


図 24 市民1人1日当たり事業系ごみ排出量（資源ごみ除く）

(5) 事業系資源ごみ排出量

平成30（2018）年度の市民1人1日あたりの事業系資源ごみ排出量は3.7g/人・日であり、増減を繰り返しながら、4g/人・日前後を推移しています。



図 25 市民1人1日あたり事業系資源ごみ排出量

第4節 ごみ処理量

(1) 焼却処理量

焼却処理量は平成21（2009）年度以降減少傾向にあり、平成30（2018）年度は合計で40,093tであり、平成21（2009）年度と比較してこの10年間で約11%減少しています。

内訳をみると、直接焼却量が減少していることが焼却処理量全体の減少に起因していることがわかります。処理残さは平成26（2014）年までは若干増加傾向にありましたが、それ以降は減少しています。

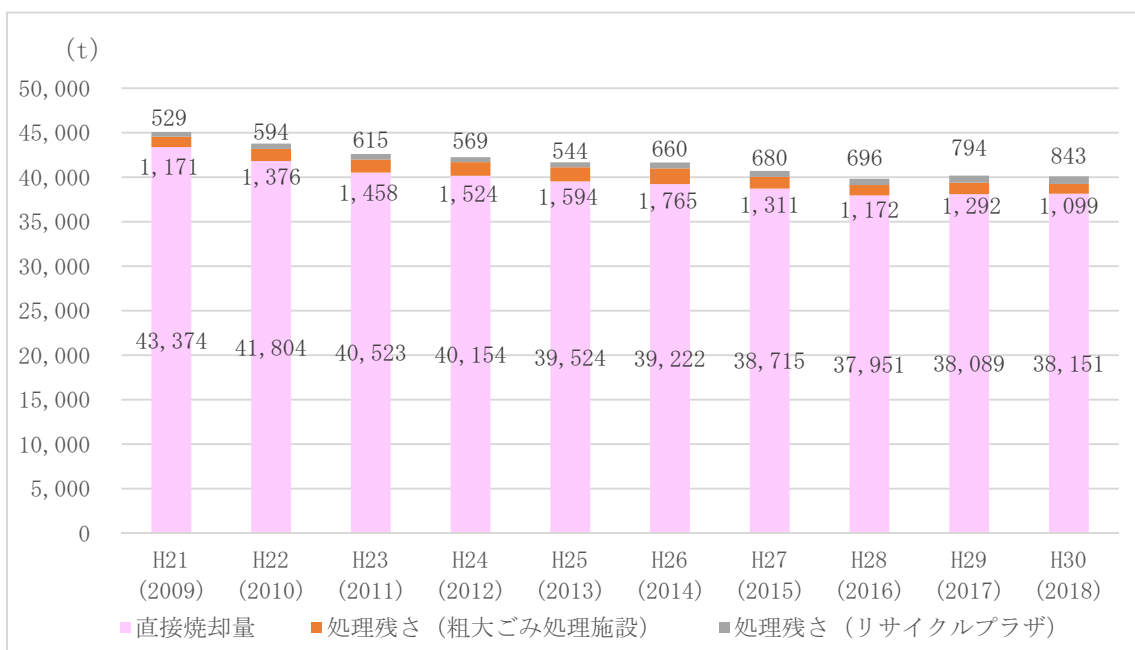


図 26 焼却処理量の推移

(2) 焼却対象ごみ質の動向

焼却対象ごみ質の動向は下記のとおりであり、三成分の内訳をみると、可燃分が最も多く約46～53%、次いで水分（約40～46%）、灰分（約8～10%）の順となっています。

乾ベースの内訳をみると、年によってばらつきがみられますが、平成29年度では紙類・布類が約40%で最も多く、次いでプラスチック・ビニール類・ゴム・皮革類が約25%となっています。

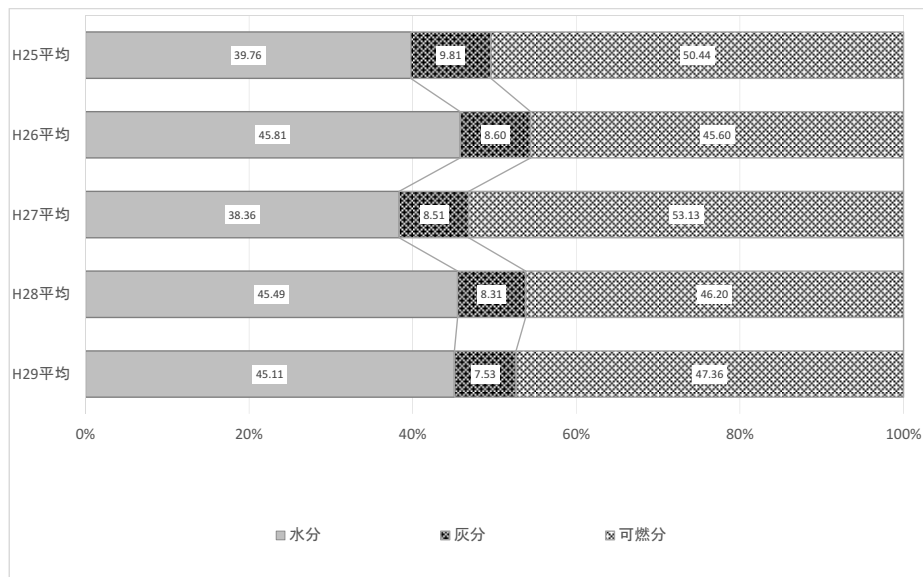


図 27 焼却対象ごみの内訳（三成分）

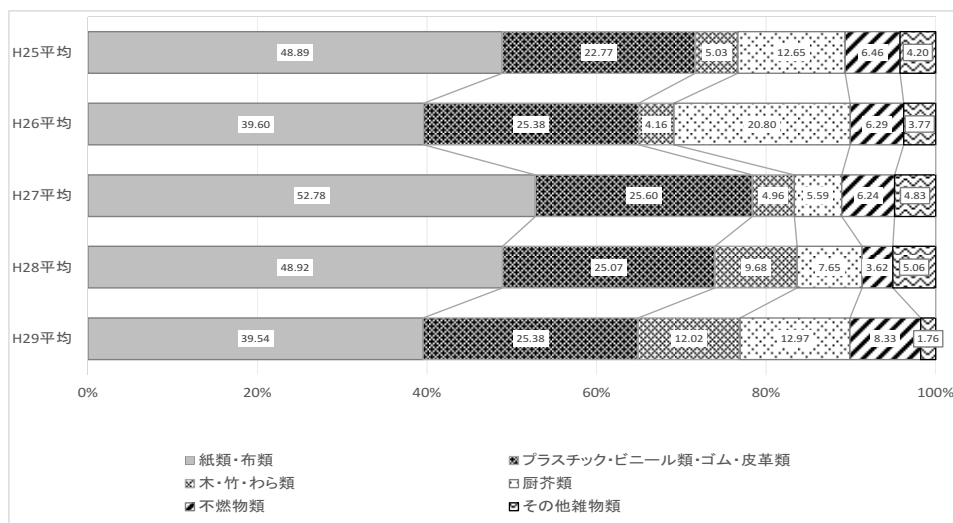


図 28 焼却対象ごみの内訳（乾ベース）

(3) 焼却以外の中間処理量

焼却以外の中間処理量は、門真市クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）及び門真市立リサイクルプラザでの処理量です。焼却以外の中間処理量の総量としては平成21（2009）年度から平成24（2012）年度にかけて若干増加傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

内訳をみると、リサイクルプラザの処理量が増加しています。粗大ごみ処理施設での処理量は、平成26（2014）年以降若干減少傾向にあります。

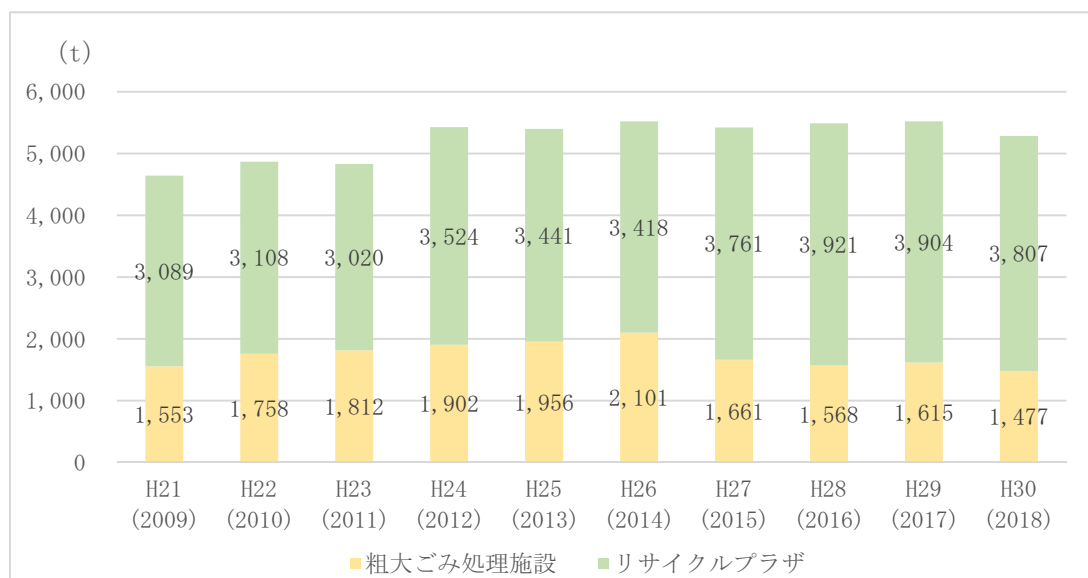


図 29 焼却以外の中間処理量の推移

(4) 資源化量

資源化量は、全体的に減少傾向で推移しています。

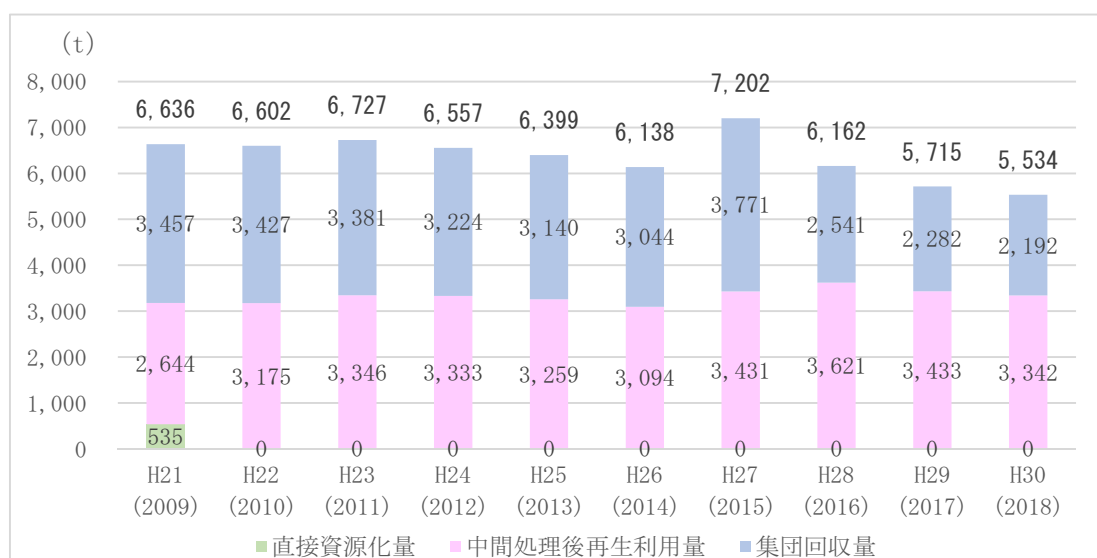


図 30 資源化量の推移

(5) 最終処分量

最終処分については、現在焼却残さのみであり、焼却施設以外からの残さの搬入は2011年以降ありません。最終処分量は増減を繰り返しながら6,500 t 前後で推移しています。

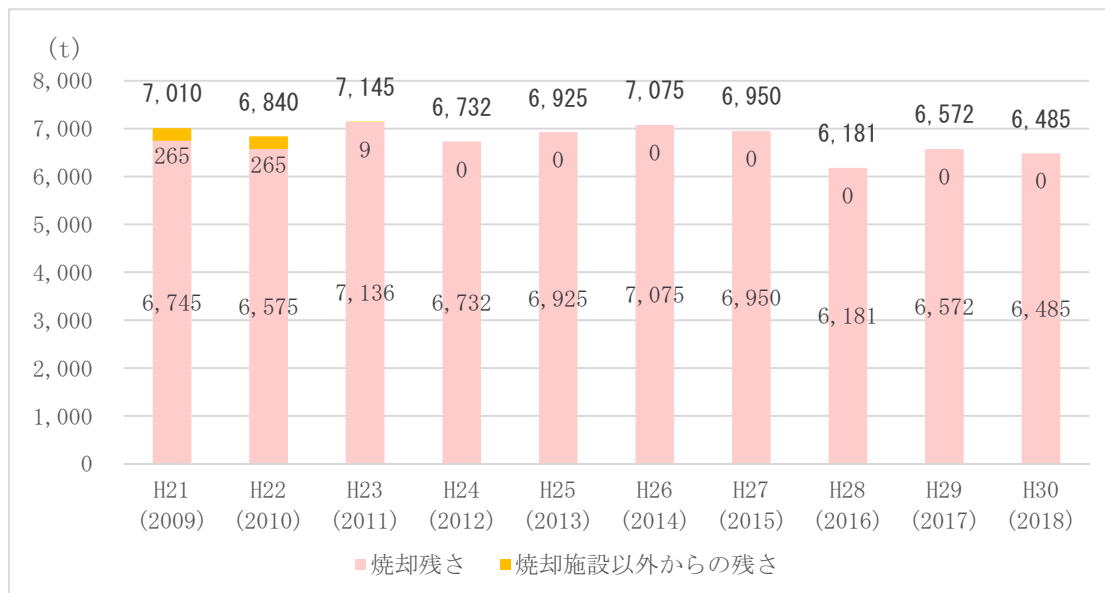


図 31 最終処分量の推移

第5節 全国類似都市及び大阪府のごみ排出状況との比較（平成29（2017）年度）

「平成29(2017)年度一般廃棄物処理実態調査（平成31(2019)年3月 環境省）」に基づき、平成29(2017)年度のごみ発生状況について、全国類似都市及び大阪府の平均との比較を行いました。

なお、全国類似都市は、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成29年度実績版）」（環境省）を用い、人口80,000人以上120,000人未満の市町村で、都市形態・人口区分・産業構造が同じ57市町村を抽出しました。

比較の結果、本市は「事業系ごみ1人1日あたり排出量」が全国類似都市及び大阪府平均と比較して多いこと、「生活系1人1日あたり資源ごみ」が全国類似都市及び大阪府平均と比較して少ないという特徴があることがわかりました。以下に詳細を示します。

（1）1人1日当たりごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率

いずれの指標においても、大阪府平均及び全国類似都市平均と比較して若干低評価となりました。

1人1日当たりのごみ総排出量は、大阪府平均より104g/人・日、全国類似都市平均より123g/人・日それぞれ多くなっています。

廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）は、大阪府平均より2.5%、全国類似都市平均より10.8%それぞれ小さくなっています。

廃棄物のうち最終処分される割合（最終処分率）は、大阪府平均より3.3%、全国類似都市平均よりも8.0%それぞれ大きくなっています。

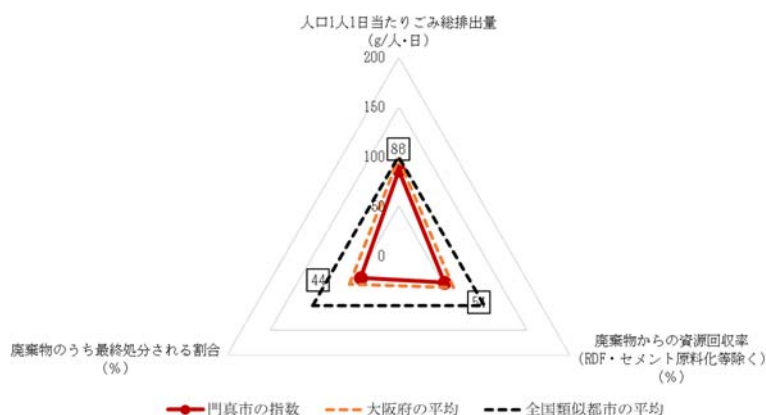


図 32 1人1日当たりごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率の比較

表 6 1人1日当たりごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率

標準的な指標	(算出式)	門真市の実績		大阪府との比較		全国類似都市との比較	
		平成29	指数	平均	指数	平均	指数
No. 01 人口1人1日当たりごみ総排出量 (g/人・日)	= ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口	1,014	86	910	98	891	100
No. 02 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (%)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	12.5%	54	15.0%	64	23.3%	100
No. 03 廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	14.3%	44	11.0%	57	6.3%	100

※指数は、全国類似都市を100としたときの大阪府平均及び門真市の評価を表したもの（100よりも大きい方が高評価。）

No. 1 = (1 - (門真市実績 - 全国類似都市平均) ÷ 全国類似都市平均) × 100

No. 2 = (門真市実績 / 全国類似都市平均) ÷ 全国類似都市平均 × 100

No. 3 = (全国類似都市平均 / 門真市実績) ÷ 全国類似都市平均 × 100

表 7 全国類似都市順位 (1人1日当たりごみ総排出量・リサイクル率・最終処分率)

順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	廃棄物のうち最終 処分される割合
1	東京都	東京都小金井市	119,984	613	1	福岡県	福岡県大牟田市	116,885	56.8%	1	東京都	東京都武蔵野市	145,016	0.0%
2	東京都	東京都国分寺市	121,569	680	2	東京都	東京都小金井市	119,984	56.7%	2	東京都	東京都青梅市	135,300	0.0%
3	神奈川県	神奈川県座間市	130,404	714	3	東京都	東京都国分寺市	121,569	45.6%	3	東京都	東京都昭島市	113,010	0.0%
4	埼玉県	埼玉県富士見市	110,772	732	4	広島県	広島県廿日市市	117,493	42.2%	4	東京都	東京都国分寺市	121,569	0.0%
5	埼玉県	埼玉県朝霞市	138,234	745	5	東京都	東京都武蔵野市	145,016	39.9%	5	東京都	東京都東久留米市	116,889	0.0%
6	東京都	東京都昭島市	113,010	745	6	東京都	東京都昭島市	113,010	35.8%	6	東京都	東京都多摩市	148,515	0.0%
7	埼玉県	埼玉県ふじみ野市	113,954	768	7	東京都	東京都青梅市	135,300	35.1%	7	福岡県	福岡県筑紫野市	103,649	0.0%
8	埼玉県	埼玉県坂戸市	101,457	771	8	東京都	東京都多摩市	148,815	35.0%	8	沖縄県	沖縄県浦添市	114,027	0.0%
9	福岡県	福岡県春日市	113,057	771	9	東京都	東京都東久留米市	116,889	34.3%	9	東京都	東京都小金井市	119,984	0.1%
10	東京都	東京都多摩市	148,815	773	10	鳥取県	鳥取県米子市	148,987	34.3%	10	埼玉県	埼玉県鴻巣市	119,047	0.2%
11	千葉県	千葉県鎌ヶ谷市	109,870	781	11	埼玉県	埼玉県朝霞市	138,234	34.1%	11	三重県	三重県伊勢市	128,083	0.3%
12	埼玉県	埼玉県鴻巣市	119,047	793	12	神奈川県	神奈川県海老名市	131,203	31.5%	12	神奈川県	神奈川県海老名市	131,203	0.4%
13	沖縄県	沖縄県うるま市	122,938	795	13	神奈川県	神奈川県座間市	130,404	30.5%	13	神奈川県	神奈川県座間市	130,404	0.4%
14	東京都	東京都武蔵野市	145,016	796	14	埼玉県	埼玉県坂戸市	101,457	28.7%	14	埼玉県	埼玉県ふじみ野市	113,954	1.1%
15	沖縄県	沖縄県浦添市	114,027	799	15	埼玉県	埼玉県ふじみ野市	113,954	28.3%	15	福岡県	福岡県飯塚市	129,911	1.9%
16	大阪府	大阪府大東市	121,936	800	16	山口県	山口県防府市	116,848	27.4%	16	埼玉県	埼玉県坂戸市	101,457	2.5%
17	大阪府	大阪府松原市	120,932	804	17	埼玉県	埼玉県鴻巣市	119,047	26.2%	17	山口県	山口県防府市	116,848	2.6%
18	千葉県	千葉県我孫子市	132,353	816	18	福岡県	福岡県飯塚市	129,911	26.2%	18	埼玉県	埼玉県朝霞市	138,234	2.9%
19	東京都	東京都青梅市	135,300	821	19	茨城県	茨城県土浦市	143,126	26.1%	19	沖縄県	沖縄県うるま市	122,938	3.0%
20	神奈川県	神奈川県海老名市	131,203	821	20	埼玉県	埼玉県富士見市	110,772	25.2%	20	千葉県	千葉県木更津市	135,243	3.2%
21	大阪府	大阪府守口市	144,083	824	21	三重県	三重県伊勢市	128,083	25.1%	21	茨城県	茨城県取手市	107,933	3.4%
22	沖縄県	沖縄県沖繩市	141,451	831	22	北海道	北海道江別市	118,979	24.6%	22	大分県	大分県別府市	119,034	3.7%
23	神奈川県	神奈川県伊勢原市	102,157	834	23	山口県	山口県岩国市	137,044	24.6%	23	山口県	山口県岩国市	137,044	3.8%
24	福岡県	福岡県筑紫野市	103,649	836	24	茨城県	茨城県取手市	107,933	23.8%	24	福岡県	福岡県大牟田市	116,885	4.0%
25	奈良県	奈良県生駒市	120,336	841	25	千葉県	千葉県我孫子市	132,353	23.2%	25	鳥取県	鳥取県米子市	148,987	4.3%
26	大阪府	大阪府池田市	103,501	845	26	福岡県	福岡県筑紫野市	103,649	23.2%	26	埼玉県	埼玉県富士見市	110,772	4.8%
27	大阪府	大阪府河内長野市	107,476	846	27	奈良県	奈良県生駒市	120,336	23.0%	27	北海道	北海道江別市	118,979	5.3%
28	滋賀県	滋賀県草津市	132,588	853	28	埼玉県	埼玉県入間市	148,708	22.1%	28	千葉県	千葉県成田市	132,949	5.6%
29	埼玉県	埼玉県入間市	148,708	864	29	岐阜県	岐阜県多治見市	109,014	22.1%	29	埼玉県	埼玉県戸田市	138,563	5.9%
30	兵庫県	兵庫県三田市	113,527	873	30	大阪府	大阪府河内長野市	107,476	22.1%	30	愛媛県	愛媛県新居浜市	121,040	6.4%
31	香川県	香川県丸亀市	113,575	874	31	千葉県	千葉県木更津市	135,243	21.5%	31	岐阜県	岐阜県多治見市	109,014	6.5%
32	茨城県	茨城県取手市	107,933	876	32	大阪府	大阪府守口市	144,083	20.2%	32	埼玉県	埼玉県入間市	148,708	6.6%
33	東京都	東京都東久留米市	116,889	876	33	千葉県	千葉県鎌ヶ谷市	109,870	19.8%	33	広島県	広島県廿日市市	117,493	6.9%
34	広島県	広島県廿日市市	117,493	878	34	沖縄県	沖縄県浦添市	114,027	19.0%	34	沖縄県	沖縄県浦添市	141,451	6.9%
35	埼玉県	埼玉県戸田市	138,563	883	35	神奈川県	神奈川県伊勢原市	102,157	18.6%	35	千葉県	千葉県鎌ヶ谷市	109,870	7.8%
36	福岡県	福岡県大牟田市	116,885	893	36	埼玉県	埼玉県戸田市	138,563	18.5%	36	奈良県	奈良県生駒市	120,336	7.9%
37	山口県	山口県岩国市	137,044	896	37	大分県	大分県別府市	119,034	17.7%	37	神奈川県	神奈川県伊勢原市	102,157	8.4%
38	北海道	北海道江別市	118,979	909	38	大阪府	大阪府松原市	120,932	17.5%	38	静岡県	静岡県三島市	111,095	8.6%
39	大阪府	大阪府羽曳野市	112,812	909	39	滋賀県	滋賀県草津市	132,588	17.4%	39	大阪府	大阪府箕面市	137,766	9.2%
40	静岡県	静岡県三島市	111,095	912	40	北海道	北海道小樽市	117,924	16.8%	40	滋賀県	滋賀県草津市	132,588	9.6%
41	山口県	山口県防府市	116,848	917	41	福岡県	福岡県春日市	113,057	15.6%	41	大阪府	大阪府守口市	144,083	9.9%
42	大阪府	大阪府箕面市	137,766	936	42	大阪府	大阪府富田林市	112,594	15.4%	42	大阪府	大阪府河内長野市	107,476	10.2%
43	埼玉県	埼玉県三郷市	139,912	943	43	愛媛県	愛媛県新居浜市	121,040	15.4%	43	香川県	香川県丸亀市	113,575	10.5%
44	大阪府	大阪府富田林市	112,594	949	44	兵庫県	兵庫県三田市	113,527	15.2%	44	埼玉県	埼玉県三郷市	139,912	10.6%
45	奈良県	奈良県橿原市	122,952	956	45	埼玉県	埼玉県三郷市	139,912	14.7%	45	大阪府	大阪府富田林市	112,594	11.0%
46	福岡県	福岡県飯塚市	129,911	973	46	静岡県	静岡県三島市	111,095	13.9%	46	福岡県	福岡県春日市	113,057	11.0%
47	岐阜県	岐阜県多治見市	109,014	981	47	沖縄県	沖縄県うるま市	122,938	13.0%	47	茨城県	茨城県土浦市	143,126	11.3%
48	大阪府	大阪府門真市	123,972	1,014	48	大阪府	大阪府箕面市	137,766	12.6%	48	大阪府	大阪府松原市	120,932	11.3%
49	愛媛県	愛媛県新居浜市	121,040	1,061	49	大阪府	大阪府門真市	123,972	12.5%	49	兵庫県	兵庫県三田市	113,527	11.6%
50	千葉県	千葉県成田市	132,949	1,083	50	千葉県	千葉県成田市	132,949	12.1%	50	奈良県	奈良県橿原市	122,952	11.8%
51	千葉県	千葉県木更津市	135,243	1,124	51	大阪府	大阪府池田市	103,501	11.5%	51	大阪府	大阪府泉佐野市	100,783	12.1%
52	三重県	三重県伊勢市	128,083	1,131	52	奈良県	奈良県橿原市	122,952	11.2%	52	大阪府	大阪府羽曳野市	112,812	13.6%
53	北海道	北海道小樽市	117,924	1,151	53	香川県	香川県丸亀市	113,575	10.9%	53	大阪府	大阪府門真市	123,972	14.3%
54	茨城県	茨城県土浦市	143,126	1,165	54	沖縄県	沖縄県浦添市	141,451	9.8%	54	大阪府	大阪府池田市	103,501	14.6%
55	大分県	大分県別府市	119,034	1,165	55	大阪府	大阪府羽曳野市	112,812	9.6%	55	大阪府	大阪府大東市	121,936	15.2%
56	鳥取県	鳥取県米子市	148,987	1,216	56	大阪府	大阪府泉佐野市	100,783	7.0%	56	千葉県	千葉県我孫子市	132,353	17.1%
57	大阪府	大阪府泉佐野市	100,783	1,345	57	大阪府	大阪府大東市	121,936	6.0%	57	北海道	北海道小樽市	117,924	18.0%
平均			123,031	891	平均			123,031	23.3%	平均			123,031	6.3%
最大			148,987	1,345	最大			148,987	56.8%	最大			148,987	18.0%
最小			100,783	613	最小			100,783	6.0%	最小			100,783	0.0%
標準偏差			13,295	142	標準偏差			13,295	11.1%	標準偏差			13,295	5.1%
当該市町村実績			123,972	1,014	当該市町村実績			123,972	12.5%	当該市町村実績			123,972	14.3%

表 8 全国類似都市順位（1人1日当たりごみ総排出量（家庭系・事業系別））

順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (家庭系) (g/人・日)	順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (事業系) (g/人・日)
1	大阪府	大阪府泉佐野市	100,783	471	1	東京都	東京都小金井市	119,984	8
2	沖縄県	沖縄県浦添市	114,027	515	2	東京都	東京都国分寺市	121,569	55
3	大阪府	大阪府守口市	144,083	522	3	神奈川県	神奈川県座間市	130,404	93
4	沖縄県	沖縄県沖縄市	141,451	548	4	東京都	東京都武蔵野市	145,016	108
5	沖縄県	沖縄県うるま市	122,938	552	5	東京都	東京都昭島市	113,010	112
6	滋賀県	滋賀県草津市	132,588	573	6	東京都	東京都青梅市	135,300	116
7	大阪府	大阪府門真市	123,972	585	7	東京都	東京都東久留米市	116,889	119
8	広島県	広島県廿日市市	117,493	586	8	埼玉県	埼玉県富士見市	110,772	131
9	埼玉県	埼玉県ふじみ野市	113,954	591	9	埼玉県	埼玉県朝霞市	138,234	135
10	福岡県	福岡県筑紫野市	103,649	599	10	大阪府	大阪府富田林市	112,594	135
11	埼玉県	埼玉県戸田市	138,563	600	11	埼玉県	埼玉県坂戸市	101,457	141
12	大阪府	大阪府大東市	121,936	601	12	神奈川県	神奈川県伊勢原市	102,157	143
13	埼玉県	埼玉県富士見市	110,772	601	13	東京都	東京都多摩市	148,815	146
14	大阪府	大阪府池田市	103,501	602	14	埼玉県	埼玉県鴻巣市	119,047	150
15	福岡県	福岡県春日市	113,057	603	15	千葉県	千葉県鎌ヶ谷市	109,870	163
16	大阪府	大阪府箕面市	137,766	604	16	埼玉県	埼玉県入間市	148,708	163
17	東京都	東京都小金井市	119,984	605	17	大阪府	大阪府河内長野市	107,476	164
18	鳥取県	鳥取県米子市	148,987	608	18	千葉県	千葉県我孫子市	132,353	166
19	埼玉県	埼玉県朝霞市	138,234	610	19	福岡県	福岡県春日市	113,057	168
20	香川県	香川県丸亀市	113,575	614	20	茨城県	茨城県取手市	107,933	173
21	山口県	山口県防府市	116,848	617	21	埼玉県	埼玉県ふじみ野市	113,954	177
22	千葉県	千葉県鎌ヶ谷市	109,870	618	22	千葉県	千葉県成田市	132,949	178
23	大阪府	大阪府松原市	120,932	619	23	神奈川県	神奈川県海老名市	131,203	180
24	神奈川県	神奈川県座間市	130,404	621	24	大阪府	大阪府松原市	120,932	185
25	奈良県	奈良県橿原市	122,952	624	25	大阪府	大阪府羽曳野市	112,812	188
26	東京都	東京都国分寺市	121,569	625	26	大阪府	大阪府大東市	121,936	199
27	山口県	山口県岩国市	137,044	626	27	奈良県	奈良県生駒市	120,336	205
28	東京都	東京都多摩市	148,815	627	28	福岡県	福岡県飯塚市	129,911	214
29	埼玉県	埼玉県坂戸市	101,457	630	29	福岡県	福岡県大牟田市	116,885	216
30	東京都	東京都昭島市	113,010	633	30	静岡県	静岡県三島市	111,095	221
31	奈良県	奈良県生駒市	120,336	636	31	兵庫県	兵庫県三田市	113,527	229
32	神奈川県	神奈川県海老名市	131,203	641	32	福岡県	福岡県筑紫野市	103,649	237
33	埼玉県	埼玉県鴻巣市	119,047	643	33	北海道	北海道江別市	118,979	240
34	兵庫県	兵庫県三田市	113,527	644	34	埼玉県	埼玉県三郷市	139,912	241
35	千葉県	千葉県我孫子市	132,353	650	35	沖縄県	沖縄県うるま市	122,938	243
36	岐阜県	岐阜県多治見市	109,014	650	36	大阪府	大阪府池田市	103,501	243
37	大分県	大分県別府市	119,034	661	37	香川県	香川県丸亀市	113,575	260
38	千葉県	千葉県木更津市	135,243	667	38	山口県	山口県岩国市	137,044	270
39	北海道	北海道江別市	118,979	669	39	滋賀県	滋賀県草津市	132,588	281
40	北海道	北海道小樽市	117,924	671	40	沖縄県	沖縄県沖縄市	141,451	283
41	福岡県	福岡県大牟田市	116,885	677	41	沖縄県	沖縄県浦添市	114,027	284
42	大阪府	大阪府河内長野市	107,476	682	42	埼玉県	埼玉県戸田市	138,563	284
43	東京都	東京都武蔵野市	145,016	688	43	広島県	広島県廿日市市	117,493	292
44	静岡県	静岡県三島市	111,095	692	44	山口県	山口県防府市	116,848	300
45	神奈川県	神奈川県伊勢原市	102,157	692	45	大阪府	大阪府守口市	144,083	302
46	埼玉県	埼玉県入間市	148,708	701	46	愛媛県	愛媛県新居浜市	121,040	313
47	埼玉県	埼玉県三郷市	139,912	702	47	岐阜県	岐阜県多治見市	109,014	331
48	茨城県	茨城県取手市	107,933	703	48	奈良県	奈良県橿原市	122,952	332
49	東京都	東京都青梅市	135,300	706	49	大阪府	大阪府箕面市	137,766	333
50	茨城県	茨城県土浦市	143,126	717	50	三重県	三重県伊勢市	128,083	396
51	大阪府	大阪府羽曳野市	112,812	722	51	大阪府	大阪府門真市	123,972	429
52	三重県	三重県伊勢市	128,083	734	52	茨城県	茨城県土浦市	143,126	449
53	愛媛県	愛媛県新居浜市	121,040	748	53	千葉県	千葉県木更津市	135,243	457
54	東京都	東京都東久留米市	116,889	757	54	北海道	北海道小樽市	117,924	479
55	福岡県	福岡県飯塚市	129,911	759	55	大分県	大分県別府市	119,034	504
56	大阪府	大阪府富田林市	112,594	813	56	鳥取県	鳥取県米子市	148,987	608
57	千葉県	千葉県成田市	132,949	828	57	大阪府	大阪府泉佐野市	100,783	874
平均			123,031	644	平均			123,031	246
最大			148,987	828	最大			148,987	874
最小			100,783	471	最小			100,783	8
標準偏差			13,295	68	標準偏差			13,295	144
当該市町村実績			123,972	585	当該市町村実績			123,972	429

表 9 大阪府順位 (1人1日当たりごみ総排出量・リサイクル率・最終処分率)

順位	市町村名	人口	人口一人日当たり ごみ総排出量	順位	市町村名	人口	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く)	順位	市町村名	人口	廃棄物のうち最終処 分される割合
		(人)	(g/人・日)			(人)	(t/t)			(人)	
1	大阪府交野市	77,898	702	1	大阪府豊能町	20,135	28.8%	1	大阪府吹田市	370,365	5.4%
2	大阪府太子町	13,615	715	2	大阪府河内長野市	107,476	22.1%	2	大阪府茨木市	281,320	5.4%
3	大阪府島本町	30,636	719	3	大阪府寝屋川市	235,959	21.1%	3	大阪府豊能町	20,135	6.0%
4	大阪府大東市	121,936	800	4	大阪府茨木市	281,320	20.9%	4	大阪府能勢町	10,399	7.3%
5	大阪府高石市	57,992	802	5	大阪府守口市	144,083	20.2%	5	大阪府交野市	77,898	7.4%
6	大阪府松原市	120,932	804	6	大阪府枚方市	404,324	20.2%	6	大阪府堺市	841,345	7.9%
7	大阪府八尾市	267,764	806	7	大阪府千早赤阪村	5,391	19.9%	7	大阪府枚方市	404,324	8.3%
8	大阪府四條畷市	55,806	813	8	大阪府堺市	841,345	19.0%	8	大阪府箕面市	137,766	9.2%
9	大阪府守口市	144,083	824	9	大阪府阪南市	55,394	17.8%	9	大阪府摂津市	85,260	9.2%
10	大阪府和泉市	186,237	827	10	大阪府高石市	57,992	17.7%	10	大阪府阪南市	55,394	9.3%
11	大阪府枚方市	404,324	828	11	大阪府能勢町	10,399	17.6%	11	大阪府四條畷市	55,806	9.5%
12	大阪府熊取町	43,926	828	12	大阪府松原市	120,932	17.5%	12	大阪府守口市	144,083	9.9%
13	大阪府豊中市	405,463	838	13	大阪府泉大津市	75,273	17.4%	13	大阪府岬町	16,180	9.9%
14	大阪府寝屋川市	235,959	841	14	大阪府忠岡町	17,226	17.1%	14	大阪府河内長野市	107,476	10.2%
15	大阪府吹田市	370,365	843	15	大阪府河南町	15,742	17.0%	15	大阪府島本町	30,636	10.2%
16	大阪府池田市	103,501	845	16	大阪府大阪狭山市	58,134	16.7%	16	大阪府千早赤阪村	5,391	10.5%
17	大阪府河内長野市	107,476	846	17	大阪府吹田市	370,365	16.3%	17	大阪府泉大津市	75,273	10.6%
18	大阪府阪南市	55,394	878	18	大阪府交野市	77,898	16.1%	18	大阪府高石市	57,992	10.6%
19	大阪府豊能町	20,135	883	19	大阪府太子町	13,615	16.1%	19	大阪府高槻市	353,540	10.7%
20	大阪府能勢町	10,399	891	20	大阪府八尾市	267,764	15.8%	20	大阪府大阪狭山市	58,134	10.7%
21	大阪府高槻市	353,540	892	21	大阪府富田林市	112,594	15.4%	21	大阪府和泉市	186,237	10.9%
22	大阪府大阪狭山市	58,134	893	22	大阪府島本町	30,636	15.3%	22	大阪府田尻町	8,621	10.9%
23	大阪府田尻町	8,621	900	23	大阪府豊中市	405,463	15.1%	23	大阪府河南町	15,742	10.9%
24	大阪府柏原市	70,251	901	24	大阪府四條畷市	55,806	15.1%	24	大阪府富田林市	112,594	11.0%
25	大阪府羽曳野市	112,812	909	25	大阪府泉南市	62,549	14.1%	25	大阪府太子町	13,615	11.0%
26	大阪府千早赤阪村	5,391	927	26	大阪府熊取町	43,926	14.0%	26	大阪府豊中市	405,463	11.2%
27	大阪府忠岡町	17,226	936	27	大阪府和泉市	186,237	13.8%	27	大阪府松原市	120,932	11.3%
28	大阪府箕面市	137,766	936	28	大阪府岸和田市	197,142	13.7%	28	大阪府岸和田市	197,142	11.4%
29	大阪府富田林市	112,594	949	29	大阪府摂津市	85,260	13.3%	29	大阪府熊取町	43,926	11.4%
30	大阪府河南町	15,742	953	30	大阪府高槻市	353,540	13.1%	30	大阪府貝塚市	88,059	11.6%
31	大阪府堺市	841,345	959	31	大阪府箕面市	137,766	12.6%	31	大阪府忠岡町	17,226	11.7%
32	大阪府泉大津市	75,273	962	32	大阪府門真市	123,972	12.5%	32	大阪府泉佐野市	100,783	12.1%
33	大阪府摂津市	85,260	994	33	大阪府池田市	103,501	11.5%	33	大阪府泉南市	62,549	12.4%
34	大阪府泉南市	62,549	1,004	34	大阪府貝塚市	88,059	10.6%	34	大阪府八尾市	267,764	12.8%
35	大阪府茨木市	281,320	1,004	35	大阪府東大阪市	491,002	10.0%	35	大阪府大阪市	2,700,666	13.6%
36	大阪府門真市	123,972	1,014	36	大阪府羽曳野市	112,812	9.6%	36	大阪府羽曳野市	112,812	13.6%
37	大阪府大阪市	2,700,666	1,015	37	大阪府大阪市	2,700,666	9.5%	37	大阪府藤井寺市	65,443	13.6%
38	大阪府岸和田市	197,142	1,020	38	大阪府田尻町	8,621	9.5%	38	大阪府柏原市	70,251	13.7%
39	大阪府藤井寺市	65,443	1,028	39	大阪府柏原市	70,251	9.4%	39	大阪府寝屋川市	235,959	13.9%
40	大阪府岬町	16,180	1,041	40	大阪府藤井寺市	65,443	8.8%	40	大阪府門真市	123,972	14.3%
41	大阪府東大阪市	491,002	1,055	41	大阪府泉佐野市	100,783	7.0%	41	大阪府東大阪市	491,002	14.5%
42	大阪府貝塚市	88,059	1,148	42	大阪府岬町	16,180	6.5%	42	大阪府池田市	103,501	14.6%
43	大阪府泉佐野市	100,783	1,345	43	大阪府大東市	121,936	6.0%	43	大阪府大東市	121,936	15.2%
平均		205,928	910	平均		205,928	14.9%	平均		205,928	10.8%
最大		2,700,666	1,345	最大		2,700,666	28.8%	最大		2,700,666	15.2%
最小		5,391	702	最小		5,391	6.0%	最小		5,391	5.4%
標準偏差		422,264	119	標準偏差		422,264	5%	標準偏差		422,264	2.4%
当該市町村実績		123,972	1,014	当該市町村実績		123,972	12.5%	当該市町村実績		123,972	14.3%

表 10 大阪府順位（1人1日当たりごみ総排出量（家庭系・事業系別））

順位	市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量（家庭系） (g/人・日)	順位	市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量（事業系） (g/人・日)
1	大阪府大阪市	2,700,666	459	1	大阪府太子町	13,615	48
2	大阪府泉佐野市	100,783	471	2	大阪府千早赤阪村	5,391	58
3	大阪府守口市	144,083	522	3	大阪府島本町	30,636	87
4	大阪府豊中市	405,463	545	4	大阪府忠岡町	17,226	130
5	大阪府和泉市	186,237	550	5	大阪府富田林市	112,594	135
6	大阪府高石市	57,992	556	6	大阪府交野市	77,898	136
7	大阪府交野市	77,898	566	7	大阪府豊能町	20,135	137
8	大阪府能勢町	10,399	566	8	大阪府河南町	15,742	143
9	大阪府茨木市	281,320	566	9	大阪府河内長野市	107,476	164
10	大阪府泉大津市	75,273	567	10	大阪府四條畷市	55,806	167
11	大阪府摂津市	85,260	571	11	大阪府大阪狭山市	58,134	171
12	大阪府岸和田市	197,142	576	12	大阪府松原市	120,932	185
13	大阪府吹田市	370,365	579	13	大阪府羽曳野市	112,812	188
14	大阪府門真市	123,972	585	14	大阪府柏原市	70,251	197
15	大阪府泉南市	62,549	591	15	大阪府大東市	121,936	199
16	大阪府八尾市	267,764	592	16	大阪府岬町	16,180	205
17	大阪府枚方市	404,324	598	17	大阪府寝屋川市	235,959	212
18	大阪府熊取町	43,926	599	18	大阪府八尾市	267,764	215
19	大阪府大東市	121,936	601	19	大阪府枚方市	404,324	229
20	大阪府池田市	103,501	602	20	大阪府熊取町	43,926	230
21	大阪府箕面市	137,766	604	21	大阪府池田市	103,501	243
22	大阪府高槻市	353,540	615	22	大阪府高石市	57,992	246
23	大阪府松原市	120,932	619	23	大阪府田尻町	8,621	250
24	大阪府阪南市	55,394	623	24	大阪府阪南市	55,394	255
25	大阪府東大阪市	491,002	627	25	大阪府吹田市	370,365	264
26	大阪府寝屋川市	235,959	629	26	大阪府高槻市	353,540	277
27	大阪府貝塚市	88,059	629	27	大阪府和泉市	186,237	277
28	大阪府島本町	30,636	632	28	大阪府豊中市	405,463	293
29	大阪府四條畷市	55,806	646	29	大阪府守口市	144,083	302
30	大阪府堺市	841,345	646	30	大阪府堺市	841,345	313
31	大阪府田尻町	8,621	650	31	大阪府能勢町	10,399	325
32	大阪府藤井寺市	65,443	665	32	大阪府箕面市	137,766	333
33	大阪府太子町	13,615	666	33	大阪府藤井寺市	65,443	363
34	大阪府河内長野市	107,476	682	34	大阪府泉大津市	75,273	395
35	大阪府柏原市	70,251	704	35	大阪府泉南市	62,549	412
36	大阪府羽曳野市	112,812	722	36	大阪府摂津市	85,260	423
37	大阪府大阪狭山市	58,134	722	37	大阪府東大阪市	491,002	428
38	大阪府豊能町	20,135	746	38	大阪府門真市	123,972	429
39	大阪府忠岡町	17,226	807	39	大阪府茨木市	281,320	438
40	大阪府河南町	15,742	810	40	大阪府岸和田市	197,142	444
41	大阪府富田林市	112,594	813	41	大阪府貝塚市	88,059	518
42	大阪府岬町	16,180	836	42	大阪府大阪市	2,700,666	556
43	大阪府千早赤阪村	5,391	869	43	大阪府泉佐野市	100,783	874
平均		205,928	633	平均		205,928	277
最大		2,700,666	869	最大		2,700,666	874
最小		5,391	459	最小		5,391	48
標準偏差		422,264	92	標準偏差		422,264	153
当該市町村実績		123,972	585	当該市町村実績		123,972	429

(2) 1人1日当たり生活系・事業系ごみ排出量

1人1日当たり生活系ごみ排出量については、資源ごみ・集団回収を除く場合も含めて、大阪府平均及び全国類似都市平均よりも若干高評価となりました。

一方で事業系ごみ排出量について、大阪府平均及び全国類似都市平均よりも低評価となりました。

1人1日当たり生活系ごみ排出量は、大阪府平均より48g/人・日、全国類似都市平均より59g/人・日それぞれ少なくなっています。集団回収・資源ごみを除く1人1日当たり生活系ごみ排出量は、大阪府平均より56g/人・日、全国類似都市平均より54g/人・日それぞれ少なくなっています。

1人1日当たり事業系ごみ排出量は、大阪府平均より152g/人・日、全国類似都市平均より183g/人・日それぞれ多くなっています。

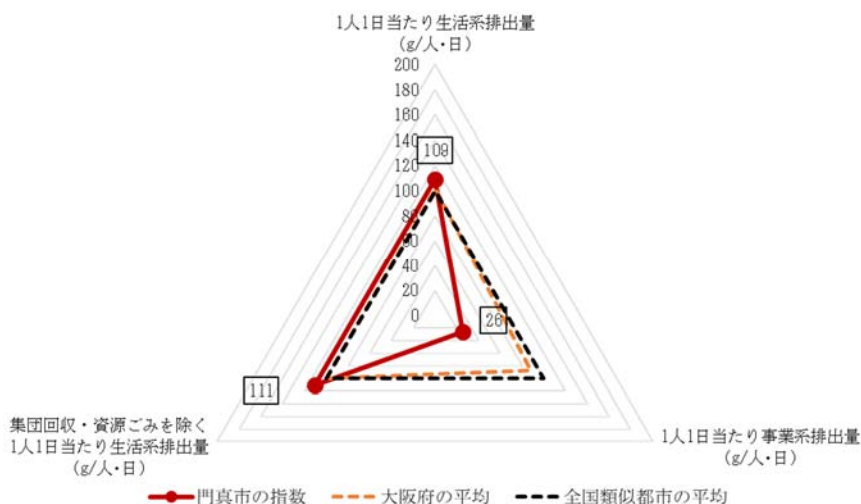


図 33 1人1日当たり生活系・事業系ごみ排出量の比較

表 11 1人1日当たり生活系・事業系ごみ排出量

補足的な指標① 排出形態別単位排出量		(算出式)	門真市の実績		大阪府との比較		全国類似都市との比較	
			平成29	指数	平均	指数	平均	指数
No. 01	1人1日当たり生活系排出量 (g/人・日)	= (生活系ごみ+集団回収量) ÷ 365 ÷ 計画収集人口	585	109	633	102	644	100
No. 02	1人1日当たり事業系排出量 (g/人・日)	= 事業系ごみ ÷ 365 ÷ 計画収集人口	429	26	277	88	246	100
No. 03	集団回収・資源ごみを除く 1人1日当たり生活系排出量 (g/人・日)	= (生活系ごみ-資源ごみ収集量) ÷ 365 ÷ 計画収集人口	452	111	508	100	506	100

※指数は、全国類似都市を100としたときの大阪府平均及び門真市の評価を表したもの（100よりも大きい方が高評価。）
 No. 1, 2, 3 = (1 - (門真市実績 - 全国類似都市平均) ÷ 全国類似都市平均) × 100

(3) 1人1日当たり生活系ごみ種別排出量

可燃ごみ、粗大ごみについては、大阪府平均及び全国類似都市平均より高評価となりました。

不燃ごみについては全国類似都市平均より高評価となりましたが、大阪府平均よりは低評価となりました。

資源ごみについては、大阪府平均及び全国類似都市平均より低評価となりました。

可燃ごみ排出量は、大阪府平均より33.2g/人・日、全国類似都市平均より31.2g/人・日それぞれ少なくなっています。

不燃ごみ排出量は、大阪府平均より4.7g/人・日多くなっており、全国類似都市平均よりは10.3g/人・日少なくなっています。

資源ごみ排出量は、大阪府平均より22.5g/人・日多くなっており、全国類似都市平均より13.5g/人・日少なくなっています。

粗大ごみ排出量は、大阪府平均より25.9g/人・日、全国類似都市平均より10.7g/人・日それぞれ少なくなっています。

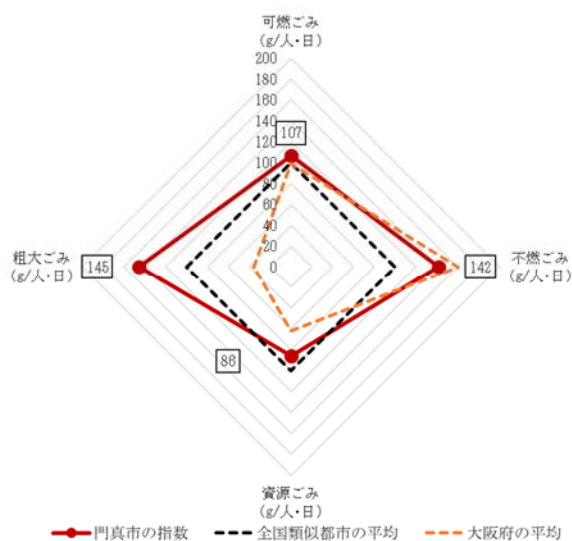


図 34 生活系ごみ種別排出量の比較

表 12 生活系ごみ種別排出量

補足的な指標② 1人1日当たり生活系ごみ種別排出量		(算出式)	門真市の実績		大阪府との比較		全国類似都市との比較	
No.	種別		平成29	指数	平均	指数	平均	指数
No. 01	可燃ごみ (g/人・日)	= (直営混合ごみ収集量+直営可燃ごみ収集量+委託混合ごみ収集量+委託可燃ごみ収集量) ÷ 365 ÷ 計画収集人口	425.0	107	458.2	100	456.2	100
No. 02	不燃ごみ (g/人・日)	= (直営不燃ごみ収集量+委託不燃ごみ収集量) ÷ 365 ÷ 計画収集人口	14.5	142	9.8	160	24.8	100
No. 03	資源ごみ (g/人・日)	= (直営資源ごみ収集量+委託資源ごみ収集量) ÷ 365 ÷ 計画収集人口	82.0	86	59.5	62	95.5	100
No. 04	粗大ごみ (g/人・日)	= (直営粗大ごみ収集量+委託粗大ごみ収集量) ÷ 365 ÷ 計画収集人口	12.9	145	38.8	36	23.6	100

(4) ごみ質

ごみ組成割合（乾ベース）を比較すると、「紙・布類」の割合が、大阪府平均及び全国類似都市平均より約6～8%ほど低くなっています。一方「厨芥類」の割合については、大阪府平均及び全国類似都市平均より約1～2%高くなっています。

表 13 ごみ組成割合（乾ベース）

	合計 (%)	紙、布類 (%)	ビニール、 合成樹脂、 ゴム、皮革類 (%)	木、竹、わら類 (%)	厨芥類 (%)	不燃物類 (%)	その他 (%)
大阪府平均	100	45.3	26.2	11.4	10.7	3.4	2.9
全国類似都市平均	100	47.6	25.1	10.4	11.6	2.5	2.9
本市	100	39.5	25.4	12.0	13.0	8.3	1.8

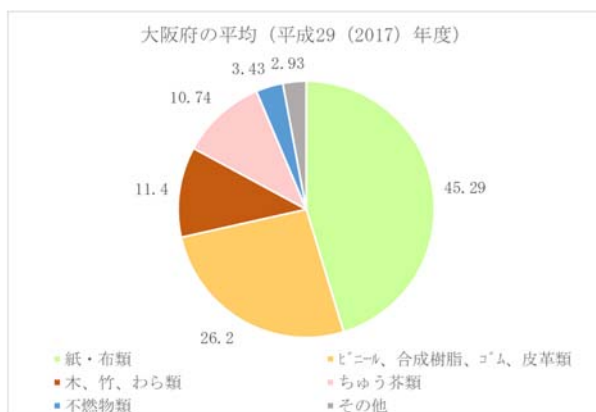
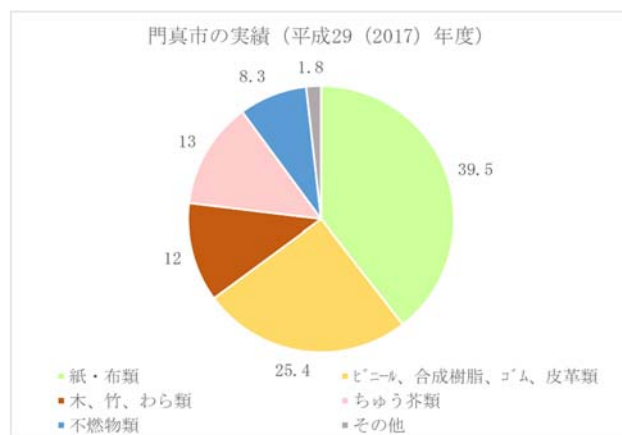


図 35 ごみ組成割合（乾ベース）の比較

第6節 北河内7市内での比較（平成29（2017））年度）

第5節での比較項目について、北河内7市（守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市）内でも比較を行いました。

比較の結果、本市は「1人1日当たりごみ総排出量」が7市中最も多く、その内訳をみると「事業系ごみ排出量」が他市よりも多いことが特徴であることがわかりました。

生活系ごみのごみ種別やごみ組成については、粗大ごみの割合が他市より少ないということを除いては、概ね平均的な排出割合となっています。以下に詳細を示します。

（1）1人1日当たりごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率

1人1日当たりごみ総排出量は、北河内7市内で最も多くなっています。リサイクル率は大東市に次いで2番目に低くなっています。最終処分率は大東市に次いで2番目に高くなっています。

表 14 1人1日当たりごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率（北河内7市）

市名	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)
守口市	144,083	823.9	20.2%	9.9%
枚方市	404,324	827.7	20.2%	8.3%
寝屋川市	235,959	841.2	21.1%	13.9%
大東市	121,936	799.7	6.0%	15.2%
門真市	123,972	1,014	12.5%	14.3%
四條畷市	55,806	812.7	15.1%	9.5%
交野市	77,898	702.1	16.1%	7.4%
北河内7市平均	—	831.6	15.9%	11.2%

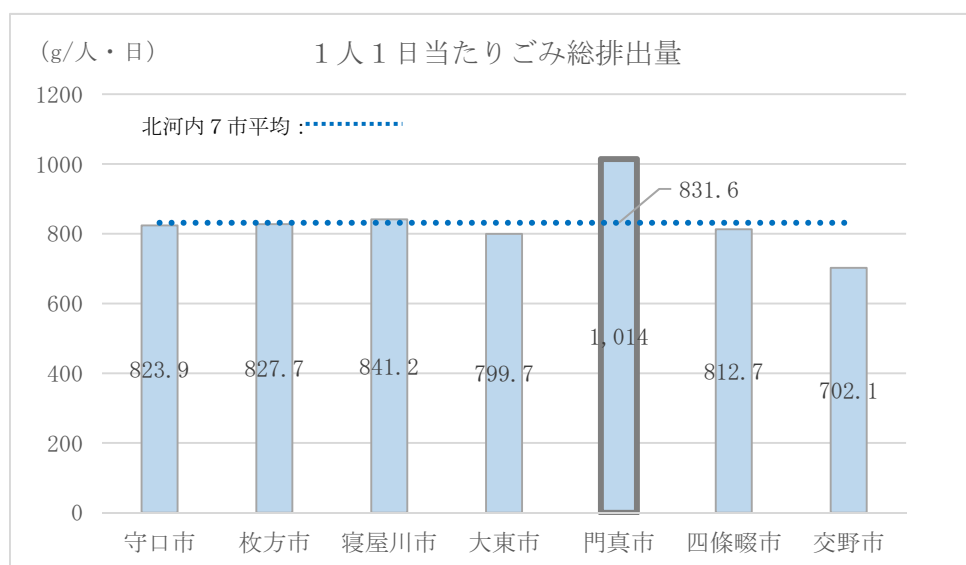


図 36 1人1日当たりのごみ総排出量

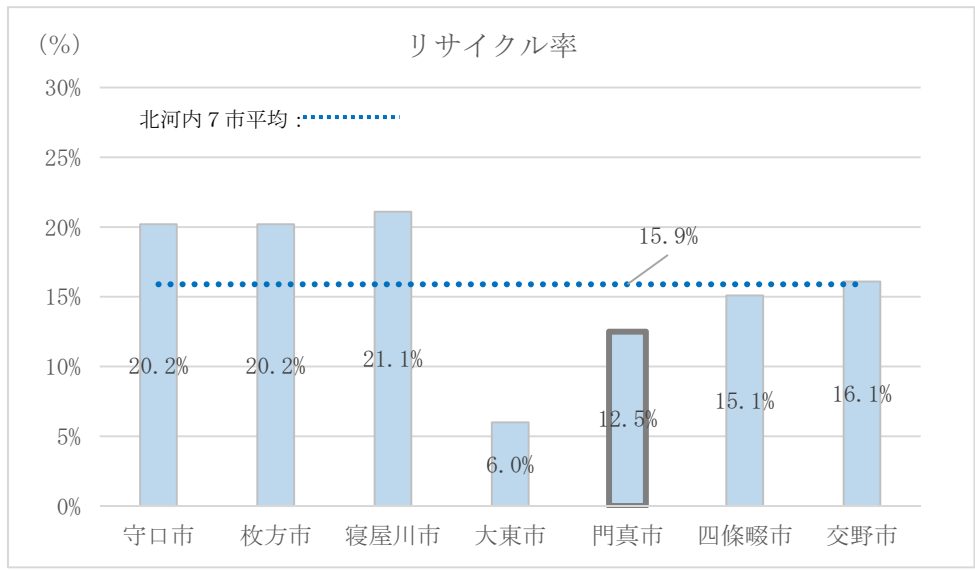


図 37 リサイクル率

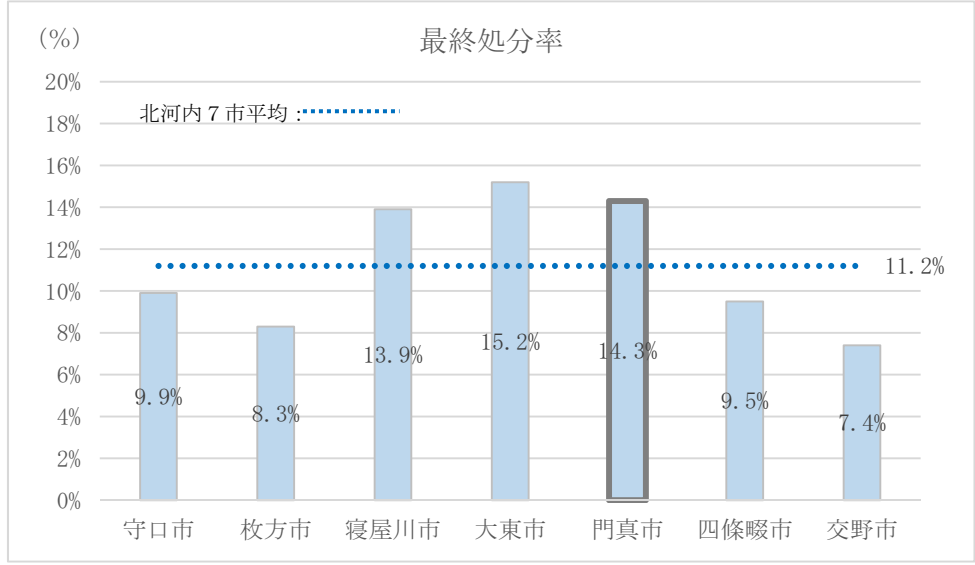


図 38 最終処分率

(2) 1人1日当たり生活系・事業系ごみ排出量

生活系ごみ排出量は7市中3番目の少なさで、集団回収・資源ごみを除くと7市中5番目の少なさとなっています。

事業系ごみ排出量は、1人1日当たり、事業者1人1日当たり及び1事業所当たり排出量のいずれも7市中最も多くなっています。

表 15 1人1日当たり生活系ごみ排出量（北河内7市）

自治体名	人口 (人)	1人1日当たり 生活系ごみ排出量 (g/人・日)	同左 (集団回収・資源ごみ除く) (g/人・日)
守口市	144,083	521.9	357.8
枚方市	404,324	598.4	439.1
寝屋川市	235,959	629.3	443.6
大東市	121,936	600.9	553.3
門真市	123,972	584.7	452.3
四條畷市	55,806	645.9	516.1
交野市	77,898	565.8	449.9
北河内7市平均	—	592.0	459

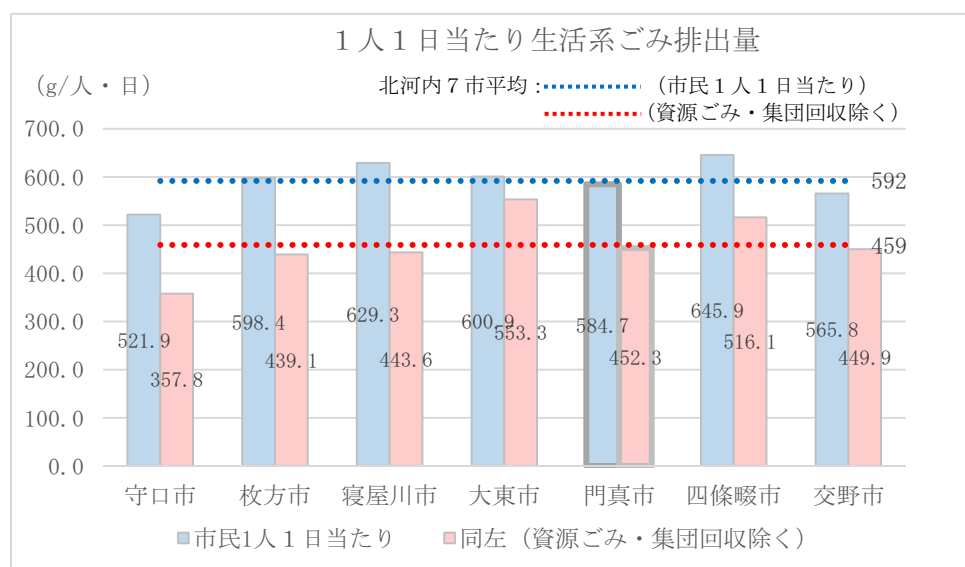


図 39 1人1日当たり生活系ごみ排出量

表 16 1人1日当たり事業系ごみ排出量（北河内7市）

自治体名	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	事業系ごみ排出量		
			1人1日当たり (g/人・日)	従業員1人1日当たり (g/人・日)	1事業所当たり (g/事業所・日)
守口市	6,127	53,891	301.99	807.41	7,102
枚方市	10,074	120,556	229.25	768.86	9,201
寝屋川市	7,096	69,396	211.87	720.38	7,045
大東市	4,606	51,173	198.87	473.87	5,265
門真市	5,462	65,823	429.46	809	9,748
四條畷市	1,862	15,197	166.87	612.77	5,001
交野市	1,934	17,038	136.25	622.94	5,488
北河内7市平均	—	—	239	688	6,978

※事業所数及び従業員数は「経済センサス-活動調査 平成28年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計 産業横断的集計」より。

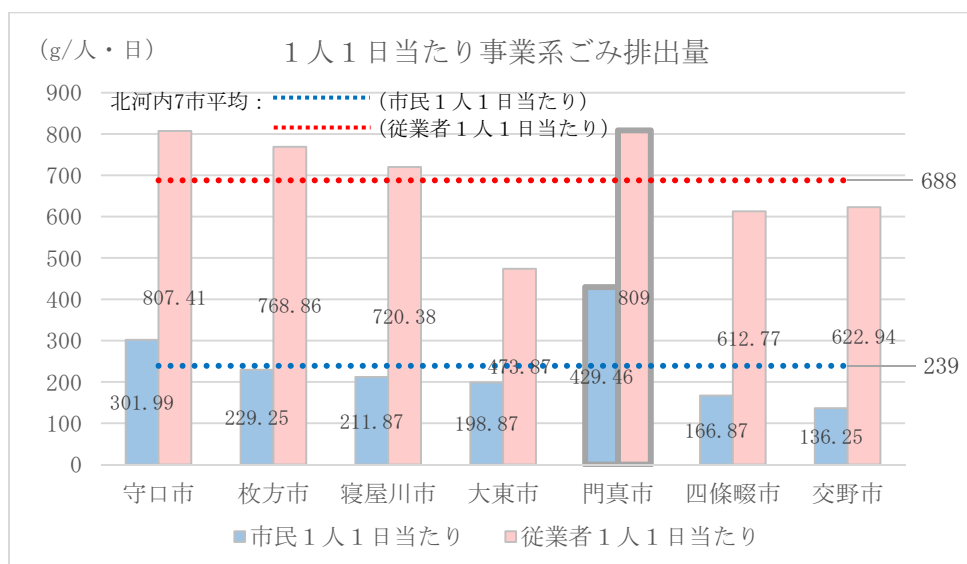


図 40 1人1日当たり事業系ごみ排出量

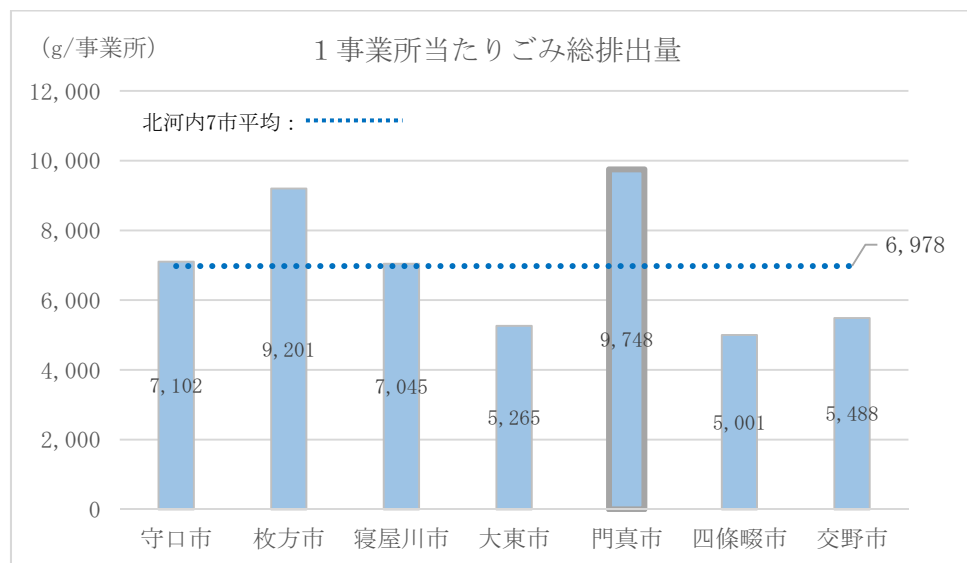


図 41 1事業所当たり事業系ごみ排出量

(3) 1人1日当たり生活系ごみ種別排出量

可燃ごみと資源ごみは7市中3番目の多さで、7市平均排出量に近い量となっています。粗大ごみは7市中最も少ない量となっています。

不燃ごみについては、本市及び寝屋川市以外の市は収集区分に「不燃ごみ」がないもしくは「粗大ごみ」等他のごみと一緒に排出している等の理由により排出量が0g/人・日になっているため、比較が難しい状況となっています。

表 17 1人1日当たり生活系ごみ種別排出量（北河内7市）

自治体名	人口 (人)	可燃ごみ (g/人・日)	不燃ごみ (g/人・日)	資源ごみ (g/人・日)	その他 (g/人・日)	粗大ごみ (g/人・日)
守口市	144,083	322.51	0	99.01	0	15.04
枚方市	404,324	391.21	0	55.37	0.6	43.56
寝屋川市	235,959	376.31	29.28	115.24	1.16	9.11
大東市	121,936	519.38	0	47.52	0	33.95
門真市	123,972	404.64	14.48	79.4	0	5.88
四條畷市	55,806	470.07	0	52.87	0	31.47
交野市	77,898	393.45	55.15	68.48	0.7	0
北河内7市平均	—	411.0	—	74.0	0.0	20.0

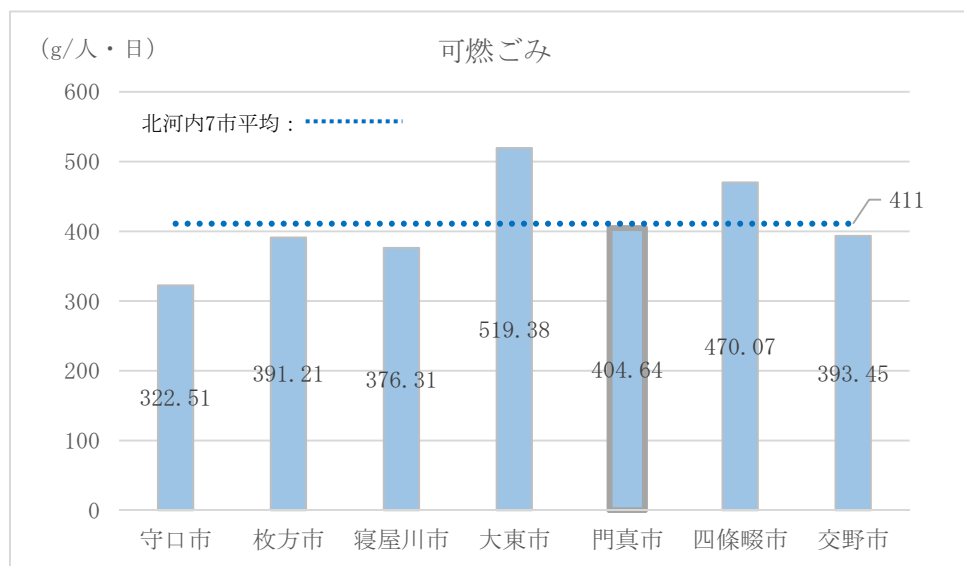


図 42 1人1日当たり可燃ごみ

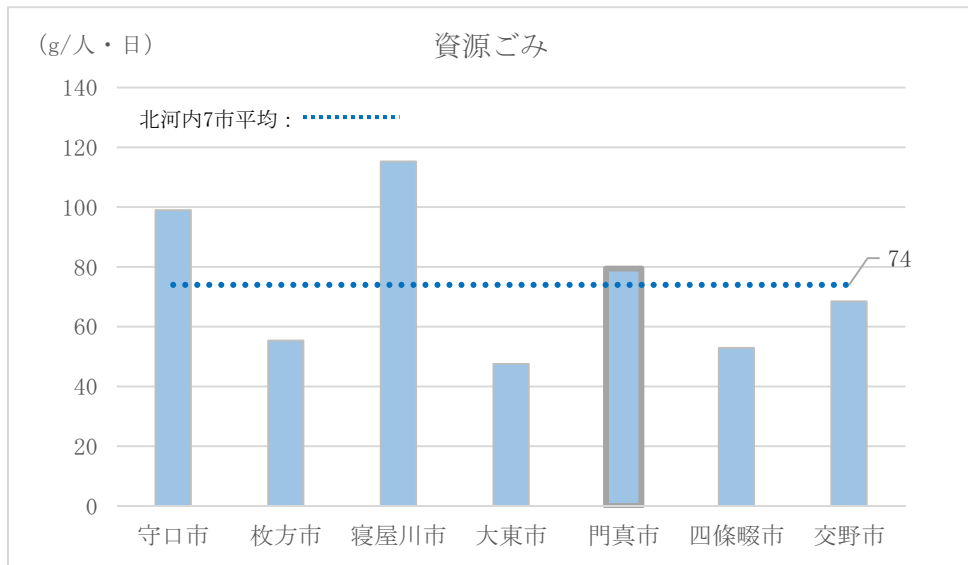


図 43 1人1日当たり資源ごみ

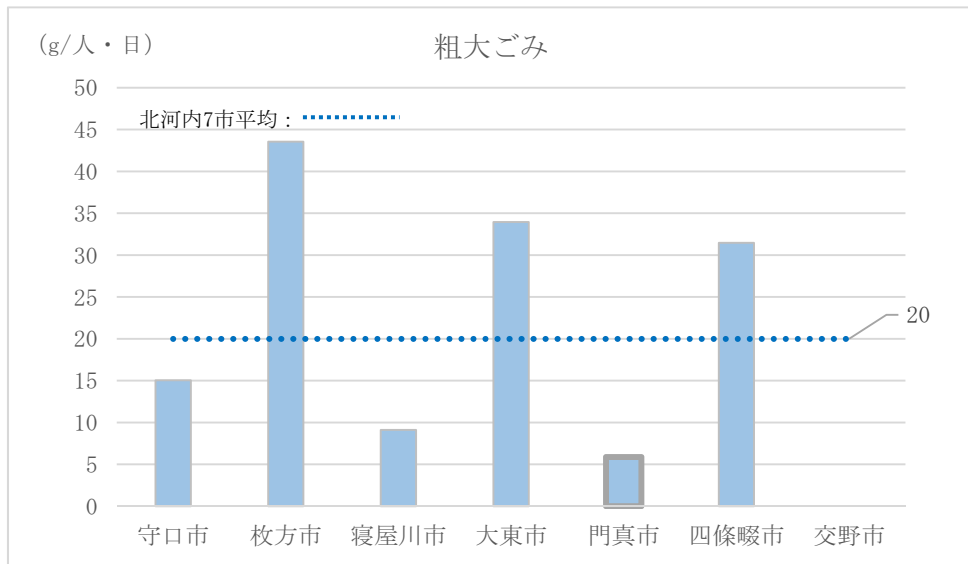


図 44 1人1日当たり粗大ごみ

(4) ごみ質

可燃ごみのごみ質について、本市はどの項目も概ね7市平均値に近い割合となっています。「木、竹、わら類」、「不燃物類」、「その他」が平均値よりも若干大きい割合となっています。

表 18 ごみ組成割合（乾ベース）（北河内7市）

自治体名	ごみ組成成分（乾ベース）合計 (%)	紙・布類 (%)	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類 (%)	木、竹、わら類 (%)	ちゅう芥類 (%)	不燃物類 (%)	その他 (%)
守口市	100	47.4	30.8	7.4	10.3	2.8	1.3
枚方市	100	51.2	22.4	8.7	11.1	3.6	3.2
寝屋川市	100	58.0	23.1	4.9	9.5	2.4	2.2
大東市	100	55.1	29.5	6.1	3.2	3.7	2.6
門真市	100	39.5	25.4	12.0	13.0	8.3	1.8
四條畷市	100	44.4	35.8	5.7	12.5	0.5	1.1
交野市	100	44.4	35.8	5.7	12.5	0.5	1.1

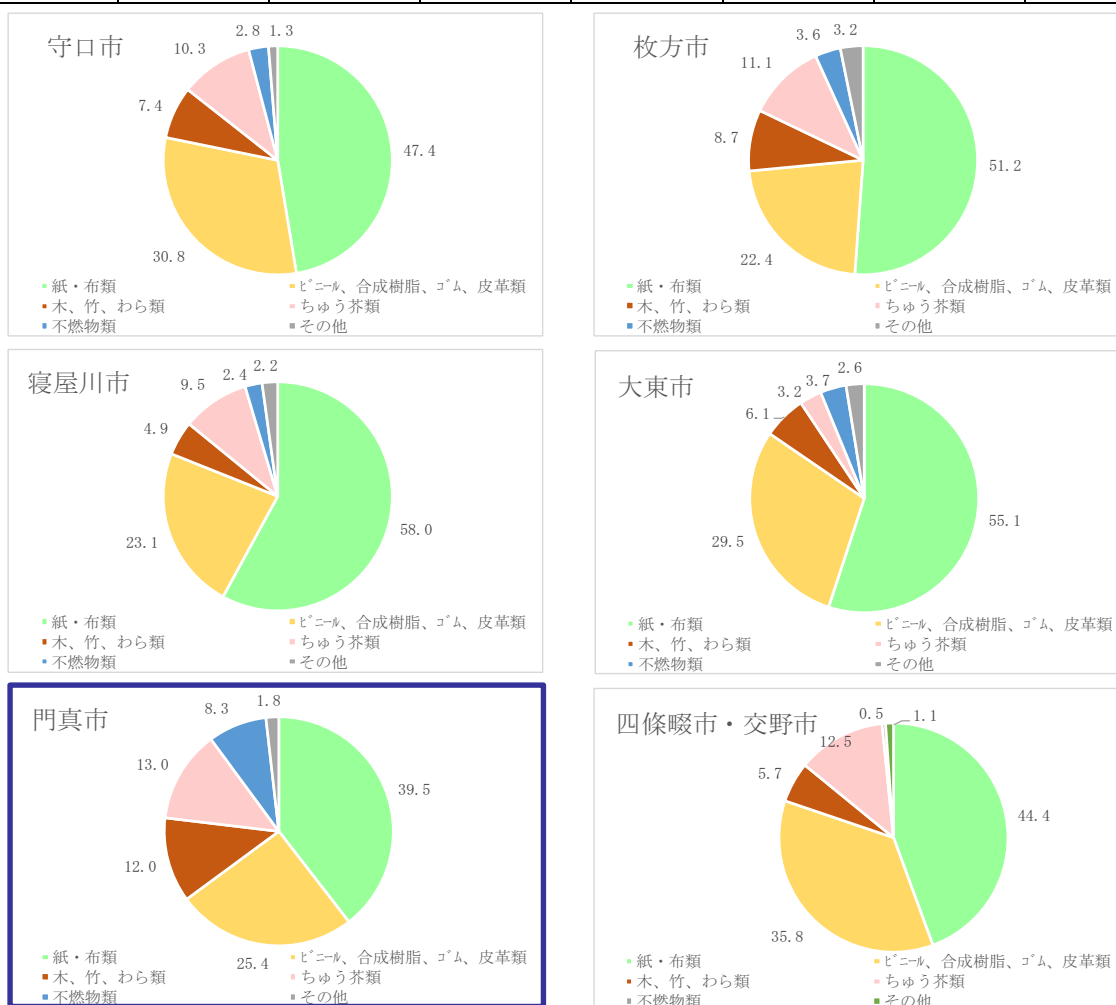


図 45 ごみ組成割合の比較（北河内7市）

第3章 ごみ処理費用の現状

(1) ごみ処理費用の現状

平成28（2016）年度のごみ処理費用は約23億円で、一般会計に占める割合は約4％です。

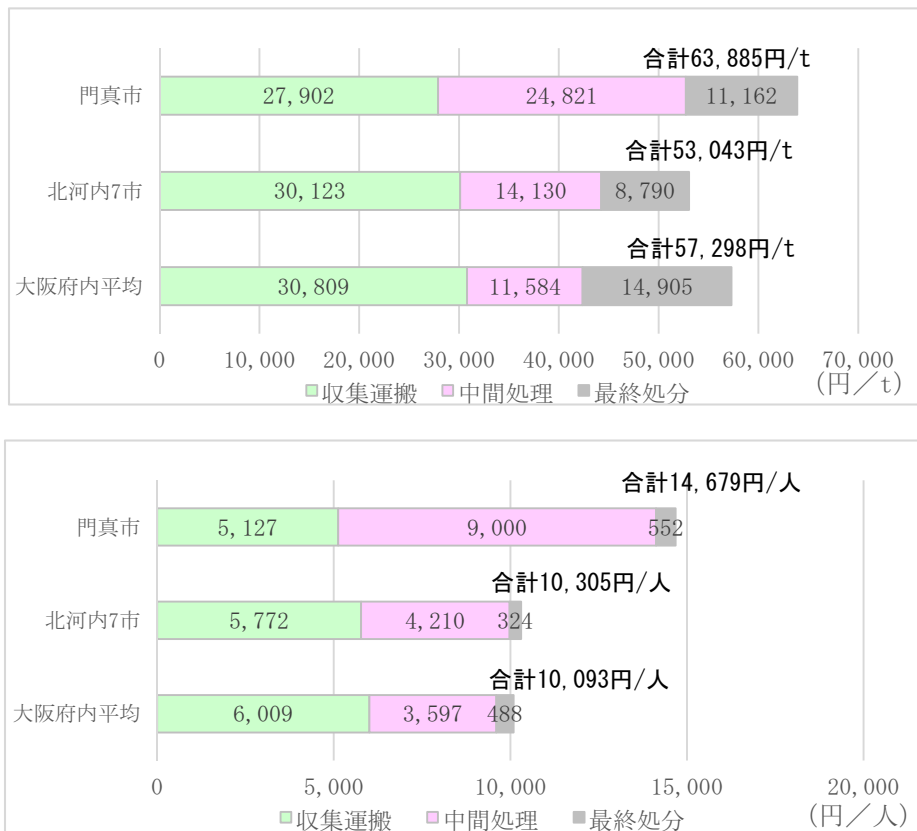
ごみ1t当たりの処理費用は約6万4千円（収集運搬費用約2万8千円、中間処理費用約2万5千円、最終処分費用約1万1千円）でした。

市民1人当たりの処理費用は約1万5千円（収集運搬費用約5千円、中間処理費用約9千円、最終処分費用約500円）でした。

いずれも大阪府内平均よりも高くなっています。

平成20（2008）年度以降のごみ処理費用の推移をみると、ごみ処理費用総額は約18億円前後を推移しています。内訳をみると、収集運搬費用及び最終処分費用はほぼ横ばいに推移していますが、中間処理費用は平成25（2013）年以降やや増加傾向にあります。

ごみ1t当たりの処理費用は約6万円前後を推移していますが、平成25（2013）年以降、収集運搬・中間処理・最終処分費用いずれの単価もやや増加傾向にあります。



（出展：平成28年度一般廃棄物処理実態調査結果「大阪府集計結果（経費）」）

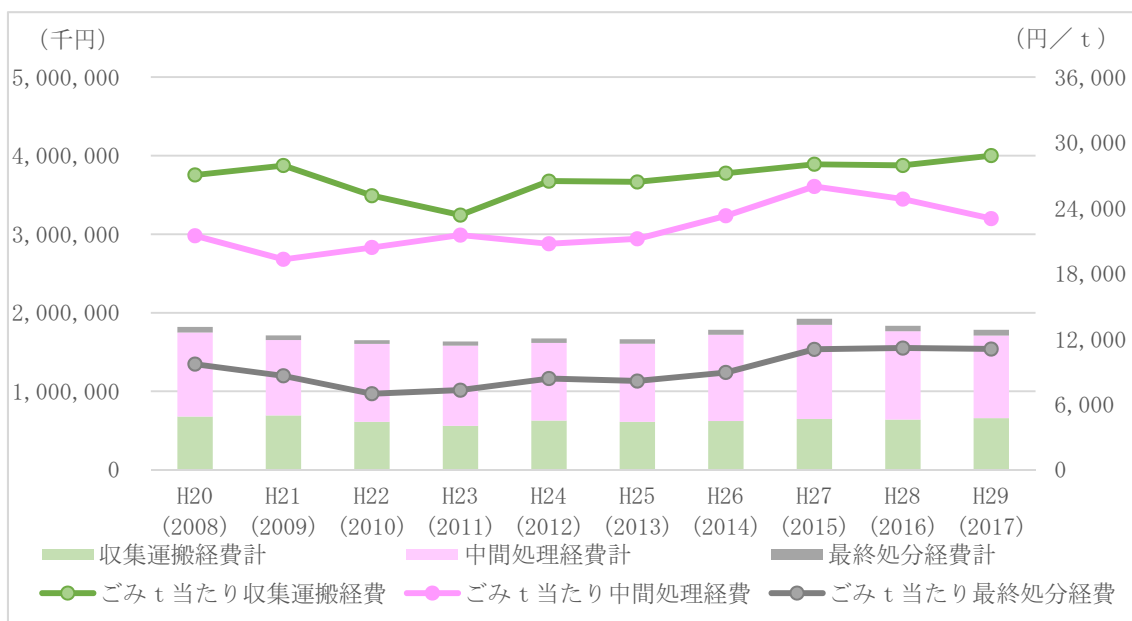
※廃棄物処理事業経費の内、「建築改良費」は含まない。また「人件費」の内、「一般職」は含まない。

※収集運搬費用は、家庭系収集ごみ量1tあたり費用。

※中間処理費用は、「直接焼却量」、「処理残さ量」及び「焼却以外の中間処理量」の合計量1t当たり費用。

※最終処分費用は、「直接埋立量」、「焼却残さ」及び「焼却施設以外からの残さ」の合計量1t当たり費用。

図 46 ごみ1t当たり処理費用（上）／1人当たりのごみ処理費用（下）
（平成28（2016）年度）



※廃棄物処理事業経費の内、「建築改良費」は含まない。また「人件費」の内、「一般職」は含まない。

図 47 ごみ処理費用の推移

(2) ごみ処理手数料

条例に定めるごみ処理手数料を以下に示します。

表 19 ごみ処理手数料

区分			手数料
一般廃棄物	市が収集・運搬・処分するもの	一般家庭	定時： 排出量が常時平均10kg/日 100円/10kg (10kg未満無料)
			臨時： 臨時で申込みのあったもの 3,000円/m ³
	一般家庭以外	許可業者に処理を依頼	
	処分のみを市がするもの	クリーンセンターに搬入するもの	90円/10kg
粗大ごみ	市が収集・運搬・処分するもの	定時： 5点/回 以内	1,500円/点を超えない範囲で規則に定めた手数料
		臨時： 臨時で申込みのあったもの 又は5点/回 以上	2,250円/点を超えない範囲で規則に定めた手数料
廃物 特定家庭用機器廃	市が収集・運搬・処分するもの		3,500円/台
	市が指定引き取り場所へ運搬するもの	クリーンセンターに搬入するもの	1,800円/台

第4章 ごみ減量化の現状

(1) 前回計画の目標達成状況

前回計画時に設定した中間目標年度（平成26（2014）年度）及び最終目標年度（平成31（2019）年度）の各種ごみ量目標値と実績の比較より、目標達成状況を確認しました。なお、最終目標年度については、直近（平成30（2018）年度）の数値と比較しました。

①ごみ排出量・排出量原単位

最終目標年度のごみ排出量について、家庭系ごみは目標値より603 t少なくなり目標を達成しています。一方事業系ごみは目標値より31t多くなり目標を達成できていません。

排出量原単位をみると、家庭系ごみは目標値より約1.2g/人・日多くなっており、わずかに目標を達成できていません。事業系ごみは目標値に対して約12.3g/人・日多くなっており目標を達成できていません。

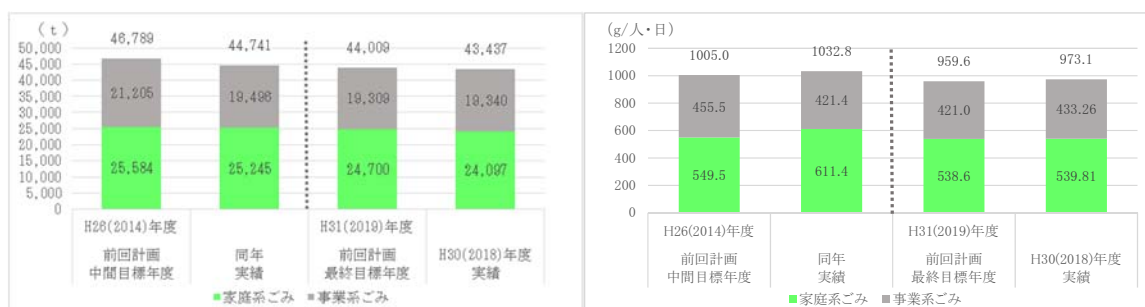


図 48 ごみ排出量及び排出量原単位の前回計画目標値と実績の比較

②集団回収量（ごみになる前の資源化量）

最終目標年度の集団回収量は、目標値より2,119 t少なくなり、目標を達成できていません。推移としても、減少傾向にあります。

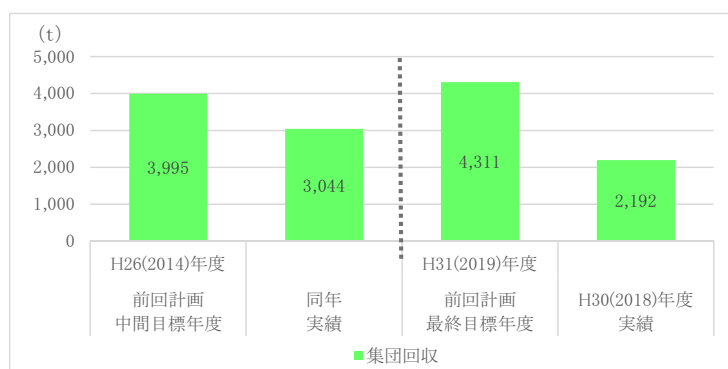


図 49 集団回収量の前回計画目標値と実績の比較

③資源ごみ量（ごみとなった後の資源化量）・資源ごみ排出量原単位

最終目標年度の資源ごみ量について、家庭系ごみは目標値より約446 t多くなり目標を達成しています。一方事業系ごみは目標値より約215 t少なくなり目標を達成できていません。

排出量原単位をみると、家庭系ごみは目標値より約12.0g/人・日多く目標を達成しているのに対し、事業系ごみは目標値に対して約3.4g/人・日少なく目標を達成していません。

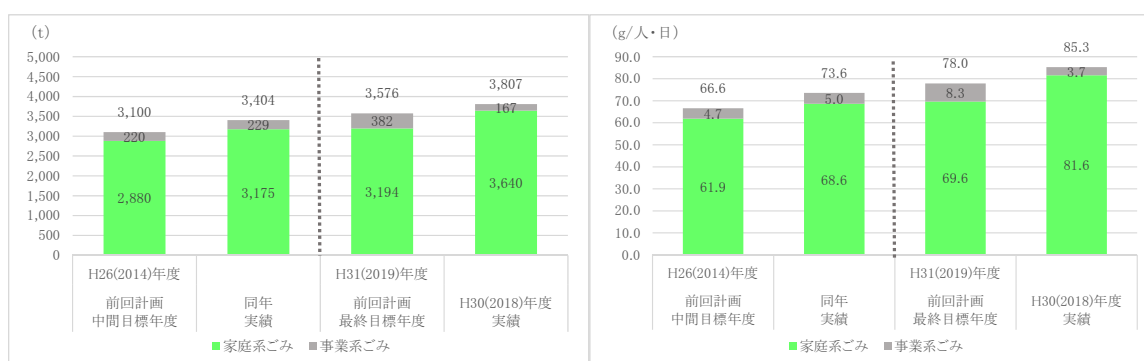


図 50 資源ごみ量及び資源ごみ排出量原単位の前回計画目標値と実績の比較

前回計画目標値の達成状況は以下のとおりで、特に事業系ごみに関して目標が達成できておらず、その理由として事業系ごみに対する施策が十分に実施できていないことが考えられます。

表 20 前回計画目標値と実績の比較

項目	単位	前回計画中間目標年度 H26(2014)年度	同年実績	前回計画最終目標年度 H31(2019)年度	H30(2018)年度実績	達成状況	備考
人口		127,548	126,756	125,305	122,299	—	
事業所数		—	5,868	—	5,462	—	※1
従業員数		—	75,192	—	65,823	—	※1
①ごみ排出量	t	46,789	44,741	44,009	43,437	○	
家庭系	t	25,584	25,245	24,700	24,097	○	集団回収は含まない
事業系	t	21,205	19,496	19,309	19,340	×	※2
①ごみ排出量原単位	g/人・日	1,005.0	967.0	959.6	973.1	×	
家庭系	g/人・日	549.5	545.6	538.6	539.8	×	集団回収は含まない
事業系	g/人・日	455.5	421.4	421.0	433.3	×	※2
③ごみになる前の資源化量	t		—	—			
家庭系	t	3,995	3,044	4,311	2,192	×	※3
事業系	t	14,220	—	15,470	—	—	既存リサイクル量
④ごみとなった後の資源化量	t	3,100	3,404	3,576	3,807	○	=資源ごみ量(直接搬入の資源化分を含む)
家庭系	t	2,880	3,175	3,194	3,640	○	
事業系	t	220	229	382	167	×	※2
⑤ごみとなった後の資源化量原単位	g/人・日	66.6	73.6	78.0	85.3	○	
家庭系	g/人・日	61.9	68.6	69.6	81.6	○	
事業系	g/人・日	4.7	5.0	8.3	3.7	×	※2

※1前回計画設定数なし。実績は「門真市統計書(平成29(2017)年版)」平成26(2014)年度実績値及び平成28(2016)年度実績値。

※2原因として事業系ごみの分別が不十分であること、昼夜間人口比率が高いことなどが挙げられる。

※3集団回収量：前回計画「ごみになる前の資源化量」の内、「生ごみ堆肥化量」を除いた量

(2) 市民・事業者・門真市のごみ減量化の取組みの現状

前回計画において実施するものとした主要なごみ減量化等の取組みについて、現在、本市で実施されている市民・事業者・門真市のごみ減量化の取組みの状況を以下に整理します。

①市民の3R行動をみんなで支える仕組みの確立

- 市民・事業者・門真市の三者が連携して3R行動（マイバッグ持参運動、環境に配慮した店舗拡大、古紙のまちかど回収拠点の整備等）に取り組めるよう、門真市がコーディネート機能を発揮して、関係者間の連携・協力を図っていくとともに、公民協働を進めていきます。
- 家庭の環境に配慮した行動、地域の自主的なごみ減量活動を支援するために、情報提供、環境教育の充実、活動拠点の拡充、助成の充実等を図っていきます。

前回計画の内容	実施した取組み	取組みによる実績
市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進審議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年一般廃棄物処理手数料見直しについて審議するため、廃棄物減量等推進審議会設置
レジ袋削減等の三者協働による具体的な取組みの展開	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減キャンペーンの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコバッグの配布
地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、広報かどまによる周知 ・ごみ減量化推進協議会による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装の分別定着 ・容器包装リサイクル率の向上
市民との意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化推進協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコバッグの配布 ・かどまエコアートコンクールの実施
店頭回収・拠点回収の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・エコショップ制度の実施 ・廃油の拠点回収実施 ・フリーマーケット開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府リサイクル社会推進会議の解散に伴い平成25年にエコショップ制度終了 ・平成29年よりリサイクルプラザで廃油回収開始
	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットの開催 ・もったいないブースの設置（不用品の無償提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年までリサイクルプラザでフリーマーケット開催 ・平成27年よりかどまエコフェスティバルにおいてもったいないブース設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報かどま・ごみ通信での周知 ・資源物持ち去り対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物持ち去り対策の実施により、古紙、缶等資源物回収量が約60%増加（650t → 1,050t）
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内電気店の協力による廃蛍光管等の店頭回収の 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年9月から小型家電4か所、水銀使用

前回計画の内容		実施した取組み	取組みによる実績
		実施 ・小型家電、水銀使用廃棄物の拠点回収の実施	廃棄物8か所で拠点回収実施
		・小型家電、水銀使用廃棄物の拠点回収の実施	・水銀使用廃棄物回収量2.64t
分別収集の拡充		・ペットボトルの収集頻度を月1回⇒月2回に変更	・平成23年4月から変更
分別排出ルール周知徹底		・「門真市暮らしの便利帳」「ごみの出し方・分け方」の配布	・関係課の協力により実施
		・市ホームページ・広報かどまでの周知	・容器包装リサイクル率の向上
		・作業日報の提出 ・分別指導の実施	・適正排出によるスムーズな収集活動 ・不適正排出の減少
ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実		・再生資源集団回収奨励金制度の継続	・集団回収実施団体122団体
		・ごみ減量化推進協議会の設置	・平成29年協議会休止
大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実		・開発協議の実施	・府営住宅建て替え時に開発協議を実施など
再生品の使用拡大等リサイクルシステムの安定化	1) 再生品の使用拡大	・エコショップ制度の実施	・大阪府リサイクル社会推進会議の解散に伴い平成25年にエコショップ制度終了
		・再生紙の利用	・全庁で再生紙を利用
	2) 再生資源業者との連携強化	・再生資源事業者指定制度の実施	・魚腸骨4事業者、廃油1事業者

②排出者責任の浸透と事業者の自主的ごみ減量の取組みを促進

○ごみ減量手引き作成、事業所研修の実施、商工会議所との連携強化等により、事業系ごみの処理責任は排出者であることを浸透し、自己管理の意識の啓発を図ります。
○事業所の規模、また、紙類や厨芥類等排出されるごみの内容など、事業所の特性に応じたごみ減量の取組みを、ごみ減量手引き作成、先進事業所との意見交換会の実施等により促進します。

前回計画の内容		実施した取組み	取組みによる実績	
排出者責任の浸透と自己管理意識の定着		・市ホームページ・広報かどまでの周知	・事業所による適正排出	
分別排出の徹底とごみ減量の推進	1) 分別排出の徹底	・未実施	・未実施	
	2) 個別事業所に対するごみ減量指導の強化	①事業系ごみの排出実態の把握	・搬入量月報の確認	・事業系ごみの減量進捗状況の把握
		②多量排出事業者に対するごみ減量指導の強化	・未実施	・未実施

前回計画の内容		実施した取組み	取組みによる実績
	③立ち入り調査の実施	・事業所への立ち入り調査の実施	・29年度実施件数2件 ・30年度実施件数2件
	④事業系ごみ減量の手引きの作成	・未実施	・未実施
	⑤優良事業所の顕彰制度の導入	・未実施	・未実施
	⑥新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実	・開発協議の実施	・開発協議の実施
3) 情報提供・相談体制の確立		・未実施	・事業所からの相談に随時対応
4) 意見交流会等の開催		・未実施	・未実施
5) 小規模事業所向けごみ減量化モデル事業の検討		・未実施	・未実施
6) 許可業者との連携と指導		・許可業者事務研修会の開催	・29年度6回開催 ・30年度6回開催予定
搬入検査の強化		・展開検査の実施	・30年度8回実施
		・搬入申請書の提出	・29年度21,084件実施
生ごみ等有機資源のリサイクルの促進		・未実施	・各事業所の取組みとして食品リサイクルの実施
ごみ減量へインセンティブが働く収集システムの検討		・事業系一般廃棄物処理手数料の改定	・平成27年4月より10kg85円⇒10kg90円に改定
公共施設における率先行動の充実	1) 職員へのごみ減量意識の徹底	・門真市エコオフィス推進計画の策定	・分別の徹底 ・裏紙の再利用など
	2) 公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取組み強化	・水銀使用廃棄物の分別回収	・水銀使用廃棄物の適正処理 ・分別の徹底

③環境を守る主体的行動実践者の育成

- 小学校や市内事業所と連携して、環境教育を充実するとともに、リサイクルプラザを核とした市民への情報提供、ごみ問題等に関する学習・研修機能を強化し、環境を守り、ごみの減量に、主体的に取り組む市民を育成します。
- 事業者に対しても情報提供を行い、また、関係者の相互交流の場を提供するなどにより、大規模事業所だけでなく小規模事業所についても自主的にごみ減量活動等に取り組む事業者を拡大します。

前回計画の内容	実施した取組み	取組みによる実績
環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化	・かどまエコフェスティバルの企画・開催 ・施設見学の受入実施	・平成30年度施策評価アンケートでの施設認知度48.9%

前回計画の内容		実施した取組み	取組みによる実績	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない」普及講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 ・もったいないブースの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度施設見学数27件1,170人 ・平成29年度もったいない講座実施数13回201人 ・かどまエコアートコンクール442人参加 ・かどまエコフェスティバルにおいてリサイクル工房利用団体による作品展示、もったいないブースの実施 	
環境にやさしい生活の定着	1) 啓発活動・環境教育の充実	①啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報かどま・ごみ通信での情報提供 ・かどまエコフェスティバルの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・かどまエコフェスティバルにおける啓発
		②環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境副読本の作成 ・環境学習（施設見学）の実施 ・リサイクル工作講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全小学4年生に環境学習として施設見学を実施 平成30年度14校
	2) 環境やごみに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習（施設見学）の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報かどまでの情報提供 ・施設見学の受入実施についてホームページでの案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時提供 ・平成29年度施設見学数27件1,170人 	
	3) 環境を守る運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化推進協議会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年協議会休止 	
	4) ごみの自己減量のための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器、電動式生ごみ処理機器の購入への助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年助成制度廃止 	
環境に配慮した事業活動の浸透	1) エコショップ加盟店の拡大と制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・エコショップ制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府リサイクル社会推進会議の解散に伴い平成25年にエコショップ制度終了 	
	2) 環境管理の理念の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21について、市ホームページに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等は未実施 	

④低炭素社会に即した循環型システムの構築

- 3R行動の浸透と合わせて分別収集を拡充し、ごみ減量を推進し、環境負荷の少ない循環型社会形成をめざします。
- 収集車両等を計画的に低環境負荷型に切り替えます。
- 現在の焼却施設等の長寿命化を図るとともに、次期焼却施設の整備に向けて、周辺都市との連帯による広域処理も含めて、慎重に検討し、準備を進めます。

○循環型社会の構築、低炭素社会の実現、処理事業の効率化、市民へのサービス内容の充実、新たな情報媒体の活用等、時代の流れに応じた処理システムを構築します。

前回計画の内容		実施した取組み	取組みによる実績
低炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営		・門真市エコオフィス推進計画の策定	・CO ₂ の5%削減(2014年度比)
資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立		・収集ルート、ステーション配置の見直し ・収集業務委託による効率化	・30年度委託率72.7%
市民ニーズに対応した収集サービスの実施		・さわやか訪問 ・ふれあいサポート	・平成18年よりさわやか訪問実施(粗大ごみ) ・平成29年よりふれあいサポート収集開始(普通ごみ等)
収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保		・労働安全衛生講習会の実施 ・交通安全講習会の実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡視実施	・労働安全衛生講習会の年1回実施 ・交通安全講習会の年2回実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡視実施による危険箇所等改善
収集車両の環境負荷の低減		・天然ガス自動車の導入	・30年度現有4台
既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備		・現有施設の長寿命化計画により基幹改良工事を予定	・長寿命化計画の策定検討
既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化		・定期的な維持保守管理	・安定・効率的な稼働
		・展開検査の実施	・30年度8回実施
		・収集業務の民間委託実施	・30年度委託率72.7%
最終処分場の安定的確保	1) 広域最終処分場の安定的な確保	・国や大阪府に対して、要望書の提出	・最終処分場の安定的な確保
	2) ごみ減量化の推進による最終処分量の削減	・一般廃棄物処理基本計画の策定	・前回計画の目標達成
適正処理が困難な物への対応強化		・国・大阪府への要望書提出 ・市民・事業者への周知徹底	・処理困難物の適正処理に向けた周知の実施
		・排出事業者への指導	・適正排出の指導徹底
在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルールの検討		・医師会との協議	・感染の恐れがある医療廃棄物は医師会の協力のもと引き取りによる適正処理実施
		・情報収集の適宜実施	・情報収集の適宜実施
廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実		・緊急時施設点検リストの作成 ・緊急連絡網の作成	・災害廃棄物処理基本計画策定予定
きれいで潤いのあるまちづくりの推進		・美しいまちづくり推進協議会の設置	・キラッとかどま(市内統一清掃)の実施等による啓発

第5章 計画改定に向けた課題

(1) 家庭系ごみ減量の推進

① 厨芥類について

家庭系ごみのうち減量が可能なものとしては、ごみ組成調査結果から、厨芥類が34.0%を占めており、その内訳は手つかず厨芥が5.9%、食べ残しが6.0%、調理くず・その他が22.1%となっています。

手つかず厨芥については、アンケート調査の結果から「消費期限と賞味期限の違い・意味を理解している」の回答は87~90%と高い結果となっていますが、一方で「食品を購入する際に少しでも期限までの期間が長いものを買う」の回答が最も多く43%となっています。

また、食べ残しの原因として「普段より作り過ぎたから」の回答が最も多く35%となっています。

さらに、厨芥類の中で最も比率の多い調理くず・その他については、「野菜類の過剰除去」が多く、これらの削減に向けた対策が必要です。

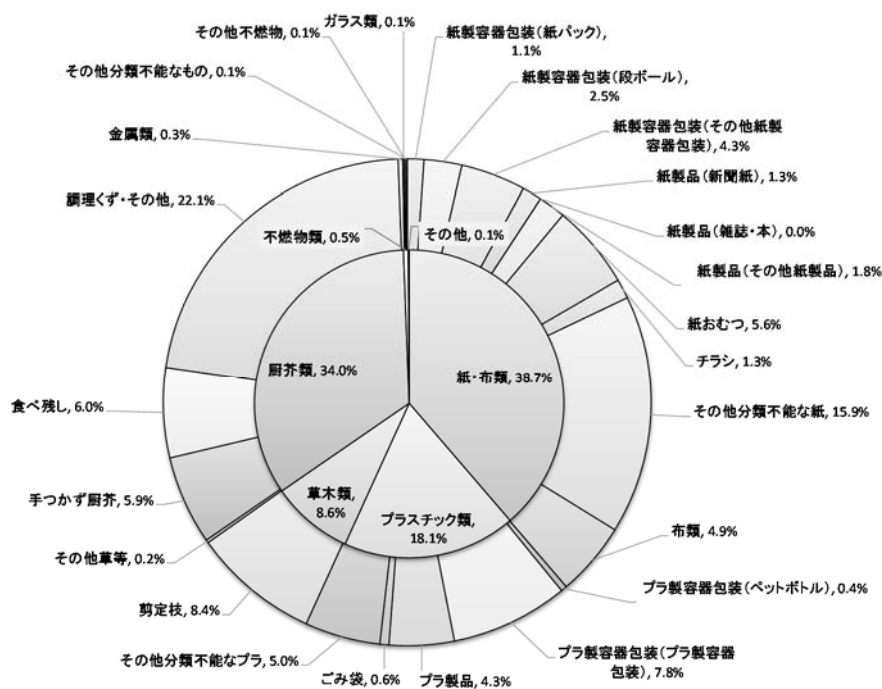


図 51 家庭系ごみ組成調査結果 (重量比)

(令和元(2019)年6月、門真市クリーンセンターにて実施)

② 分別の徹底について

家庭系ごみのごみ組成調査結果から、プラ製容器包装として分別可能なものが8.2% (ペットボトル0.4%、その他プラ製容器包装7.8%)、古紙・古布として分別可能なものが4.9% (新聞紙1.3%、紙パック1.1%、段ボール2.5%)、小型ごみとして排出されるべきものの0.4% (金属類0.3%、ガラス類0.1%) が混入しており、これらの分別によりごみの減量及び資源化が可能です。

大阪府内の他都市との比較においても43市町村中38位と下位に位置しており、北河内7市の平均と比べても多くなっています。原因として、大阪府内の他都市との比較において昼夜間人口比率との関連をみると、昼夜間人口比率が高い都市は事業系ごみ1人1日当たり排出量が多い傾向があり、本市の昼夜間人口比率は109%と高いことから、昼間の市外からの労働者の流入により事業系ごみが多くなっていると考察されます。

表21 事業系ごみ1人1日当たり排出量と昼夜間人口比率（大阪府内）

順位	市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量（事業 系） (g/人・日)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (昼間人口/夜 間人口) (%)
1	大阪府太子町	13,615	48	10,715	77.9
2	大阪府千早赤阪村	5,391	58	4,784	89.0
3	大阪府島本町	30,636	87	22,790	76.0
4	大阪府忠岡町	17,226	130	16,201	93.7
5	大阪府富田林市	112,594	135	99,823	87.6
6	大阪府交野市	77,898	136	59,274	77.5
7	大阪府豊能町	20,135	137	13,923	69.8
8	大阪府河南町	15,742	143	15,796	98.0
9	大阪府河内長野市	107,476	164	90,462	84.6
10	大阪府四條畷市	55,806	167	47,845	85.3
11	大阪府大阪狭山市	58,134	171	51,316	88.8
12	大阪府松原市	120,932	185	109,535	90.7
13	大阪府羽曳野市	112,812	188	96,966	86.1
14	大阪府柏原市	70,251	197	67,341	94.7
15	大阪府大東市	121,936	199	120,542	97.8
16	大阪府岬町	16,180	205	13,183	82.7
17	大阪府寝屋川市	235,959	212	210,924	88.8
18	大阪府八尾市	267,764	215	253,886	94.5
19	大阪府枚方市	404,324	229	359,078	88.8
20	大阪府熊取町	43,926	230	35,519	79.9
21	大阪府池田市	103,501	243	94,541	91.7
22	大阪府高石市	57,992	246	52,666	93.2
23	大阪府田尻町	8,621	250	8,960	106.5
24	大阪府阪南市	55,394	255	42,155	77.7
25	大阪府吹田市	370,365	264	362,737	96.9
26	大阪府高槻市	353,540	277	309,389	87.9
27	大阪府和泉市	186,237	277	161,475	86.8
28	大阪府豊中市	405,463	293	349,896	88.5
29	大阪府守口市	144,083	302	136,585	95.5
30	大阪府堺市	841,345	313	785,324	93.6
31	大阪府能勢町	10,399	325	9,304	90.7
32	大阪府箕面市	137,766	333	115,249	86.4
33	大阪府藤井寺市	65,443	363	55,605	85.0
34	大阪府泉大津市	75,273	395	68,995	90.9
35	大阪府泉南市	62,549	412	58,383	93.5
36	大阪府摂津市	85,260	423	93,646	110.2
37	大阪府東大阪市	491,002	428	522,051	103.8
38	大阪府門真市	123,972	429	134,737	109.0
39	大阪府茨木市	281,320	438	258,310	92.2
40	大阪府岸和田市	197,142	444	175,695	90.1
41	大阪府貝塚市	88,059	518	78,167	88.1
42	大阪府大阪市	2,700,666	556	3,543,449	131.7
43	大阪府泉佐野市	100,783	874	107,084	106.1
平均		205,928	277	214,519	91.4
最大		2,700,666	874	3,543,449	131.7
最小		5,391	48	4,784	69.8
標準偏差		422,264	153	542,240	10.7
当該市町村実績		123,972	429	134,737	109.0

※総人口はH29（廃棄物処理事業実態調査）、昼間人口及び昼夜間人口比率はH27（国勢調査）による。

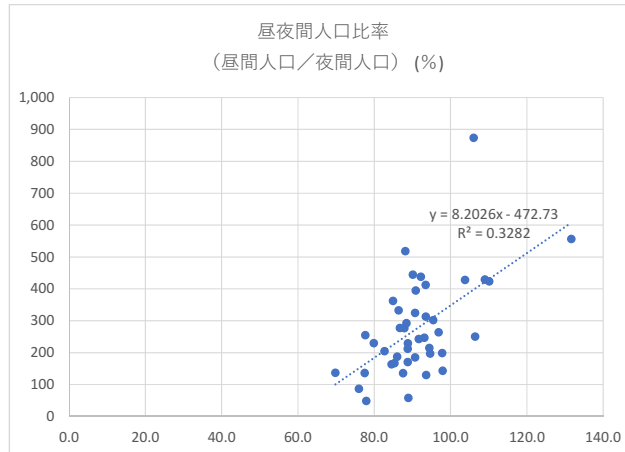


図53 事業系ごみ1人1日当たり排出量と昼夜間人口比率の相関分布（大阪府内）

(3) ごみ処理費用について

平成28（2016）年度のごみ1t当たりの処理費用は約6万4千円であり、北河内7市平均（約5万3千円）、大阪府内平均（約5万7千円）と比べて高くなっており、特に中間処理費用についてはごみ1t当たりの処理費用、人口1人当たりの処理費用いずれにおいても特に高くなっています。

また、ごみ1t当たりの処理費用は収集運搬・中間処理・最終処分費用いずれの単価も増加傾向にあることから、ごみ処理費用の適正化に向けた方策について検討する必要があります。

(4) リサイクルの推進について

本市のリサイクル率は12.5%で、全国類似都市との比較において57市町村中49位、大阪府内の他都市との比較においても43市町村中32位と下位に位置しており、北河内7市の平均15.9%と比べても下回っており、リサイクル率の向上を図っていく必要があります。

(5) ごみ処理体制の在り方について

一般のごみ焼却施設の耐用年数は20～25年程度と言われており、本市のごみ焼却施設である第4号炉及び粗大ごみ処理施設は平成元年3月の稼働から31年、第5号炉は平成8年3月の稼働から24年が経過し、資源化施設であるリサイクルプラザも平成14年3月の稼働から18年が経過しており、老朽化が進んでいることから、今後のごみ処理体制の在り方について検討し、早期に方針を決定する必要があります。

第6章 基本理念

循環型社会・低炭素社会構築をめざすやさしいまち 門真

国内では、循環型社会の構築をめざした動きとして、各種の法制度等の基盤が着実に整備され、SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の推進といった地球温暖化防止、低炭素社会の実現をめざす動きが活発となっています。

「門真市第6次総合計画」（令和●年●月）においても、めざすべき方向性として「循環型社会の形成と低炭素社会を構築し、市民や住環境にやさしいまちをつくります」を示し、本計画に関連する基本施策として、「地球環境保全」や「生活環境保全」、「快適に暮らせる生活基盤の整備」、「安全・安心な暮らしを支える体制づくり」、「危機管理と災害時対策」、「公共施設の適正管理」等が挙げられています。

本計画では、基本理念を「循環型社会・低炭素社会構築をめざすやさしいまち 門真」とし、市民・事業者・行政がそれぞれ役割分担して、ごみの減量やリサイクル、適正処理を継続することにより、循環型社会・低炭素社会の構築をめざします。

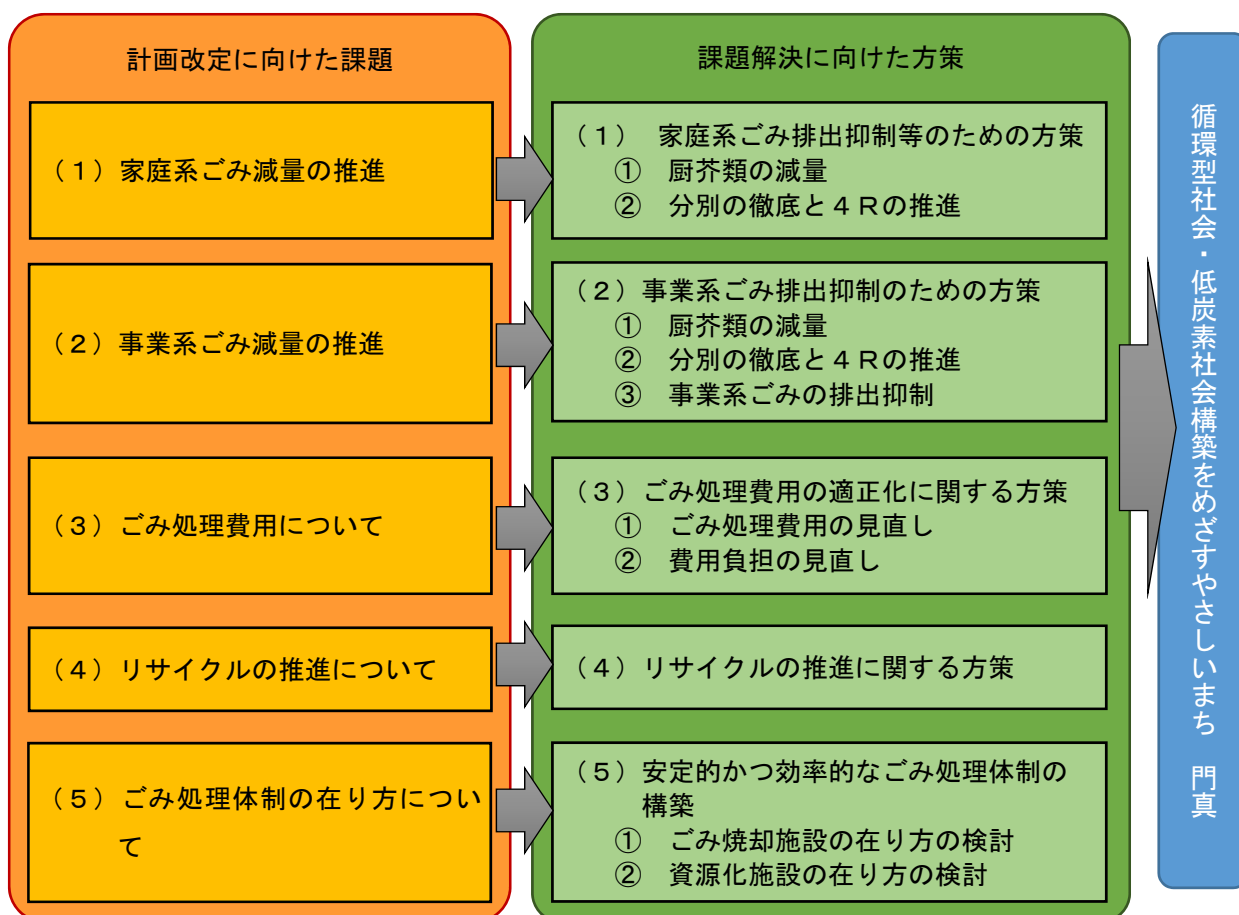


図 54 ごみ処理基本計画の体系図

第7章 ごみ排出量及び処理量の見込み

第1節 ごみ将来排出量推計の方法

家庭系ごみの将来排出量は、過去10年間（平成21～30年度）のごみ排出量原単位（1人1日当たりごみ量）から、各ごみ種別の将来ごみ排出量原単位の推移をそれぞれ算出し、将来人口に乗じたものを設定します。

事業系ごみの将来排出量は、過去10年間（平成21～30年度）のごみ排出量から、各ごみ種別の将来ごみ排出量の推移をそれぞれ算出したものを設定します。

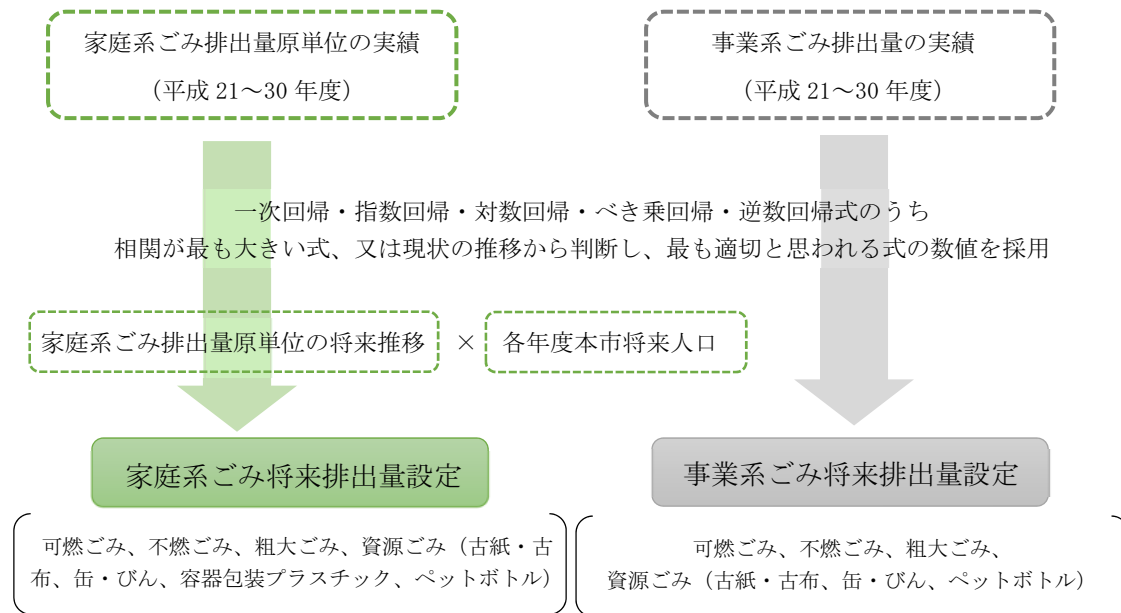


図 55 ごみ将来排出量の設定フロー

(1) 将来人口の設定

将来人口は、令和●年●月に策定した「門真市第6次総合計画基本構想」に示される「人口ビジョン将来展望値」に基づくこととします。

当該展望値は2020年度及び2030年度に設定されているため、設定年以外の年度の人口は等差推移するものとし、以下のとおり設定しました。

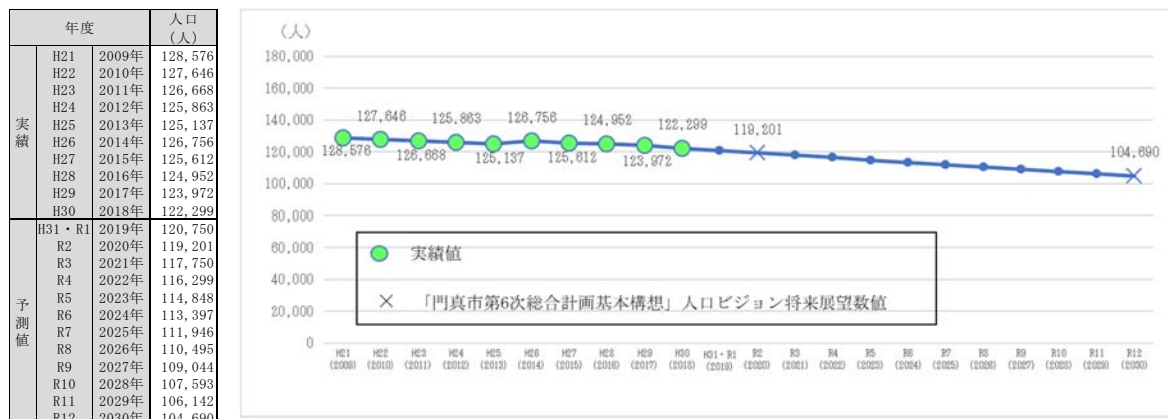


図 56 門真市人口ビジョンに基づく将来人口設定

(2) ごみ量推計方法（現状趨勢の場合）

ごみ量の推計については、『ごみ処理基本計画策定指針』（平成28年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、トレンド法を用います。本計画においては、次の5種類の推計式を用います。

- ① 一時回帰式
- ② 対数回帰式
- ③ 指数回帰式
- ④ べき乗回帰式
- ⑤ 逆数回帰式

上記の5つによる推計結果から、いずれを採用するかについては、以下のような考え方があります。

- 過去の推移から現実的ではない過大（過小）な予測結果を避ける
- 近接した推計結果の中で比較的中位にあるものを採用する
- 説明力の高い（=あてはまりのよい）（決定係数^{※1}(R^2)が1に近い）ものを採用する

また、いずれの推計式も採用に適さない場合は、(1)実績値の直近値で一定、または(2)平均値で一定とする方法が考えられます^{※2}。

本計画では、これらの考え方及び過去の実績の推移等から総合的に勘案して、最も適当と考えられる推計結果を採用しました。

※1 決定係数：実績値を基に推計を行った近似式の、実績値に対するあてはまりの良さを表す数値のこと。値は0～1の間を示し、1に近いほどあてはまりが良いことを示す。

※2 直近値採用と平均値採用の考え方：実績値の推移において変動が小さい場合や、一定の傾向が見られる場合は直近値を採用する。実績値の推移において上下が大きい変動を示す場合は平均値を採用する。

第2節 将来のごみ処理フロー（現状趨勢の場合）

（1）中間目標年次（2024年度）

現状趨勢の場合の中間目標年次（2024年度）のごみ処理フローを以下に示します。

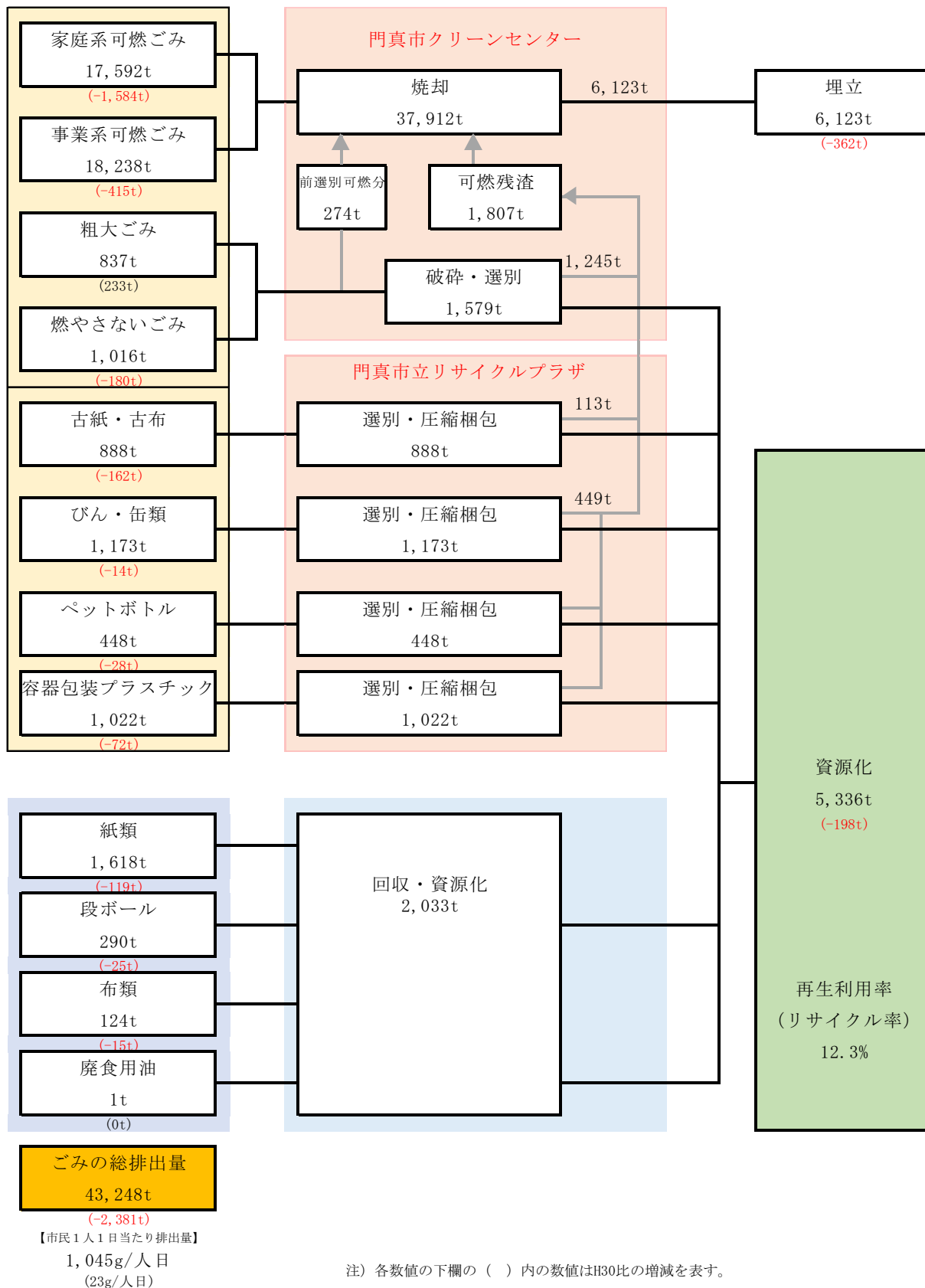


図 57 中間目標年次（2024年度）ごみ処理フロー（現状趨勢の場合）

(2) 最終目標年次 (2029年度)

現状趨勢の場合の最終目標年次 (2029年度) のごみ処理フローを以下に示します。

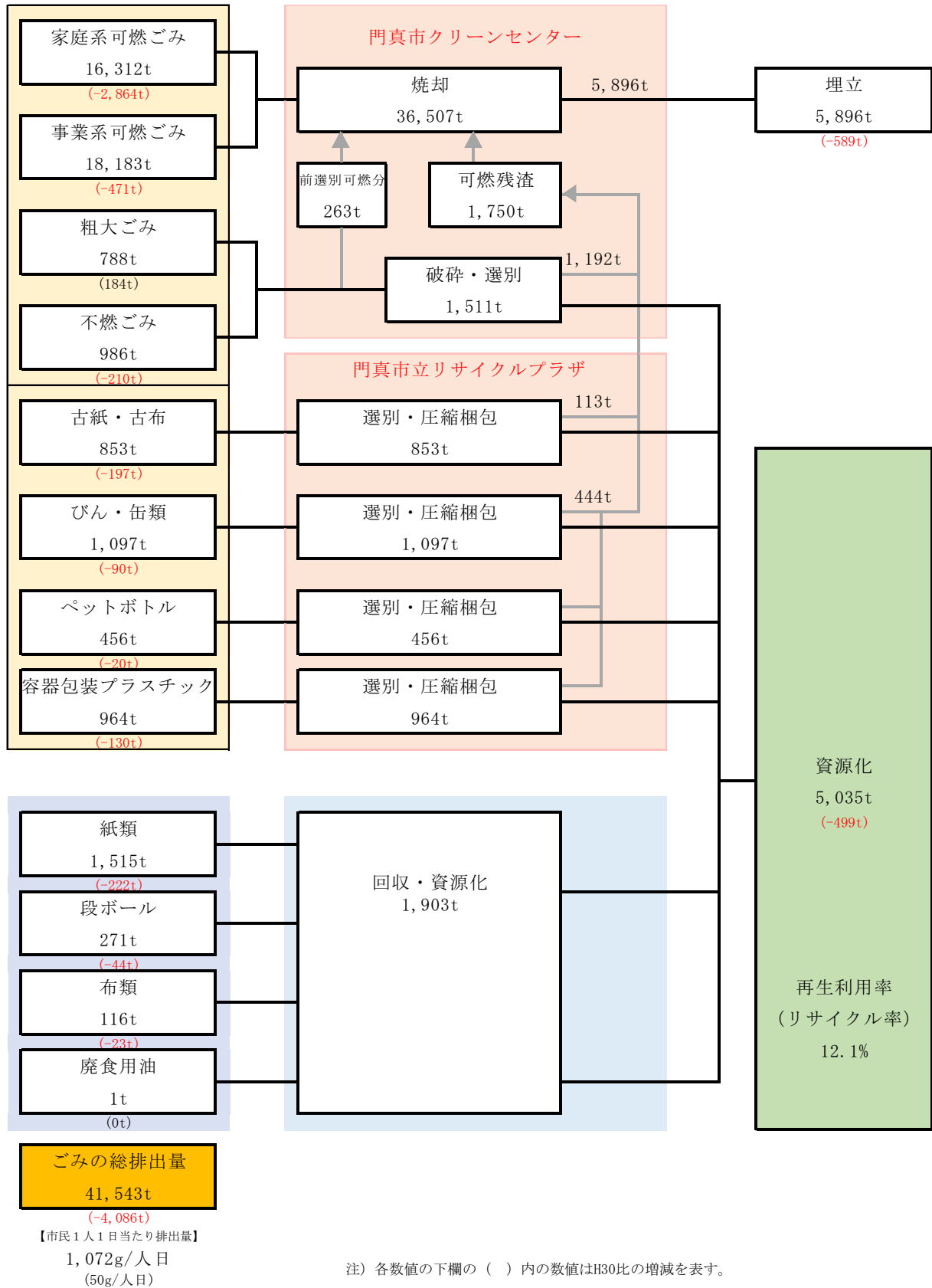


図 58 最終目標年次 (2029年) のごみ処理フロー (現状趨勢の場合)

第8章 課題解決に向けた方策

「第5章 計画改定に向けた課題」を踏まえて、本市が今後特に重点的に取り組んでいく方策を以下のとおりとします。

第1節 課題解決に向けた方策

(1) 家庭系ごみ排出抑制等の方策

① 厨芥類の減量

ごみ組成調査の結果から、家庭系ごみの可燃ごみ（普通ごみ）中に34.0%の厨芥類が含まれています。

国においては「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元(2019)年法律第19号）」（食品ロス削減推進法）が令和元(2019)年5月31日に公布、令和元(2019)年10月1日に施行され、食品ロスの削減を総合的に推進する必要があります。

手つかず厨芥（直接廃棄）の削減対策としては、アンケート調査結果から消費期限・賞味期限の違い・意味の理解は進んでいますが、実際の行動として「食品を購入する際に少しでも期限までの期間が長いものを買う」傾向が高いことから、すぐ使うものは期限が近くても購入することや、計画的に購入する等の対策が必要です。

また、厨芥類の中で最も比率の多い調理くず・その他には野菜類が多く水分が多く含まれていることから、家庭での水切りの実施が有効な方策といえます。

これらについて、広報、チラシ、パンフレット等により市民に周知を行うとともに、環境に配慮したクッキング講座を開催するなど、さまざまな手法により啓発を行っていきます。

② 分別の徹底と4Rの推進

可燃ごみ（普通ごみ）中に、資源化可能なプラ製容器包装（ペットボトル、その他プラ製容器包装）、古紙・古布、本来は小型ごみとして排出されるべきものが混入していることから、分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により市民に周知を行うとともに外国人向けのごみ分別講座やごみ減量手法について情報交換を行う市民ワークショップを開催するなど、さまざまな手法により啓発を行っていきます。

また本市では令和元(2019)年6月に「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」及び同宣言に伴うアジェンダ（行動内容）を定めており、これらに基づく分別の徹底を推進します。

さらに、ごみの減量化を図るため、ごみの分別を進めていくとともに、4R【リフューズ（不要なものを使わない）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として利用する）】についても推進していきます。

市民に求められる取組み

- ・ 食料品の計画的な購入や冷蔵庫の定期的なチェック
- ・ 生ごみの水切りの実施
- ・ 分別の徹底と4Rの推進

(2) 事業系ごみ排出抑制等のための方策

① 厨芥類の減量

ごみ組成調査の結果から、事業系ごみには55.1%の厨芥類が含まれており、家庭系ごみと同様に排出抑制方策が必要です。

事業系ごみの食品ロス対策としては、少量パックや量り売りでの販売、年齢層に合わせたメニューの設定（小盛など）が挙げられます。

食品ロス対策や可燃ごみの水切り実施が推進されるように、広報、チラシ、パンフレット等により事業者へ周知を行っていきます。

② 分別の徹底と4Rの推進

事業系ごみ中にも家庭系ごみと同様に、資源化可能なプラ製容器包装（ペットボトル、その他プラ製容器包装）、古紙・古布、本来は小型ごみとして排出されるべきものが混入していることから、分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により事業者へ周知を行っていきます。

また、家庭系と同様、事業系ごみについても4R【リフューズ（不要なものを使わない）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として利用する）】を推進していきます。

③ 事業系ごみの排出抑制

本市の事業系ごみ排出量は、全国類似都市、大阪府内他都市、北河内7市いずれとの比較においても多いことから、事業系ごみの排出抑制方策を実施していきます。

具体的な方策として下記の施策を行います。本市としてはこれらを実施するための体制の整備等を行います。

■ 展開検査

門真市クリーンセンターへ搬入された事業系ごみについて、展開検査を実施します。

■ 事業所への指導・立ち入り検査

展開検査において不適切なごみの搬入が確認された事業者に対して、適正なごみ排出ルールの徹底やごみ減量への協力について指導を行います。

また、必要に応じて事業所への立ち入り検査を行います。

事業者へ求められる取組み

- ・ 分別の徹底と4Rの推進
- ・ 生ごみの水切り実施
- ・ 年齢層に合わせたメニューの設定（小盛など）
- ・ 食品トレイの廃止
- ・ 量り売り

(3) ごみ処理費用の適正化に関する方策

① ごみ処理費用の見直し

第2部 第3章 ごみ処理費用の現状で述べたとおり、本市のごみ1t当たりの処理費用は約6万4千円と、北河内7市平均（約5万4千円）、大阪府平均（約5万7千円）と比べて高く

なっており、特に中間処理費用についてはごみ1 t当たりの処理費用、人口1人当たりの処理費用いずれも特に高くなっていることから、ごみ処理費用の見直しを図ります。

②費用負担の見直し

受益者負担、ごみ減量行動への誘導、ごみに対する市民意識の向上、負担の公平化等の観点から、必要に応じて、家庭系ごみの有料化や事業系ごみの処理手数料の見直しを検討します。

(4) リサイクルの推進に関する方策

リサイクルの推進として、小型家電の選別、リユース品受付・販売、剪定枝等の資源化、再生資源集団回収活動の活性化、資源化業者のリスト化等の実施に向けて検討を進めます。

また、魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者である小島養殖漁業生産組合において資源化を図るものとします。

(5) 安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築

①ごみ焼却施設の在り方の検討

平成元(1989)年3月に稼働したごみ焼却施設の第4号炉及び粗大ごみ処理施設、さらに平成8(1996)年3月に稼働した第5号炉についても、施設更新等の時期を迎えています。

このことから、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、ストックマネジメント手法の考え方を導入し、現有施設を延命化させる計画を予定しています。

人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、災害時等における継続的かつ安定的なごみ処理体制の確保、ごみ処理事業のコスト縮減などの観点を踏まえ、近隣市等とのごみ処理広域化及び新施設整備の検討・準備等、課題解決には、長期間を要するため、今後の施設の在り方について早期に検討し、決定する必要があります。

②資源化施設の在り方の検討

平成14(2002)年3月に稼働したリサイクルプラザについても、老朽化が進んでいることから、老朽化対策とともに、費用対効果やごみ処理事業のコスト縮減の観点を踏まえ、今後の施設の在り方について検討します。

<参考1>大阪府内における単独市町村処理の自治体

自治体名	施設名	自治体名	施設名
池田市	クリーンセンター	寝屋川市	クリーンセンター焼却施設
高槻市	高槻クリーンセンター第1工場、第2工場	堺市	クリーンセンター東第二工場、東第一工場、臨海工場
箕面市	環境クリーンセンター	島本町	清掃工場
吹田市	資源循環エネルギーセンター	忠岡町	忠岡町クリーンセンター
茨木市	環境衛生センター第1工場、第2工場	岬町	岬町美化センター
摂津市	環境センター3号炉、4号炉	熊取町	環境センター

<参考2>大阪府内における一部事務組合の設置状況

一部事務組合	構成市町村	設立年月日
豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市、兵庫県伊丹市	昭和36年3月20日
泉北環境整備施設組合	泉大津市、和泉市、高石市	昭和38年2月1日
柏羽藤環境事業組合	柏原市、羽曳野市、藤井寺市	昭和39年2月14日
泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市、田尻町	昭和40年5月24日
東大阪都市清掃施設組合	大東市、東大阪市	昭和40年10月4日
四條畷市交野市清掃施設組合	四條畷市、交野市	昭和41年1月20日
岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市、貝塚市	昭和41年9月5日
南河内環境事業組合	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	昭和42年10月19日
泉南清掃事務組合	泉南市、阪南市	昭和42年10月21日
猪名川上流広域ごみ処理施設組合	豊能町、能勢町、兵庫県川西市、猪名川町	平成12年8月11日
北河内4市リサイクル施設組合※1	枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市	平成16年6月1日
大阪広域環境施設組合※2	大阪市、八尾市、松原市、守口市	平成26年11月25日
枚方京田辺環境施設組合	枚方市、京都府京田辺市	平成28年5月31日

※1 北河内4市リサイクル施設組合は、一般廃棄物のうち容器包装プラスチックの中間処理を行うための圧縮梱包処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を実施。

※2 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に令和元年10月1日から守口市が加入し、名称変更。

出典)大阪府ごみ処理広域化計画(令和元年8月策定)を一部修正

第2節 前回計画から継続・強化する取組み

前回計画において実施することとしていた取組みのうち、今後も継続または強化していく施策は下記のとおりとします。

(1) 家庭系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容	継続・強化する取組み
市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり	・廃棄物減量等推進審議会の設置
レジ袋削減等の三者協働による具体的な取組みの展開	・レジ袋削減キャンペーンの実施
地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化	・市ホームページ、広報による周知
店頭回収・拠点回収の拡充	・廃油の拠点回収実施 ・もったいないブースの設置(不用品の無償提供) ・市ホームページ・広報・ごみ通信での周知 ・資源物持ち去り対策の実施 ・市内電気店の協力による廃蛍光管等の店頭回収の実施 ・小型家電、水銀使用廃棄物の拠点回収の実施

前回計画の内容		継続・強化する取組み
分別排出ルールの周知徹底		<ul style="list-style-type: none"> ・「門真市暮らしの便利帳」「ごみの出し方・分け方」の配布 ・市ホームページ・広報での周知 ・分別指導の実施
ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実		・再生資源集団回収奨励金制度の継続
大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実		・開発協議の実施
再生品の使用拡大等リサイクルシステムの安定化	1) 再生品の使用拡大	・再生紙の利用
	2) 再生資源業者との連携強化	・再生資源事業者指定制度の実施

(2) 事業系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容		継続・強化する取組み	
排出者責任の浸透と自己管理意識の定着		・市ホームページ・広報での周知	
分別排出の徹底とごみ減量の推進	1) 分別排出の徹底	・展開検査、指導・立ち入り検査	
	2) 個別事業所に対するごみ減量指導の強化	① 事業系ごみの排出実態の把握	・搬入量月報の確認
		② 立ち入り調査の実施	・事業所への立ち入り調査の実施
		③ 新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実	・開発協議の実施
3) 許可業者との連携と指導		・許可業者事務研修会の開催	
搬入検査の強化		<ul style="list-style-type: none"> ・展開検査の実施 ・搬入申請書の提出 	
ごみ減量へインセンティブが働く収集システムの検討		・事業系一般廃棄物処理手数料の改定	
公共施設における率先行動の充実	1) 職員へのごみ減量意識の徹底	・門真市エコオフィス推進計画の策定	
	2) 公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取組み強化	・水銀使用廃棄物の分別回収	

(3) 環境教育・啓発等に関する主要な施策

前回計画の内容		継続・強化する取組み	
環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化		<ul style="list-style-type: none"> ・かどまエコフェスティバルの企画・開催 ・環境学習推進講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 ・もったいないブースの実施 	
環境にやさしい生活の定着	1) 啓発活動・環境教育の充実	① 啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報・ごみ通信での情報提供 ・かどまエコフェスティバルの実施
		② 環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境副読本の作成 ・環境学習（施設見学）の実施 ・リサイクル工作講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施

前回計画の内容		継続・強化する取組み
	2) 環境やごみに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報かどまでの情報提供 ・施設見学の受入実施についてホームページでの案内

(4) 低炭素社会・循環型社会構築に関する施策

前回計画の内容		継続・強化する取組み
低炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営		・門真市エコオフィス推進計画の策定
資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立		<ul style="list-style-type: none"> ・収集ルート、ステーション配置の見直し ・収集業務委託による効率化
市民ニーズに対応した収集サービスの実施		<ul style="list-style-type: none"> ・さわやか訪問 ・ふれあいサポート
収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生講習会の実施 ・交通安全講習会の実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡視実施
既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備		・現有施設の長寿命化計画により基幹改良工事を予定
既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な維持保守管理 ・展開検査の実施 ・収集業務の民間委託実施
最終処分場の安定的確保	1) 広域最終処分場の安定的な確保	・国や大阪府に対して、要望書の提出
	2) ごみ減量化の推進による最終処分量の削減	・一般廃棄物処理基本計画の策定
適正処理が困難な物への対応強化		<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難物の適正処理に向けた周知の実施 ・排出事業者への指導徹底
在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルール検討		<ul style="list-style-type: none"> ・医師会の協力に基づく感染性医療廃棄物の引き取りによる適正処理実施 ・情報収集の適宜実施
廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理基本計画に基づく実行計画策定 ・実行計画の適宜見直し
きれいで潤いのあるまちづくりの推進		・キラッとかどま（市内統一清掃）の実施等による啓発

第3節 将来のごみ処理フロー（施策実施後）

（1）中間目標年次（2024年度）

施策実施後の中間目標年次（2024年度）のごみ処理フローを以下に示します。

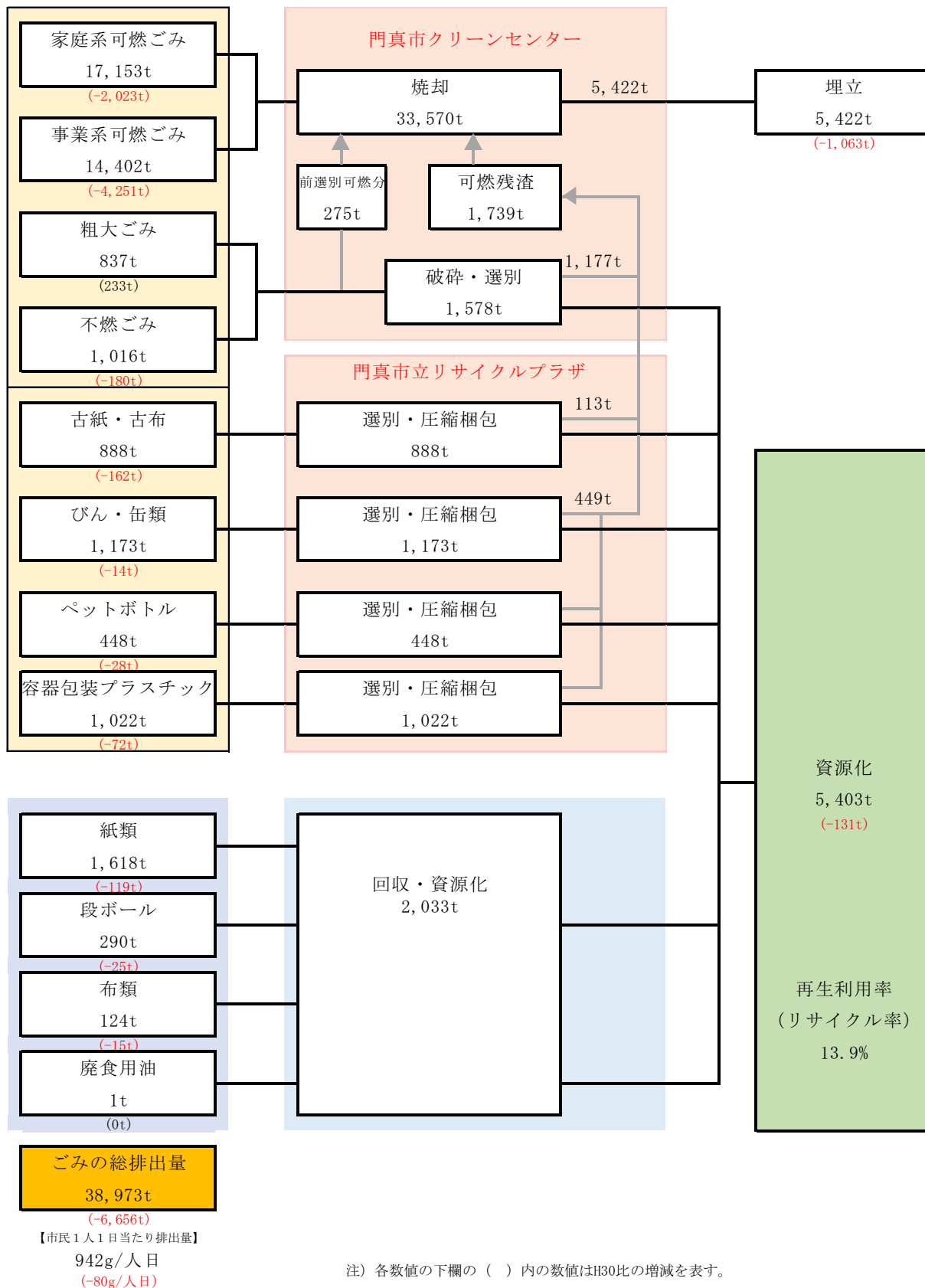


図 59 中間目標年次（2024年度）ごみ処理フロー（施策実施後）

(2) 最終目標年次 (2029年度)

施策実施後の最終目標年次 (2029年度) のごみ処理フローを以下に示します。

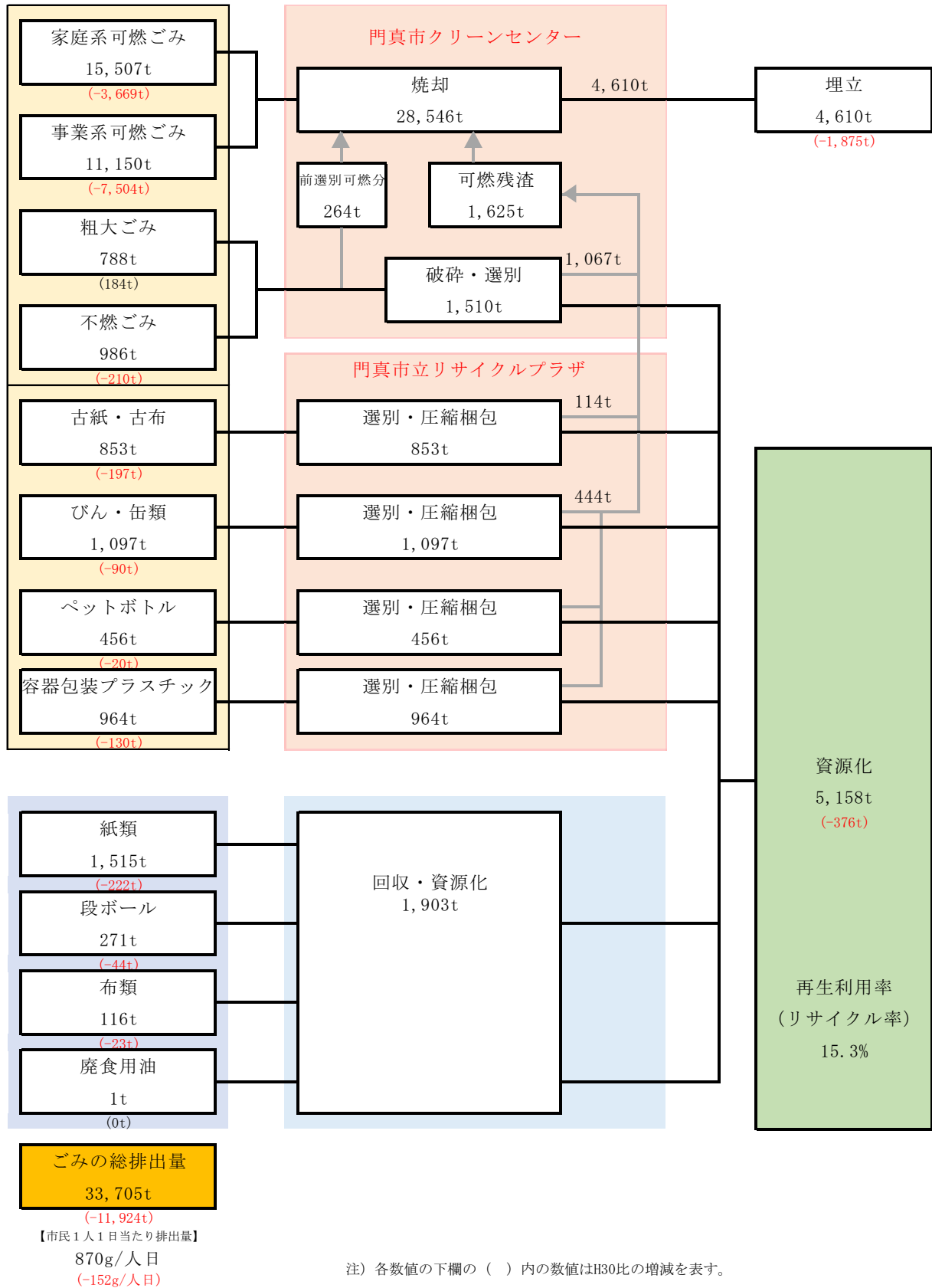


図 60 最終目標年次 (2029年) のごみ処理フロー (施策実施後)

第9章 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

ごみの分別区分及び収集運搬体制は、下表のとおりとしますが、社会情勢の変化や市民ニーズに対応したサービスの提供など、必要に応じて見直していくものとします。

表22 ごみ収集区分と収集体制

項目		分別名称	収集回数	収集方法	収集方式	収集体制
家庭系 ごみ	可燃ごみ	普通ごみ	週2回	45L以下の無色透明・白色半透明袋	戸別・ ステーション方式	直営 (一部委託)
	資源ごみ	プラスチック製容器包装	週1回	45L以下の無色透明・白色半透明袋		
		びん・缶類	週1回	45L以下の無色透明・白色半透明袋		
		古紙・古布	月1回 (3束/回まで)	・古紙：紐結束 ・ダンボール：50cm以下に折り畳み十字結束 ・古布：45L以下の無色透明・白色半透明袋		
		ペットボトル	月2回	45L以下の無色透明・白色半透明袋 ・キャップ：小袋		
	不燃ごみ	小型ごみ	月1回 (傘4本/回、枝2束/回)	45L以下の無色透明・白色半透明袋 ・割れ物等の危険物：紙に包んで「キケン」表示 ・乾電池・ライター類・水銀使用廃棄物：別袋 ・枝：結束		
	粗大ごみ	粗大ごみ	事前予約制	指定なし		
	臨時ごみ	事前予約制	申し込みの都度			
事業系ごみ			随時		許可業者	
一般持ち込みごみ		家庭系ごみ	自己搬入			
		事業系ごみ	自己搬入			
その他	処理の申込があったもの		自己搬入			
	不明のもの		通報の都度			直営

(2) 中間処理計画

市民や事業者から排出されたごみについては、本市の中間処理施設で可能な限り資源化・減量化などを行い、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、中間処理施設については、適正な維持管理及び点検・補修を行うとともに、延命化を行うことにより、安定した処理体制を確保します。

中間処理の方法は、下表に示すとおりです。

表23 中間処理対象ごみ及び処理方法

項目	分別名称	処理施設	処理方法	二次処理	
家庭系ごみ	可燃ごみ	普通ごみ	門真市クリーンセンター 焼却処理施設	焼却	埋立
	資源ごみ	プラスチック製容器包装	門真市立リサイクルプラザ	選別・圧縮	資源化
		びん・缶類	門真市立リサイクルプラザ	選別・圧縮	資源化
		古紙・古布	直接資源化	選別	資源化
		ペットボトル	門真市立リサイクルプラザ	選別・圧縮	資源化
	不燃ごみ	小型ごみ	門真市クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	破砕・選別	資源化
	粗大ごみ	粗大ごみ	門真市クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	破砕・選別	焼却・資源化・埋立
臨時ごみ		門真市クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	破砕・選別	焼却・資源化・埋立	
事業系ごみ	可燃ごみ	門真市クリーンセンター 焼却処理施設	焼却	埋立	
	不燃ごみ 粗大ごみ	門真市クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	破砕・選別	焼却・資源化・埋立	
一般持ち込みごみ	可燃ごみ	門真市クリーンセンター 焼却処理施設	焼却	埋立	
	不燃ごみ 粗大ごみ	門真市クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	破砕・選別	焼却・資源化・埋立	

(3) 最終処分計画

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化などにより最終処分量を削減し、最終処分場への負担軽減を図ります。

表24 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物	最終処分場
焼却残渣	大阪湾広域臨海 環境整備センター

第10章 計画推進のために

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理においては、下図に示すPDCAサイクルのように、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）により、目標値や施策の進捗状況を定期的に点検し、継続的に改善を図っていきます。なお、計画の見直しにあたっては、本計画で定めた目標値に対する達成状況を検証するとともに、施策の実施状況とその効果について評価します。

また、計画の進捗状況についてはホームページ等で公表するとともに、本計画に基づき毎年度策定する「門真市一般廃棄物処理実施計画」に反映させるなど、本計画の着実な推進を図ります。

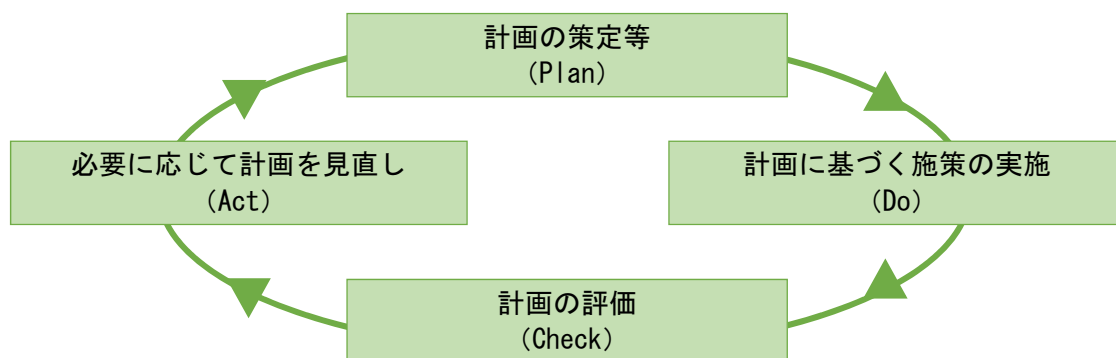


図61 一般廃棄物処理基本計画における進行管理(PDCAサイクル)の概念図

(2) 廃棄物減量等推進審議会

本市では、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成5年門真市条例第23号）第19条第5項の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する事項について調査し、審議を行う機関として、「門真市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 生活排水処理システムの概要

本市の生活排水処理システムの概要は、下図に示すとおりです。生活排水は、し尿および浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）と生活雑排水（し尿等以外の家庭排水）の2つに大別されます。

し尿は、汲み取り、浄化槽（単独処理、合併処理）、公共下水道へ排出され、四條畷市立環境センターまたは鴻池水みらいセンターでの処理を経て、処理水は公共用水域（河川等）へ放流されています。

生活雑排水は、合併処理浄化槽または公共下水道へ排出され、四條畷市立環境センターまたは鴻池水みらいセンターでの処理を経て、処理水は公共用水域へ放流されています。一部、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り家庭からの生活雑排水については、未処理で公共用水域へ放流されています。

し尿の汲み取りは委託業者、浄化槽汚泥は許可業者により収集後、四條畷市立環境センターに搬入しています。

門真市のし尿等は、平成31年4月より、四條畷市に委託処理を行い、四條畷市立環境センターにて希釈し、鴻池水みらいセンターへ移送した後、処理しています。

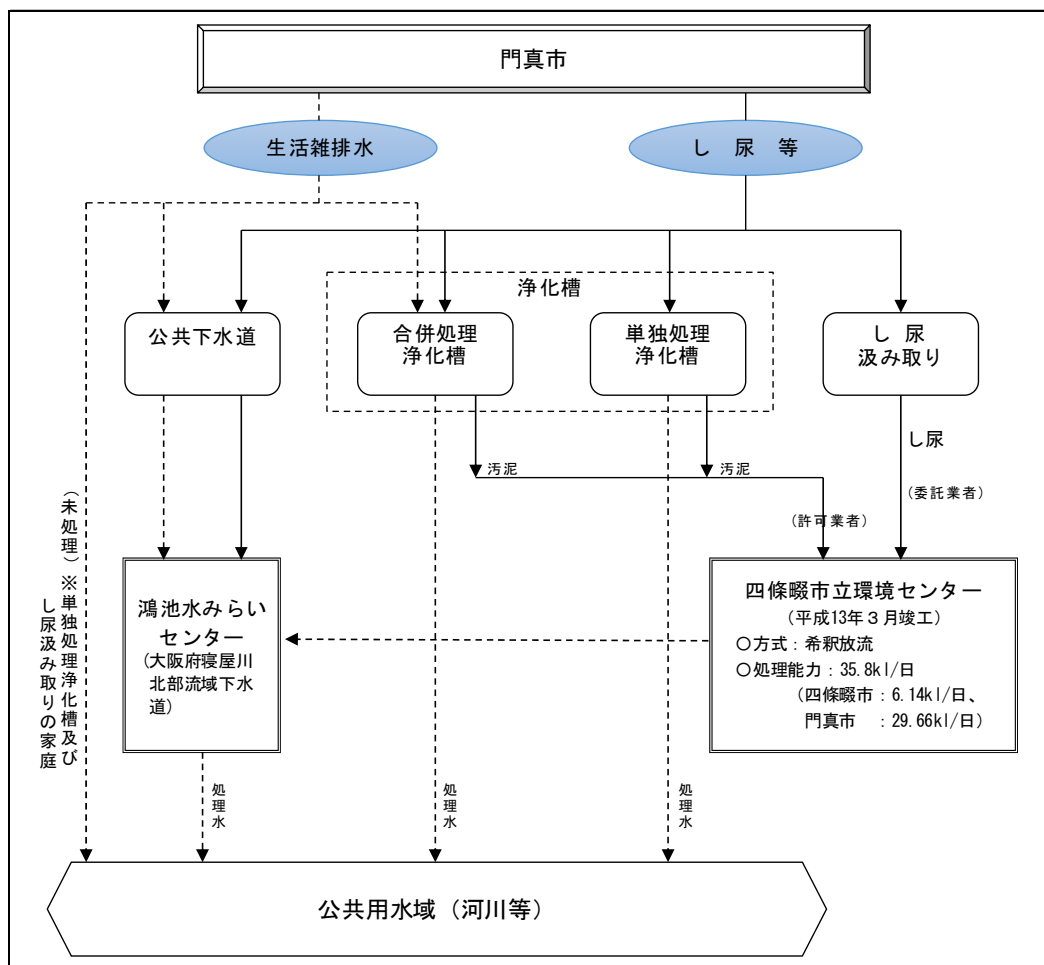


図 62 生活排水処理システムの概要

第2節 生活排水の処理形態別人口の状況

昭和47年度に、寝屋川北部流域下水道の鴻池水みらいセンターが供用開始し、同時に本市の公共下水道も供用開始となり、公共下水道処理人口は年々増加する一方、汲み取り人口、浄化槽人口は年々減少しています。

本市の人口を処理形態別に見ると、平成30年度で、公共下水道人口（水洗化人口）が113,153人（公共下水道人口（処理人口）113,678人（総人口の約93%）のうち99.5%）です。合併処理浄化槽人口は7,610人（約6%）であり、両者を合わせた水洗化・生活雑排水処理人口は120,763人（約99%）です。一方、汲み取り人口は1,400人（約1%）、単独処理浄化槽人口は136人（約0.1%）となっています。

生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理率）は、平成30年度で98.7%となっており、平成21年度の88.9%から9.8%増加しています。

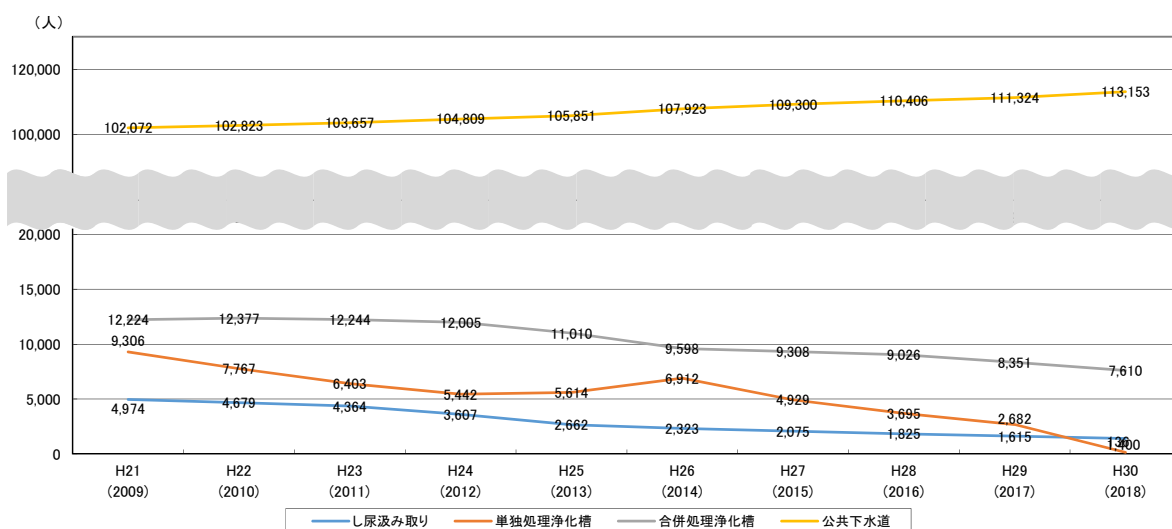


図 63 生活排水処理形態別人口の推移

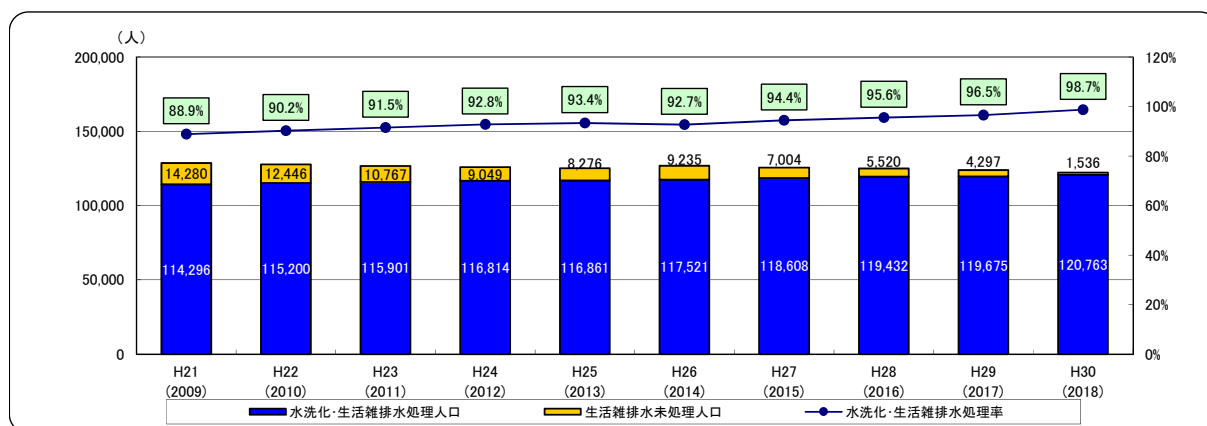


図 64 生活排水処理形態別人口の推移

第3節 し尿・浄化槽汚泥の収集状況

現在、し尿は委託業者1社により収集しています。また、浄化槽については、清掃・点検及び浄化槽汚泥の引き抜きを、各家庭が直接浄化槽清掃業の許可業者6社に依頼して実施するシステムになっています。本市では、浄化槽の適切な維持管理の徹底を図るため、許可業者の指導・監督並びに市民へのPRを進めています。

(1) 収集区域

収集区域は、本市全域です。

(2) 収集区分

収集区分別の収集形態は、下表に示すとおりです。

表 25 収集区分と収集形態

収集区分	収集形態	収集回数	備 考
し 尿	委託業者	月2回	公共下水道の供用開始地域から排出されたし尿
			一般家庭等から排出されたし尿
浄化槽汚泥	許可業者	随時	浄化槽の清掃・点検時の浄化槽汚水・汚泥

(3) 収集車両

収集形態別の収集車両は、下表に示すとおりです。

表 26 収集形態別車両保有台数

収集形態	収集形態	業者数	従業者数	車両保有台数	備 考
し 尿	委託業者	1業者	19人 (業務従事者は4人)	3台	1.8kl 3台
浄化槽汚泥	許可業者	6業者	125人	29台	10kl 5台、 4kl 12台、 3kl 2台、 2kl 10台

注) 平成31年度実態調査結果より

(4) し尿収集手数料

し尿処理手数料は、し尿処理券により徴収しています。し尿処理券は、市役所環境対策課窓口・南部市民センター・リサイクルプラザ3階環境政策課及び市が委託しているし尿処理券取扱所で販売しています。し尿処理券は、各家庭が所持しているし尿処理券購入通帳の記載内容により、市民が身近な場所で購入できるようにしています。

表 27 し尿処理手数料

種類	取扱区分		単位	手数料
し 尿	一般家庭	定時	定 額	1人1ヶ月につき 250円
			加算額	簡易水洗式汲み取り便槽の場合
		無臭式汲み取り便槽の場合		300円
	臨時	1回につき	1,000円	
一般家庭以外	従量	18リットルにつき	130円	

備考) し尿の定額制については、月の半ばで人員の異動のあったときは、その翌月から改正します。

第4節 し尿・浄化槽汚泥処理の状況

(1) 希釈放流施設の状況

し尿及び浄化槽汚泥を搬入している四條畷市立環境センターの概要は下表に示すとおりです。

表 28 四條畷市立環境センター希釈放流施設の概要

項目	内容
住所	四條畷市南野六丁目11-37
面積	敷地面積 9,700㎡ 建築面積 548㎡ 延べ面積 861㎡
希釈放流能力	35.8kl/日（四條畷市6.14kl/日、門真市29.66kl/日）
希釈率	18倍
竣工	平成13年4月

(2) し尿・浄化槽汚泥量の状況

公共下水道の普及により水洗化人口が増加し、汲み取り人口が減少した結果、門真市浄化センターの処理量は下図に示すように年々減少しています。平成30年度の処理量は8,112kl（日平均処理量22.2kl/日）となっています。

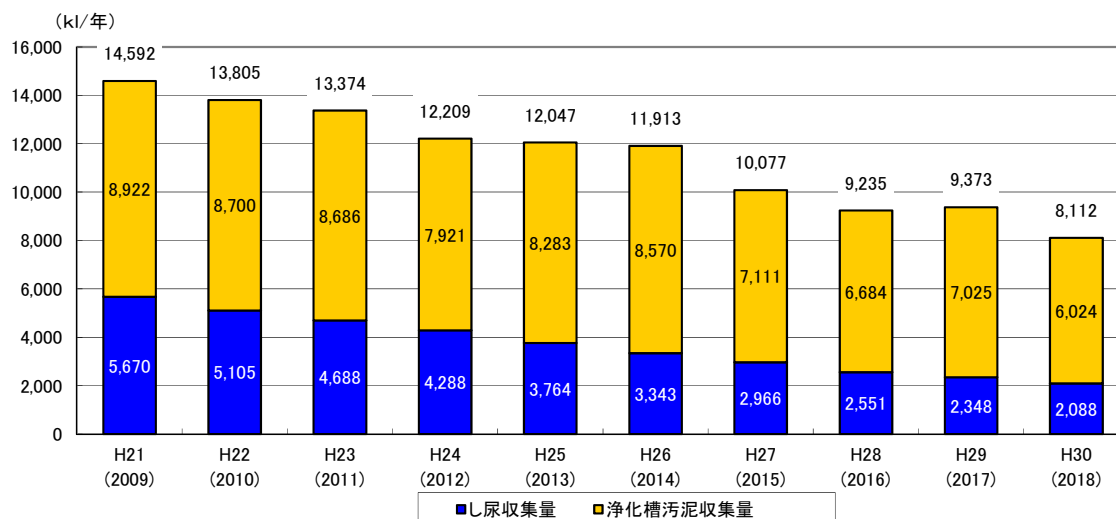


図 65 し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

第5節 公共下水道整備の進捗状況

昭和47年度に本市の公共下水道は供用開始になりました。公共下水道普及率は、平成30年度実績で処理面積の約80%、処理人口の約93%となっています。

本市では、公共下水道の拡大をさらに進めるため、公共下水道整備目標を定め、下水道の計画的な整備を推進しています。

現在の公共下水道供用開始区域は下図に示すとおりです。

表 29 公共下水道整備目標

項目	実績			整備目標	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和6年度	令和11年度
処理面積 (ha)	921	946	974	1,138	1,213
処理人口	110,547	112,100	113,678	109,542	106,142
(参考) 処理人口普及率	88.9%	90.9%	93.0%	将来 推計人口の 96.6%	将来 推計人口の 100%

注) 下水道整備課より。処理人口の整備目標は、本計画の将来人口に処理人口普及率を乗じて算定した。

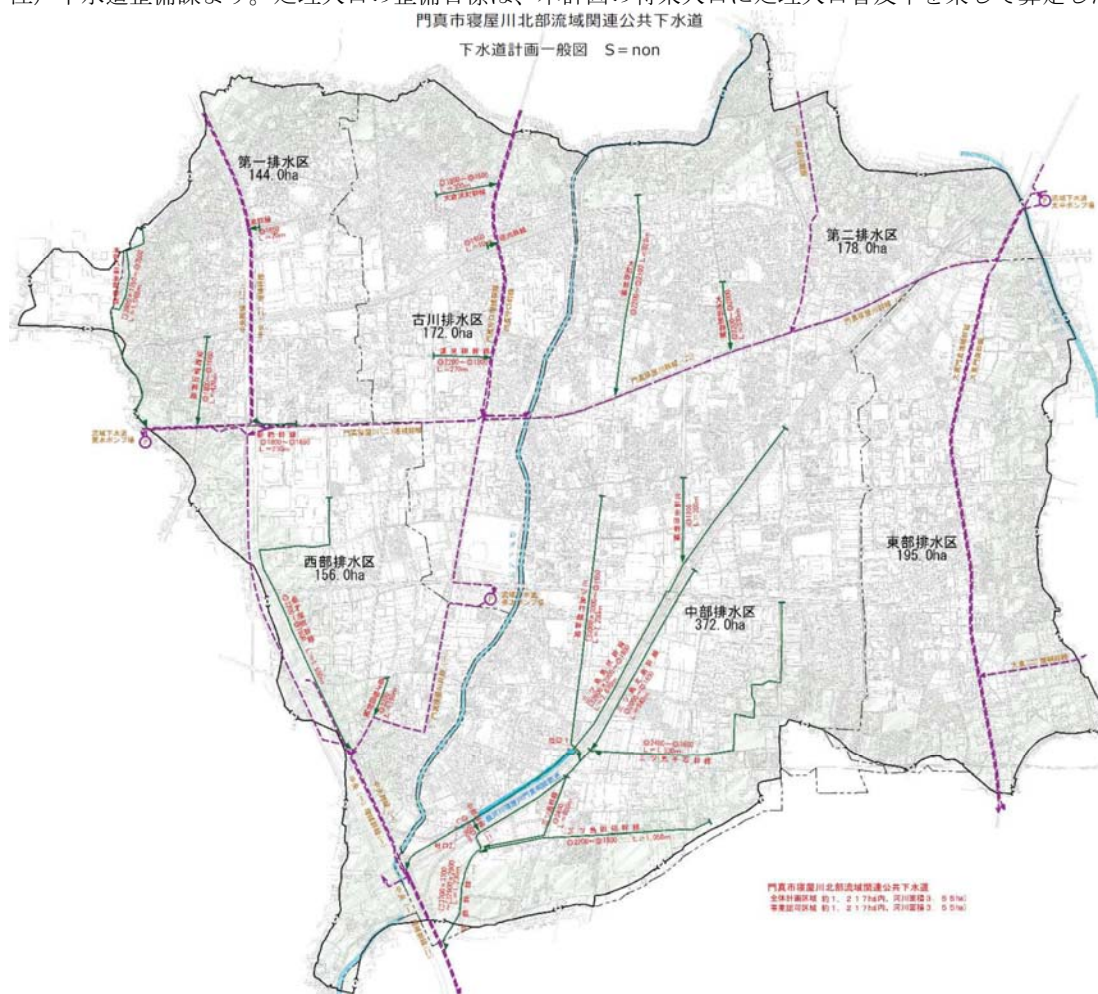


図 66 公共下水道整備計画

出典) 第1回門真市上下水道経営審議会資料(下水道事業)より

第6節 生活雑排水対策の状況

市民に対する生活雑排水対策として、「広報かどま」を用いた啓発などに取り組んでいます。

第7節 生活排水処理（し尿等の処理）に係る体制

生活排水処理（し尿等の処理）に係る体制は、下図に示すとおりです。

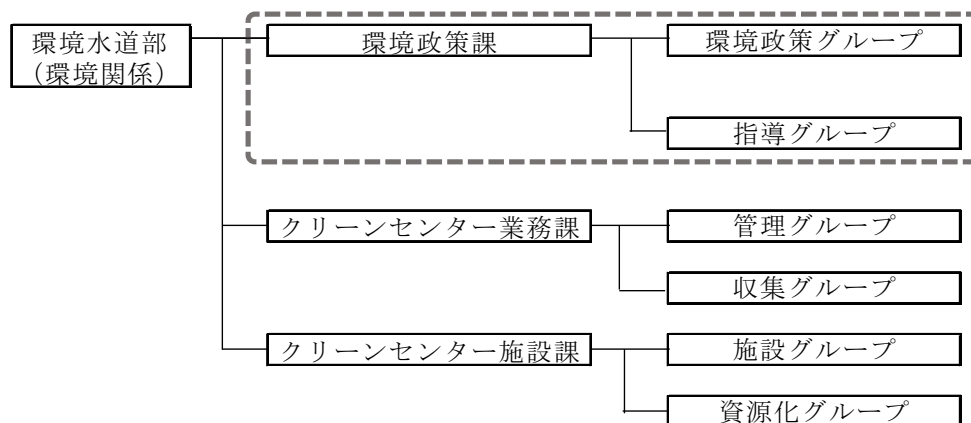


図 67 生活排水処理（し尿等の処理）に係る体制

第2章 生活排水処理における基本的課題

生活排水処理における基本的課題は以下のとおりです。

【し尿及び浄化槽汚泥処理への適切な対応】

本市では、全域が下水道区域となっており、公共下水道を中心とした生活排水処理を推進しています。しかしながら、区域内の全戸が下水道へ接続されるまでにはしばらく期間を要すると考えられることから、この期間において発生するし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を継続する必要があります。

【各種施設の老朽化】

四條畷市立環境センターは、平成13年度から稼働しており、平成27年度から機能増強工事および大規模改修工事を実施しているものの、施設自体の老朽化が進んでいることから、継続的な能力の確保が課題として挙げられます。

また、本市の公共下水道は、昭和42年に事業認可を受けて以降、管路施設を整備してきましたが、施設の多くは高度経済成長期に急速に整備されたものであるため、今後同時期に老朽化することが見込まれる中、適切に管理していくことが課題となっています。

〈参考〉市内河川の水質の状況

全計画では、市内河川の水質改善をもう一つの基本的課題として掲げていましたが、水質については公共下水道の整備進捗により下記のとおり改善されています。

かつて、本市は北河内の水郷地帯であったため、今も多くの水路が現存しています。これ

らの水路は、市内のほぼ中央を南北に流れている古川、あるいは下八箇荘水路に流入した後、大阪市内で第一寝屋川に合流しています。

古川では、大阪府が平成2年度に古川浄化対策として寝屋川から浄化用水を導水したこと、また、本市の下水道整備が進み生活排水の流入が減少した等の理由から、BODは下図に示すように環境基準D類型の8 mg/lを達成しており、良好な状況が維持できています。

下八箇荘水路の水質についても、公共下水道の普及とともに改善されてきており、平成27年度以降のBODについては、環境基準D類型の8 mg/lを達成しています。

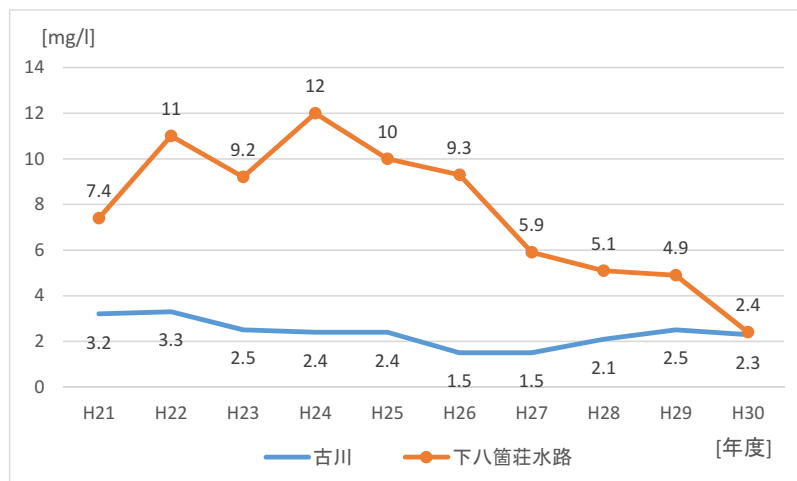


図68 市内河川の水質（BOD）の推移（75%値）

第3章 生活排水処理計画

第1節 基本理念

生活排水処理に係る基本理念は、下記のとおりとします。

- ① 快適で清潔な生活環境づくりと自然環境保全のため、地域特性等を十分考慮しながら啓発に努めます。
- ② 水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

第2節 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針1 公共下水道への接続の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては管渠への接続を推進し、浄化槽等から公共下水道への切替えを推進します。

基本方針2 生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について、市民の理解を深めるとともに、発生源における汚濁負荷削減対策についても啓発を行います。

第4章 生活排水処理等の体制

生活排水処理（し尿等の処理）に係る体制は、第1章のとおり、環境政策課が対応します。

第5章 計画目標年度

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、10年後の令和11（2029）年度を最終目標年度とします。また、中間目標年度を5年後の令和6（2024）年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢や関連する法律・諸制度が大きく変化した場合など、必要に応じて計画を見直します。

第6章 処理方式別人口及び排出量の見込み

第1節 処理方式別人口の見込み

（1）公共下水道人口

公共下水道水洗化人口は、処理人口×水洗化率で算定しました。処理人口は本市人口とし、水洗化率は第6次総合計画の目標値と整合をとり、計画目標年度（令和11年度）に97.0%としました。平成30年度実績の92.5%から令和11年度までの間については各年度間等分割で設定しました。

（2）汲み取り人口及び浄化槽人口

汲み取り人口及び浄化槽人口については、公共下水道の整備、接続による水洗化に伴い減少するものとし、令和元年度以降、平成30年度の汲み取り人口及び浄化槽人口の比率で均等に減少していくものと設定しました。

（3）生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理率）

生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理率）は、平成30年度実績の98.7%に対して、令和11年度には99.5%とすることを目標とします。

表30 処理方式別人口の見込み

(単位：人)

区分\年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
1. 計画処理区域内人口	122,299	120,750	119,201	117,750	116,299	114,848	113,397	111,946	110,495	109,044	107,593	106,142
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	120,763	119,311	117,861	116,505	115,148	113,788	112,446	111,082	109,717	108,349	106,980	105,608
水洗化・生活雑排水処理率	98.7%	98.8%	98.9%	98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.2%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%
(1) 公共下水道	113,153	112,177	111,215	110,332	109,437	108,531	107,727	106,796	105,854	104,900	103,935	102,958
(水洗化率)	92.5%	92.9%	93.3%	93.7%	94.1%	94.5%	95.0%	95.4%	95.8%	96.2%	96.6%	97.0%
(2) 合併処理浄化槽	7,610	7,133	6,645	6,172	5,710	5,256	4,718	4,285	3,862	3,448	3,044	2,649
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	136	127	119	110	102	94	84	77	69	62	54	47
4. 非水洗化人口	1,400	1,312	1,221	1,135	1,049	966	867	787	709	633	559	487
(1) し尿汲み取り人口	1,400	1,312	1,221	1,135	1,049	966	867	787	709	633	559	487
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

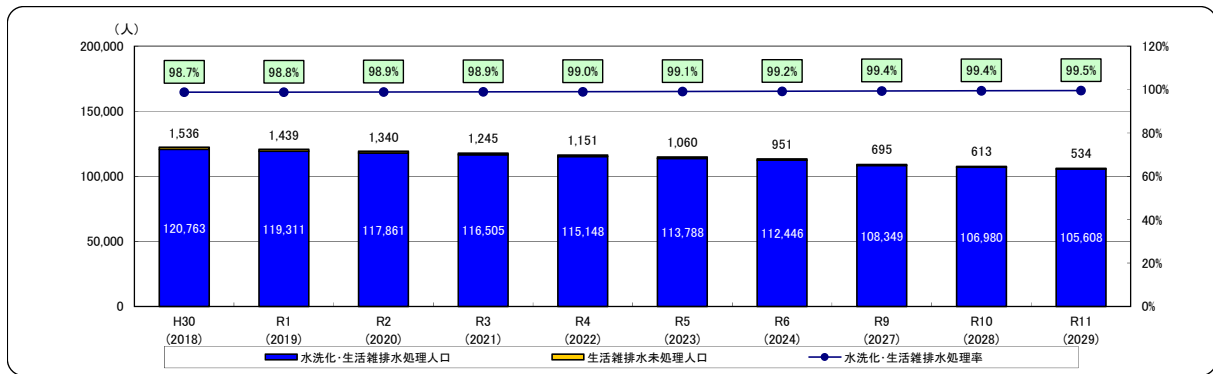


図69 水洗化・非水洗化人口及び水洗化・生活雑排水処理率の将来推移

(4) し尿及び浄化槽汚泥量

処理方式別人口（し尿汲み取り人口及び浄化槽人口）に、原単位（1人1日当たり排出量）と年間日数を乗じて、し尿及び浄化槽汚泥量を予測しました。

なお、将来の原単位（1人1日当たり排出量）は平成30年度実績を用いるものとし、し尿4.09 L/人日、浄化槽汚泥2.13L/人日としました。

【算定式】

$$\text{し尿量 (kL/年)} = \text{し尿収集人口 (人)} \times \text{し尿1人1日当たり排出量 (L/人日)} \times 365 \text{日} \div 1,000$$

$$\text{浄化槽汚泥量 (kL/年)} = \text{浄化槽人口 (人)} \times \text{浄化槽汚泥1人1日当たり排出量 (L/人日)} \times 365 \text{日} \div 1,000$$

表31 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

区分\年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
収集人口 (人)	し尿	1,400	1,312	1,221	1,135	1,049	966	867	787	709	633	559
	浄化槽	7,746	7,260	6,764	6,282	5,812	5,350	4,802	4,362	3,931	3,510	3,098
収集量 (kL/年)	し尿	2,088	1,959	1,823	1,694	1,566	1,442	1,294	1,175	1,058	945	835
	浄化槽汚泥	6,024	5,644	5,259	4,884	4,519	4,159	3,733	3,391	3,056	2,729	2,409
	計	8,112	7,603	7,082	6,578	6,085	5,601	5,027	4,566	4,114	3,674	3,244

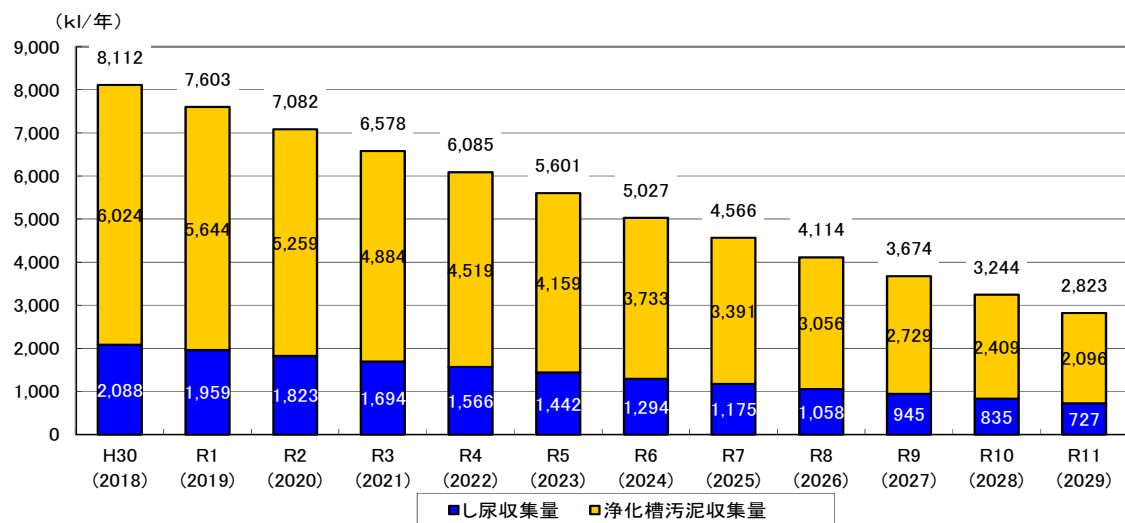


図70 し尿及び浄化槽汚泥量の将来推移

第7章 収集・運搬計画

し尿汲み取りについては、現在の委託収集体制により対応します。

また、浄化槽汚泥については、許可業者により収集・運搬を行います。

第8章 処理・処分計画

今後当面は四條畷市への委託処理を継続し、四條畷市立環境センターにて希釈し、鴻池水みらいセンターへ移送した後、処理するものとします。

第9章 浄化槽対策計画

浄化槽設置家庭等に対しては、適正管理に関する意識啓発などの管理・指導を継続することにより、浄化槽から流出した汚水や汚泥による公共用水域の汚濁防止に努めます。

第10章 生活雑排水対策計画

公共下水道整備が完了した地域については、市民に対して、早期に下水道へ接続するようPRを進めていきます。

また、河川・水路等の水質改善を図るため、家庭や事業所で日頃から生活雑排水対策を実践するよう、啓発活動・環境教育の充実に努めます。

さらに、施設の老朽化対策として、四條畷市と今後のし尿等処理の在り方について協議を行い、他の近隣市との広域化・共同化も視野に入れながら、施設の更新工事や建替え等を検討することにより、し尿等の処理に必要な能力を継続的に確保できるよう取り組みます。

公共下水道の老朽化対策については、本市の下水道法事業計画に、長期的な改築の需要見直しを含めた施設の機能の維持に関する方針を定めています。また、下水道施設を適切に管理していくために平成31年3月に策定したストックマネジメント計画に基づき、今後、計画的かつ効率的な維持・修繕及び改築・更新に取り組みます。

第4部 災害廃棄物処理基本計画

第1章 計画策定の趣旨

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、本市においても南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震等が発生した場合の影響が予測されています。

このような大規模地震等による災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれ大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害をもたらす可能性があります。また、交通の途絶等に伴い一般廃棄物についても平常時の収集・処理を行うことが困難となることも考えられます。

以上のことから、災害による建物等のがれきりや避難所からのごみ・し尿問題に対して、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的事項について定めることを目的として、「門真市災害廃棄物処理基本計画」を策定します。

今後は、本計画に基づき「門真市災害廃棄物処理実施要領」を定め、災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ねることにより、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

第2章 計画の位置付け

本計画は、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめるために環境省が平成30(2018)年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、関連する法律、計画と整合を図りつつ本市の災害廃棄物処理を行うための計画として位置付けます。

なお、本計画の位置付け及び災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付けは下記に示すとおりです。

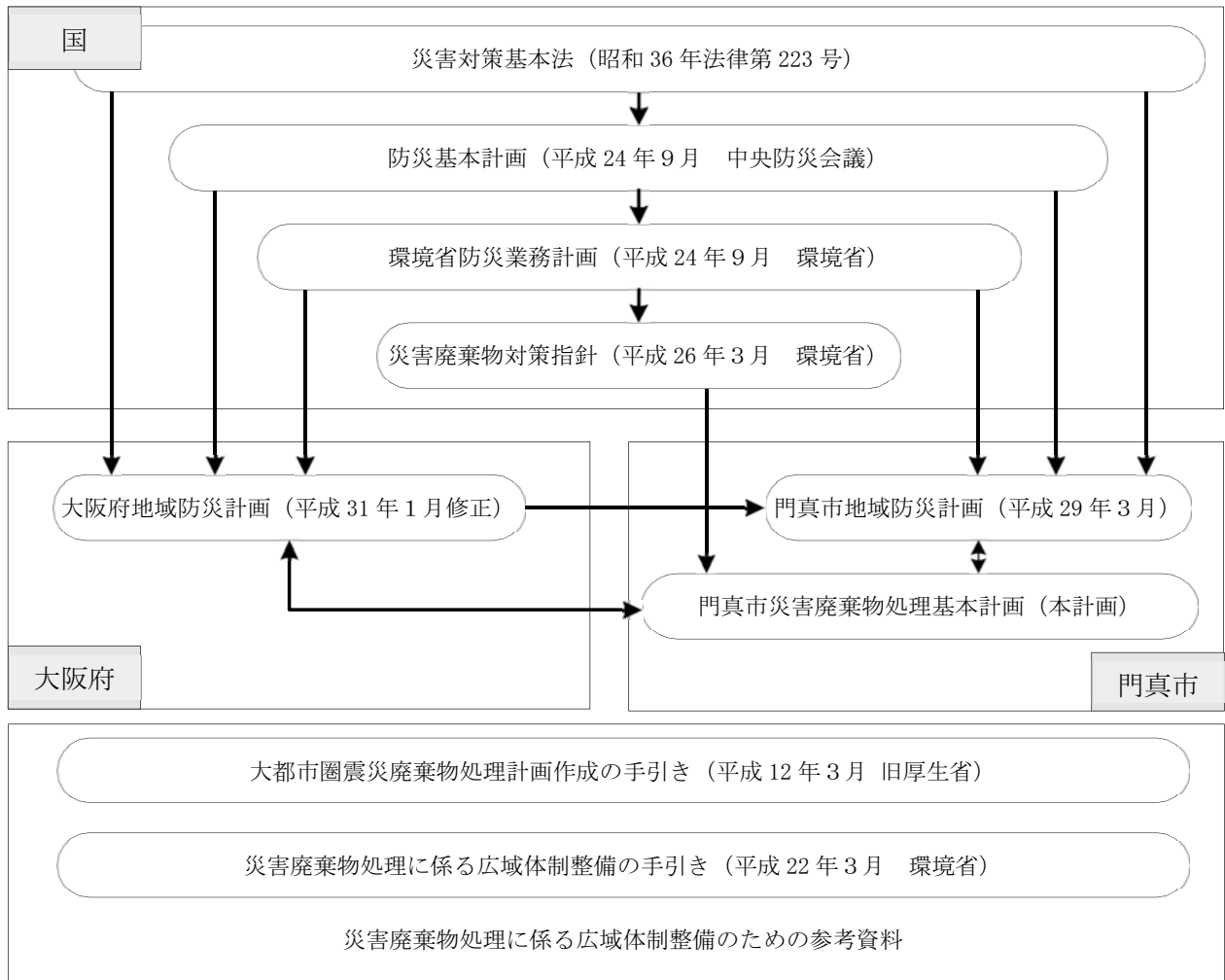


図 71 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ
 出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30(2018)年3月、環境省）より引用作成

第3章 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物処理計画における基本方針は、以下のとおりとします。

- ＜基本方針1＞ 災害廃棄物処理体制の整備**
 災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平常時から災害廃棄物処理体制を整備します。
- ＜基本方針2＞ 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施**
 災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されることから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することをめざします。
- ＜基本方針3＞ 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進**
 災害時に市全体で対応できるように、平常時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

第4章 災害廃棄物処理に係る基礎的事項

第1節 計画の対象

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。地震災害については地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とします。

(2) 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となる。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は下記表に示すとおりです。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条^{注)}に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

表 32 本計画で対象とする廃棄物

災害廃棄物		概要	本計画の対象
一般廃棄物	し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害に起因する廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
		その他	○
	事業系一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物	○
事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）			
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物		

※生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

注) 廃棄物処理法第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

(3) 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

ここで想定する災害は、「大阪府災害廃棄物処理基本計画」で対象としている「上町断層帯地震等」及び「南海トラフ巨大地震」とします。

当該計画による、上記地震の被害想定に基づいて試算される門真市における災害廃棄物発生量は下表のとおりです。これによると、「上町断層帯地震等」関連では最大で約124万t、「南海トラフ巨大地震」では63.1万tの災害廃棄物が発生すると推計されます。

本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めます。なお、被害想定が更新された際には、新たな情報に基づき、発生量の見直しを行います。

表 33 被害想定に基づく門真市の災害廃棄物発生量

(単位：千t)

	発生量					
	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	東南海・南海地震
合計	829	94	1,239	127	2	47
可燃物	200	23	300	32	0	11
不燃物	629	71	939	96	2	35

出典：「大阪府災害廃棄物処理基本計画」資料23-1「災害廃棄物発生量の推計結果—上町断層帯地震等—」

(単位：万t)

	発生量 (南海トラフ巨大地震 ケース：冬18時)		
	災害廃棄物	津波堆積物	
		最小値 (推積高2.5cm)	最大値 (推積高4.0cm)
合計	63.1	0	0
揺れ	2.4		
液状化	8.2		
津波	0		
急傾斜	0		
火災	52.2		

出典：「大阪府災害廃棄物処理基本計画」資料23-2「災害廃棄物発生量の推計結果—南海トラフ巨大地震—」

第2節 各主体の役割

(1) 市町村

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本市が主体となって処理を行います。本市が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入を積極的に行います。

(2) 都道府県

都道府県は、処理主体である市町村が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対

応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けて被災市町村の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町村が都道府県へ事務の委託を行った場合には、市町村に代わって、都道府県が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがあります。

（3）事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努めます。都道府県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、都道府県の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努めます。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めます。

（4）市民・ボランティア

本市が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、市民及びボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努めます。またボランティアは、本市と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行います。

第3節 処理目標期間の設定

（1）生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開します。

（2）災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了をめざします。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理します。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場のスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理します。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了をめざします。なお、処理期間については国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定します。

第4節 災害廃棄物処理実施要領の策定

災害廃棄物処理実施要領は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定するものとし、以下参考1（処理方針、処理スケジュール、処理体制）、参考2（処理方法、処理フロー）、参考3（仮置場、発生量等）に具体的に示します。なお、実施要領については、様々な被災事例も踏まえ、適宜見直し、改定していくものとします。

【参考 1 災害時における廃棄物対応の流れ】

生活ごみ、避難所ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを示します。

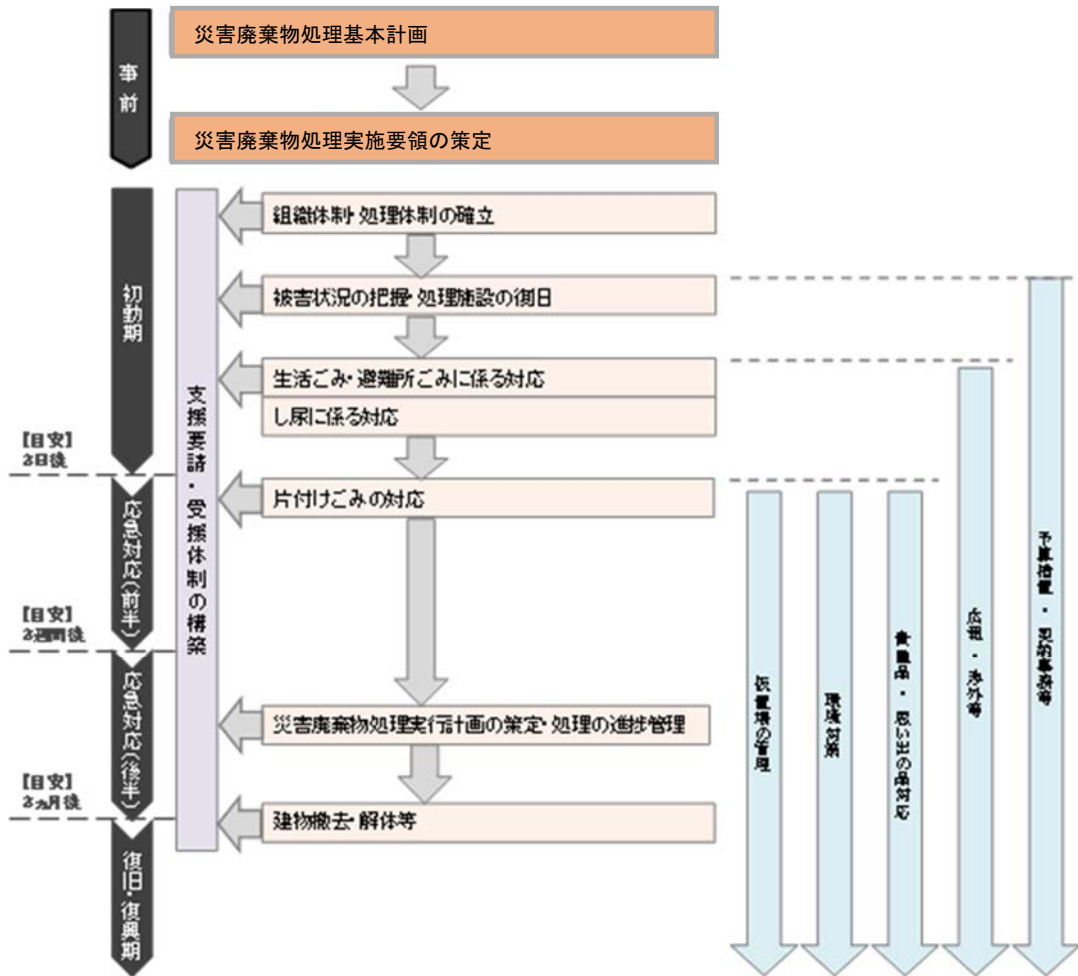


図 72 廃棄物対応の基本的な流れ

表 34 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30(2018)年3月、環境省）

(1) 組織体制・処理体制の確立

廃棄物部局が中心となり、廃棄物処理のための組織体制及び処理体制を確立します。庁内の組織体制の確立に当たっては、庁内で職員の応援を受けることも含め、災害対策本部や建設・土木部局等の関係部局と連携します。

(2) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）を把握します。

また一部事務組合等の廃棄物処理施設の管理者へ連絡し、廃棄物処理施設の被災状況を確認します。廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施又は依頼します。

(3) 生活ごみ・避難所ごみに係る対応、し尿に係る対応

平時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行います。また使用済みの携帯トイレへの対応や、仮設トイレが設置された場合にはその設置場所を把握し、し尿の汲み取り・処理を行います。

(4) 片付けごみへの対応

市民が自宅を後片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等の廃棄物を仮置場で保管し、処理先へ搬出します。片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車により収集し、一次仮置場まで運搬します。

(5) 災害廃棄物処理実施要領の策定・処理の進捗管理

災害発生時に被害の状況を速やかに把握して対応できるよう、あらかじめ、災害廃棄物処理実施要領を策定し、必要に応じて見直しを行います。

(6) 建物撤去・解体等

建設・土木部局や建設事業者等と連携し、災害によって損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）を行います。撤去等は、倒壊のおそれのある家屋を優先する等、優先順位をつけて作業を進めます。

(7) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して他市町村や大阪府、民間事業者等へ支援を要請します。被災自治体の廃棄物部局では支援を受け入れるための体制（受援体制）を構築します。

(8) 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物を仮置きし、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう分別や破碎等を行います。

(9) 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止や粉じん・騒音・振動、悪臭・害虫対策等、必要な環境対策を行います。

(10) 貴重品・思い出の品対応

廃棄物の中から貴重品が出てきた場合には警察に届け出ます。思い出の品は適切に保管し、持ち主に返却します。

(11) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、市民や事業者へ広報を行います。また支援を受け入れたり、処理を依頼したりするため、支援者や処理先との交渉を行います。

(12) 予算措置・契約事務

災害廃棄物処理のための事業費を確保します。また処理事業者との契約事務を行います。

【参考2 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ】

(1) 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域における生活ごみ及び避難所ごみを平時と同様の区分で収集し、処理施設へ搬入して処理します。焼却施設や不燃ごみ処理施設等から生じる焼却残さや不燃残さ等を最終処分します。

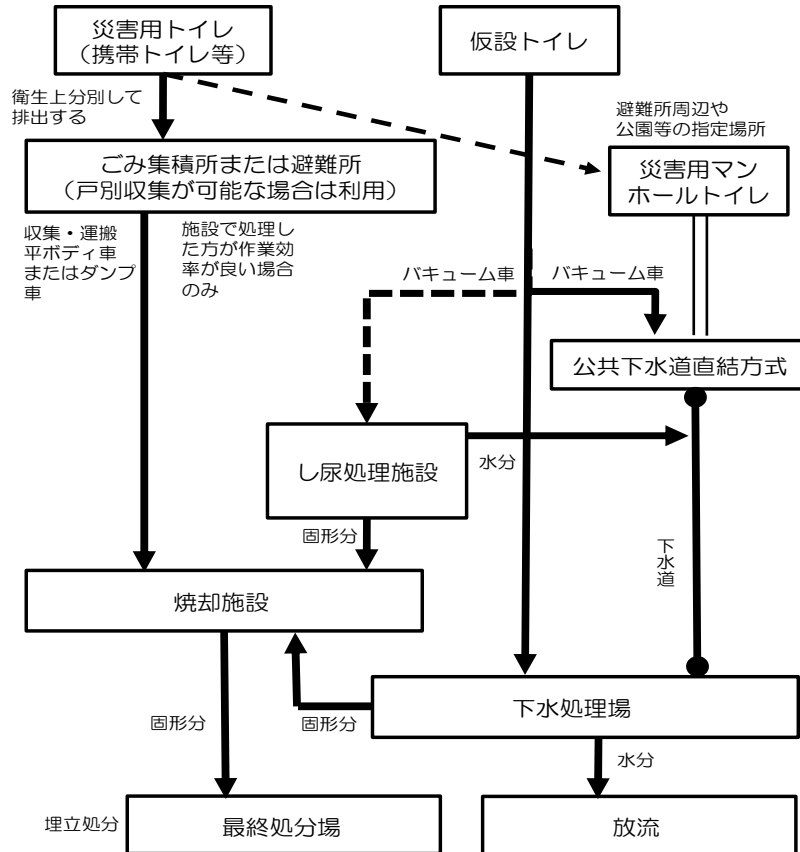


図 73 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ (例)

(2) し尿処理の流れ

くみ取りし尿はし尿処理施設や下水処理施設へ運搬して処理するほか、災害用マンホールトイレや下水道へ直接投入します。携帯トイレ等は焼却施設へ搬入して焼却処理します。

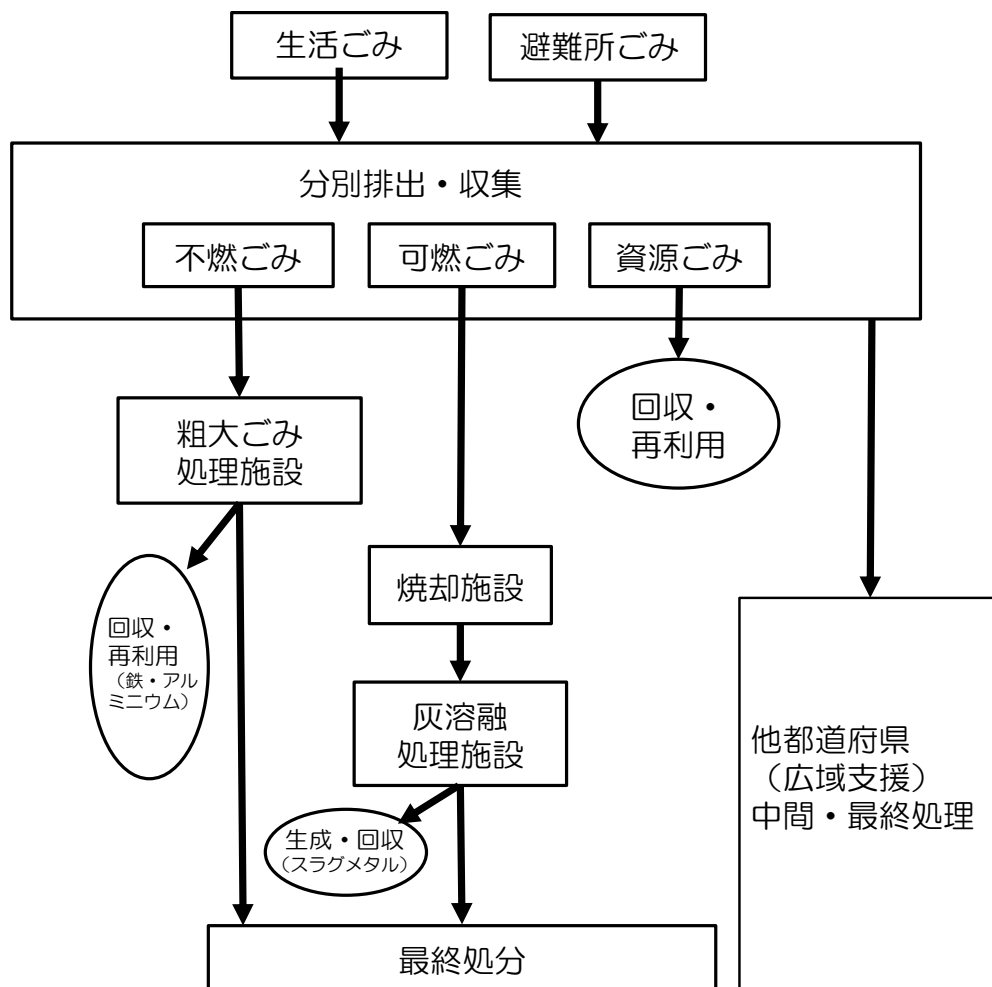


図 74 し尿処理の流れ (例)

(3) 災害廃棄物の処理の流れ

市民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみは、処理先への搬出までの間、一次仮置場で一時的に保管します。必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理します。一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却等を行います。再資源化できない廃棄物は最終処分します。

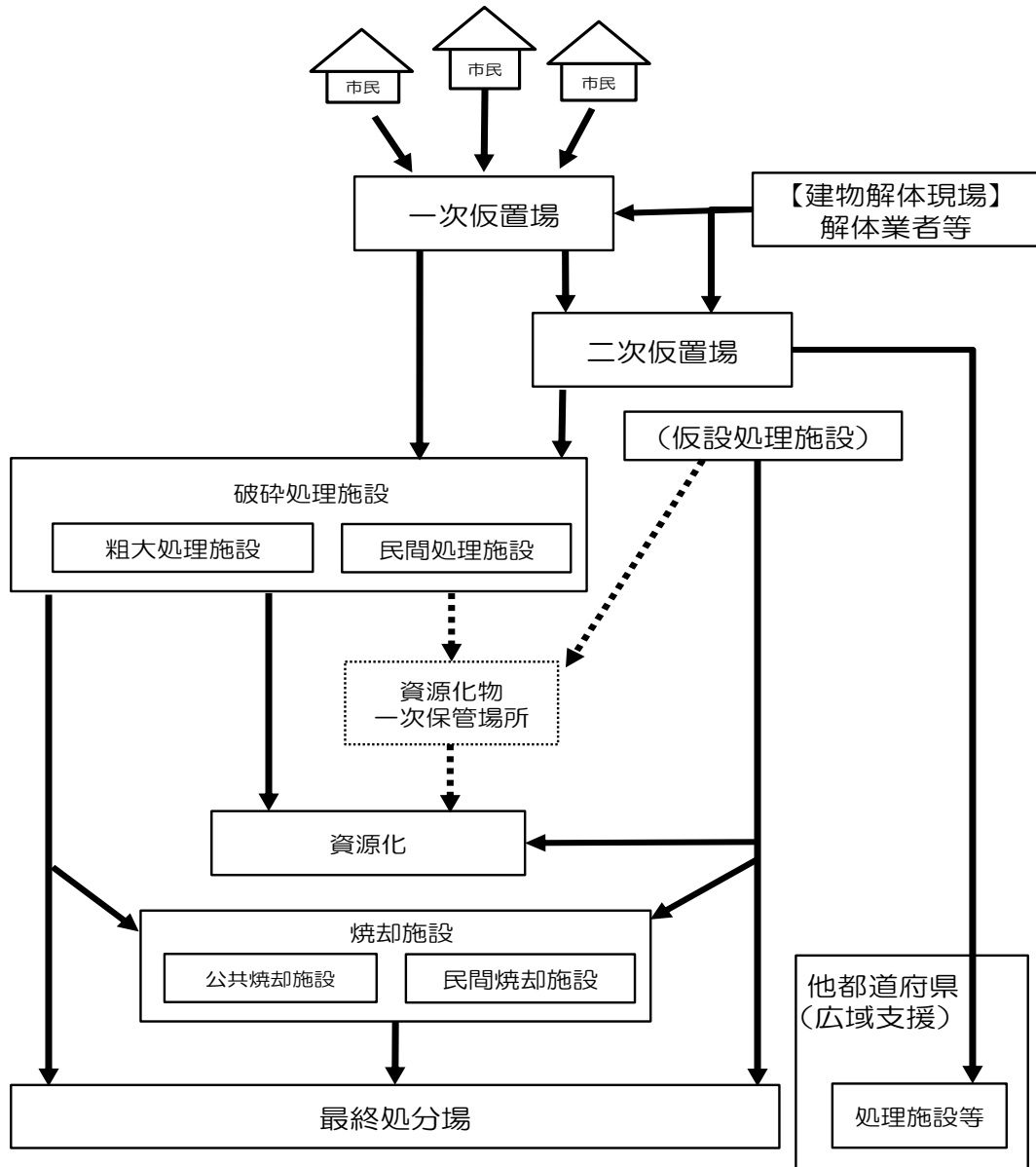


図 75 災害廃棄物の処理の流れ (例)

表 35 仮置場等の説明

用語	説明
一次仮置場	市民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため市が設置する仮置場。
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場で仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。

【参考3 仮置場】

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管します。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響を来たさないよう、廃棄物の種類毎に分別し、仮置き・保管します。

(1) 一次仮置場の必要面積

「第1節(3)被害想定に基づく災害廃棄物の発生量」に示した災害廃棄物の発生量を基に、一次仮置場の必要面積を推計すると、必要な一次仮置場は災害廃棄物発生量が最も発生確率が高いとされる南海トラフ巨大地震の場合で約55,000m²となります。

なお、詳細な必要面積等については今後検討するものとします。

【仮置場の必要面積の算定方法（簡易推計式）】

$$\text{面 積 (m}^2\text{)} = \text{震災廃棄物の発生量 (千 t)} \times 87.4 \text{ (m}^2\text{/t)}$$

$$\text{本市必要面積 (m}^2\text{)} = 631 \text{ 千 t} \times 87.4 \text{ (m}^2\text{/t)}$$

$$= 55,149 \text{ m}^2$$

(出典：環境省 災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト 技術資料(1)震災編 3) 災害廃棄物処理「1-14-4 仮置場の必要面積の算定方法PDF」より)

(2) 仮置場候補地の選定

仮置場の必要面積を考慮し、市内で偏りが生じないように、可能な限り地域毎に仮置場の候補地を選定します。なお、二次仮置場については、一次仮置場よりも広い面積の候補地を選定します。

仮置場候補地は、以下の点を考慮して選定します。

[候補地の種類例]

- ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、都道府県有地・国有地当） ※船舶の係留等
- ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
- ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
- ④応急仮設住宅、自衛隊の野営場、避難所などほかの優先的な土地利用ニーズが見込まれない地域

[選定時の留意点]

- ・都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」等を参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。
- ・仮置場の候補地については、可能であれば土壤汚染の有無等を事前に把握する。
- ・複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。
- ・津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所（沿岸部や廃棄物処分場跡地等）の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要がある。

(出典：環境省 災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト 技術資料(1)震災編 3) 災害廃棄物処理「1-14-5 仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項」より)

◆ 卷末資料

- ・ 計画の策定経過
- ・ 諮問書及び答申書
- ・ 用語解説
- ・ 委員名簿